

令和6年度 大東市教育委員会 3月 定例会 議事録

1. 開催年月日

令和7年3月25日（火） 午前10時00分～午前11時50分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|-----------|--------|
| ・教育長 | 岡本 功 |
| ・教育長職務代理者 | 太田 忠雄 |
| ・教育委員 | 齊藤 めぐみ |
| ・教育委員 | 中野 健一郎 |
| ・教育委員 | 澤田 真由美 |

4. 出席説明員（18名）

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ・教育総務部長兼教育企画室長 | 北本 賢一 |
| ・学校教育政策部長 | 渡邊 良 |
| ・教育総務部総括次長兼学校管理課長 | 芦田 雄一 |
| ・教育総務部次長兼教育総務課長 | 杉谷 明子 |
| ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 | 村島 正浩 |
| ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 | 前島 康浩 |
| ・教育総務部教育総務課北条青少年教育センター所長 | 青木 浩之 |
| ・教育総務部兼学校教育政策部教育企画室課長 | 有東 良博 |
| ・教育総務部家庭・地域教育課長 | 長町 幸一 |
| ・学校教育政策部教職員課長 | 泉谷 匡俊 |
| ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 | 川阪 栄介 |
| ・学校教育政策部課長兼教育研究所長 | 浅井 裕子 |
| ・学校教育政策部ICT教育戦略課参事 | 山本 和人 |
| ・産業・文化部生涯学習課長 | 家村 幸一 |
| ・産業・文化部スポーツ振興課長 | 松本 茂之 |
| ・総務部長 | 鳥山 和郎 |
| ・総務部人事課長 | 西浦 剛平 |
| ・教育総務部教育総務課課長補佐 | 西村 公江 |

5. 傍聴者 3名

6. 議事日程

- | | |
|-----------|---|
| 日 程 第 1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日 程 第 2 | 教育長の報告 |
| 日 程 第 3 | 教委議案第 1 2 号
令和 7 年度社会教育に関する施策の重点目標について |
| 日 程 第 4 | 教委議案第 1 3 号
令和 7 年度社会教育委員の委嘱について |
| 日 程 第 5 | 教委議案第 1 1 号
令和 7 年度大東市教育委員会事務局職員人事について |
| 日 程 第 6 | 教委議案第 1 4 号
大東市教育委員会の保有個人情報等の安全管理措置に関する規程の制定及び大東市教育委員会特定個人情報等取扱規程の廃止について |
| 日 程 第 7 | 教委議案第 1 5 号
令和 7 年度大東市公立学校園に対する指示事項について |
| 日 程 第 8 | 教委議案第 1 6 号
大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日 程 第 9 | 教委議案第 1 7 号
「令和 7 年度中学生チャレンジテスト」への参加について |
| 日 程 第 1 0 | 一般業務報告 |

7. 教育長の報告 資料

令和7年 2月

令和7年3月25日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定（太字:教育長・教育委員出席）	備考
1	土	北河内薬剤師会新年互礼会	
2	日		
3	月	農産物品評会表彰式	
4	火	教育委員会定例会	
5	水	大東市小学校教育研究会教科専門部会（住道北小）、（仮称）ほうじょう学園地域説明会	
6	木	校園長会	
7	金		
8	土	大東市文化協会創立40周年記念祝賀会	
9	日	（仮称）ほうじょう学園地域説明会	
10	月		
11	火	建国記念の日	
12	水		
13	木	教頭・主任会	
14	金		
15	土		
16	日		
17	月	経営会議、幹部会議、総合計画・総合戦略推進本部会議	
18	火	市町村教育委員会教育長会議	
19	水		
20	木		
21	金	来年度予算記者発表、生徒会との交流会（住道中）	
22	土	大東市退職校長会	
23	日	天皇誕生日	
24	月	振替休日	
25	火	本会議、予算決算委員会（前期全体会）、全員協議会	
26	水		
27	木		
28	金		
＜備考＞ 変更となる場合があります。			

令和7年3月25日

教育長報告 資料

令和7年 3月

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	土		
2	日	本会議(日曜議会)	
3	月	表敬訪問(ソフトテニス)	
4	火	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
5	水	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
6	木	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
7	金	校園長会	
8	土		
9	日		
10	月		
11	火	教頭・主任会	
12	水	表敬訪問(空手)	
13	木		
14	金	中学校卒業式	
15	土	北条青少年教育センターこどもまつり&ライブ	
16	日	大東市青少年指導員会総会、大東市こども会育成連絡協議会総会	
17	月	幼稚園卒園式	
18	火	小学校卒業式、予算決算委員会(後期全体会)	
19	水	本会議	幼稚園修了式
20	木	春分の日	
21	金	本会議	春季休業日 (幼稚園)
22	土		
23	日		
24	月	本会議	小・中学校修了式
25	火	教育委員会定例会、経営会議	春季休業日 (小・中学校)
26	水		
27	木		
28	金		
29	土		
30	日		
31	月	辞令交付式	
<<備考>> 変更となる場合があります。			

令和7年 4月

日	曜	教育長活動予定（太字:教育長・教育委員出席）			備考
1	火	新規採用教職員辞令交付式、開会議会			
2	水				
3	木	大東市公立学校(園)長・教頭・主任等合同会	春季休業日(小・中学校)	春季休業日(幼稚園)	
4	金	「春の全国交通安全運動」早朝街頭キャンペーン、市町村教育委員会教育長会議			
5	土				
6	日				
7	月	小学校入学式			
8	火	中学校入学式			1学期始業式(小・中学校)
9	水	幼稚園入園式			
10	木				1学期始業式(幼稚園)
11	金	大阪府都市教育長協議会総会・定例会			
12	土				
13	日				
14	月				
15	火				
16	水				
17	木				
18	金	北河内地区教育長協議会			
19	土				
20	日				
21	月				
22	火	教頭・主任会			
23	水				
24	木	近畿都市教育長協議会定期総会			
25	金	近畿都市教育長協議会定期総会			
26	土				
27	日				
28	月				
29	火	昭和の日			
30	水				
<<備考>> 変更となる場合があります。					

8. 議案書

教委議案第 1 2 号

令和 7 年度社会教育に関する施策の重点目標について

令和 7 年度社会教育に関する施策の重点目標について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 1 2 号の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。ただし、大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和 2 年条例第 4 1 号）で定める事務を除く。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

令和 7 年度の社会教育に関する施策の重点目標を設定し、社会教育施策の充実を図るため。

令和7年度 社会教育に関する施策の重点目標（案）

【生涯学習課・スポーツ振興課】

人口減少時代における地方自治体の発展に、社会教育の役割と期待が高まるなか、本市では、社会教育を教育委員会だけで推進するのではなく、市全体で取り組むべく、産業・文化部を創設し、社会教育を基盤とした、人づくり・地域づくり・つながりづくりに取り組んでいるところである。

個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、多様化する市民ニーズに応じた学習機会の提供が、市民一人ひとりの学びに効果を発揮し、市民の学びが地域に活かされ、地域の活性化がコミュニティのさらなる醸成につながるという、まちづくり視点による社会教育の推進を目標とする。

また、児童・生徒においては、学校以外での学びの機会がコミュニケーション能力を育むうえで必要不可欠なものであり、地域住民との交流の中で社会性を高め、ふれあいにより自尊感情が養われる。一方では、地域住民が自らの知識や経験を発揮する機会を提供することも社会教育の大きな役割の一つであり、住民の生きがいつくりや地域の課題解決に資する活動支援も求められている。

市民一人ひとりが生涯にわたる学習で自己の資質を高め続けながら、個々の学びがサークル活動として地域に広がり、個人の自己実現と地域の活性化がより豊かな人生につながる。この「学びの循環」という生涯学習の理念達成に向けた、本市の社会教育に関する施策の重点目標を定め、さらなる市民生活の充実と地域振興の促進に取り組むものとする。

【重点目標】

1 社会教育施設の活用

市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な学習の機会充実を図るため、施設整備及び施設間連携など社会教育施設の有効活用に努める。

2 社会教育団体等との連携

少子化や核家族化、都市化による人間関係の希薄化は、社会教育の推進を図るうえで重要な課題である。社会教育団体等との連携により地域力を強化し、社会教育のさらなる推進を図る。

3 人権尊重のまちづくりの取り組み

社会教育に関する施設の運営や事業実施に際しては、人権に十分配慮して、子どもから高齢者までの全世代、障害の有無や性別などに関係なく、等しく社会教育の機会を提供するとともに、安心して参加できる環境づくりに努める。

1 社会教育施設の活用

- ① 社会教育をはじめとする生涯学習施策の推進を図るため、職員と施設スタッフの専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証による事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。
- ② 各施設を社会教育活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用しやすい施設となるよう環境整備に努め、安心して施設利用できる環境を提供する。
- ③ 各施設の利用者の安全や利便性を確保するため、老朽化した施設・設備の改修を計画的に行い、かつ、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、誰もが快適に利用できる施設運営に努める。
- ④ 社会教育施設をはじめ、子育て支援施設等他の施設との事業連携を進めることで、あらたな利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。
- ⑤ 生涯学習センターを中心に、各施設で市民のサークル活動や生涯学習活動のきっかけとなるような事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民参画の機会創出に努め、活動者の組織化と組織後の活動支援により市民の生涯学習や社会教育活動を活性化する。
- ⑥ 社会人の自己成長（スキルアップ）を支援する講座等の事業に積極的に取り組み、リカレント教育の拡充を図る。
- ⑦ 本市の歴史を学ぶことは、市民の郷土愛やシビックプライドの醸成にも効果を発揮することから、国史跡飯盛城跡や市史跡平野屋新田会所跡について広く市民に周知し、理解を深めていただくための講座の開催やパンフレット等を作成する。
- ⑧ 人材登録バンク（だいとう人財問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により社会教育環境の充実に努める。
- ⑨ 図書館が市民の調査研究等、学習の拠点となるよう、図書の数・種類の適正管理やレファレンスサービスの充実、多種多様なイベント実施による来館者の拡充に努めるとともに、学校図書室の支援に取り組み、児童・生徒の読書習慣の一層の推進に努める。
- ⑩ 電子図書館の推進による学びの選択肢の拡大や、図書館を地域住民の交流拠点・憩いの場として活用するなど、新たな付加価値の研究に取り組む。
- ⑪ 電子図書館の利用や、図書館を使った調べ学習・探求学習の実施により、学校と連携した子どもの読書活動の一層の推進を図る。
- ⑫ 公民館の設置目的である、地域生活に根ざした事業「集まる」・生活文化を高める事業「学ぶ」・地域連帯を強める事業「つなぐ」が、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化により転換期を迎えていることを認識し、新たな事業スタイルを研究する。
- ⑬ 野外活動センターにおける野外活動や集団生活等の機会を創出し、青少年の健全育成を図るとともに、自然体験による市民の心身の健康、豊かで潤いのある生活に寄与する。
- ⑭ オンライン予約やキャッシュレス決済、Wi-Fi等、ICT技術の活用を図り、市民のまなびに係る利便性の向上と生涯学習活動の拡大を図る。

2 社会教育団体等との連携

- ① 単位こども会が減少を続ける状況を踏まえ、子どもの健全育成や地域住民の交流を担うインフラとしてのこども会組織を維持するため、大東市こども会育成連絡協議会と連携し、単位こども会活動の支援に努める。
- ② 子どもの放課後の居場所づくりを拡充するため、図書館や公民館等の社会教育施設の活用について、指定管理者と意見交換を行いながら、積極的な事業展開を推進する。
- ③ 青少年の健全育成に関する、さまざまな活動情報の発信を強化することにより、青少年指導員会等、地域教育を担う次世代のボランティアを獲得し、持続性のある循環型活動の定着化に努める。
- ④ 行政内部の横断的な取り組みによるネットワーク型の社会教育について研究を行い、企業・NPO・大学等との連携による多面的な事業実施に取り組む。
- ⑤ 舞台芸術をはじめとする文化事業において、市民文化自主事業を効果的かつ効率的に運営し、市民参加型イベントなど生涯学習活動への発展も期待できるような事業実施について検討する。
- ⑥ 市民文化祭は、市民が日頃の活動を発表することによる達成感がさらなる向上心につながり、かつ、舞台、展示を鑑賞する市民にとっても、文化・芸術にふれる機会、文化活動をはじめめるきっかけにもなることから、文化協会を中心とした市民主体の運営のさらなる拡充に努める。
- ⑦ 文化芸術団体の育成・指導者の養成・活動の場の提供・情報提供等、市民活動の活性化に必要な条件を整え、自主的な文化活動を促進する。
- ⑧ 総合文化センター指定管理者と文化協会の相互連携を強化することにより、文化協会に加盟する市民活動団体が円滑に機能、発展できるよう努める。
- ⑨ 指定管理者同士の連携を図り、各体育施設の特徴、能力を生かした取り組みの情報等を共有し、市民のスポーツ振興や健康意識の向上を目的とした事業について、効果的な事業が実施できるよう努める。
- ⑩ 各種スポーツ教室や講習会の充実をはじめ、社会教育団体等との連携を強化することで市民のスポーツニーズの把握に努め、より一層魅力ある事業の在り方を研究し、市民の健康増進や地域活性化を図る。
- ⑪ 障害の有無に関わらず、様々なニュースポーツに接することができる「大東市ニュースポーツフェスティバル」を開催するなど、社会教育団体等との連携を強化することでスポーツを通じたインクルージョンへの理解を深める。
- ⑫ 産業分野においては地域の活性化、介護分野においては認知症予防効果、教育分野においてはプログラミングやコミュニケーション能力の向上など、eスポーツが持つ様々な可能性を社会教育団体等と連携し、広く周知・啓発や取り組みを行うことで社会課題の解決を図る。

3 人権尊重のまちづくりの取り組み

- ① 社会教育活動等を行う団体における人権研修の充実と各種研修機会を活用した市民の人権意識の向上に努める。
- ② 高度情報社会の中で人権を侵害する行為が発生していることから、ネットリテラシー教育など、職員と施設スタッフに対するさまざまな研修の機会を活用し、個人情報の保護をはじめとする人権意識の高揚を図る。
- ③ 社会教育活動を通じた世代間交流や様々な人々の交流による相互理解の促進に努め、様々な課題を有する人々が、社会的、文化的、経済的水準の向上を図ることができるよう活動を支援する。
- ④ 障害者をはじめ、青少年や女性、高齢者などの積極的な社会参加を促進するための社会教育活動の推進に努める。
- ⑤ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「大東市こころふれあう手話言語条例」等、あらゆる法令の趣旨を踏まえ、すべての市民が安心・安全に利用できる施設改善や社会的障壁の除去に配慮した運営と人権意識の高揚に努める。
- ⑥ 日本語読み書き講座により在住外国人の日常生活の支援を図るとともに、在住外国人と市民との交流イベントを開催する。また、早稲田大学留学生のインターンシップ事業などにより、市民の異文化理解を促進する。

教委議案第 13 号

令和 7 年度大東市社会教育委員の委嘱について

令和 7 年度大東市社会教育委員の委嘱について、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡本 功

理 由

社会教育委員を委嘱するため。

【別表】

(5 0 音順)

所属団体	氏名	備考
大東市体育協会	あきやま 秋山 えつこ 悦子	再任
大東市こども会育成連絡協議会	おおにし 大西 やすはる 泰治	再任
大東市文化協会	かたおか 片岡 みつぞう 三蔵	再任
一般社団法人 大東青年会議所	こだま 児玉 りょう 亮	新任
大阪産業大学	しおみ 塩見 こういち 剛一	再任
大東市スポーツ推進委員会	すずき 鈴木 ひでお 英夫	再任
四條畷学園短期大学	やすたに 安谷 もとのぶ 元伸	新任
大東市公立中学校長会		新任

任期：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

教委議案第 14 号

大東市教育委員会の保有個人情報等の安全管理措置に関する規程
の制定及び大東市教育委員会特定個人情報等取扱規程の廃止に
ついて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第
21 条第 19 号及び第 25 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、大東市教育委員会の
保有個人情報等の安全管理措置に関する規程の制定及び大東市教育委員会特定
個人情報等取扱規程の廃止について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求め
る。

令和 7 年 3 月 25 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 1 項の規
定に基づく保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置に関し必要な
事項を定めるため。

大東市教育委員会の保有個人情報等の安全管理措置に関する規程（案）

令和 年 月 日

教委庁達第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、保有個人情報並びに個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語の意義は、個人情報の保護に関する法律及び番号法において使用する用語の例による。

（総括保護管理者）

第3条 保有個人情報及び特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括するため、総括保護管理者を置く。

2 総括保護管理者は、教育長をもって充てる。

（保護管理者）

第4条 保有個人情報等の適切な管理を行うため、保有個人情報等を取り扱う課等（大東市教育委員会事務局組織規則（令和3年教委規則第1号）第2条に規定する課等（課、室又は教育研究所をいう。以下同じ。）、大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号）第2条に規定する幼稚園並びに大東市立小・中学校設置条例（昭和39年条例第12号）第2条に規定する市立小学校及び中学校に保護管理者を置く。

2 保護管理者は、課等の長（幼稚園にあっては園長、市立小学校及び中学校にあっては学校長）をもって充てる。

（保護担当者）

第5条 保護管理者を補佐し、その所属する課等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当するため、保護担当者を置く。

2 保護担当者は、課等の課長補佐及び上席主査（幼稚園にあっては副園長及び主任教諭、

市立小学校及び中学校にあつては教頭）をもって充てる。

（監査責任者）

第6条 保有個人情報等の管理状況について監査するため、監査責任者を置く。

2 監査責任者は、教育総務部長をもって充てる。

（その他の安全管理措置）

第7条 前4条に定めるもののほか、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するための措置に関し必要な事項は、市長が管理する特定保有個人情報等の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（大東市教育委員会特定個人情報等取扱規程の廃止）

2 大東市教育委員会特定個人情報等取扱規程（令和元年教委庁達第2号）は、廃止する。

○大東市教育委員会特定個人情報等取扱規程

令和元年8月1日
教委庁達第2号

(目的)

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、大東市教育委員会が行う個人番号利用事務及び個人番号関係事務における個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の適正な取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。
(準用)

第2条 大東市特定個人情報等取扱規程(平成31年庁達第9号)第2条から第21条までの規定は、大東市教育委員会の特定個人情報等の取扱いについて準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「副市長」とあるのは「教育長」と、「大東市文書取扱規程(平成6年庁達第2号)」とあるのは「大東市教育委員会文書取扱規程(平成9年教委庁達第1号)」と、「大東市文書取扱規程」とあるのは「大東市教育委員会文書取扱規程」と、「総務部長」とあるのは「教育総務部長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年教委庁達第2号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

○大東市保有個人情報等の安全管理措置に関する規程

令和7年1月21日
庁達第11号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 管理体制(第3条—第8条)
- 第3章 職員の責務(第9条)
- 第4章 保有個人情報等の取扱い(第10条—第22条)
- 第5章 情報システムにおける安全の確保等(第23条—第38条)
- 第6章 情報システム室の安全管理(第39条・第40条)
- 第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等(第41条・第42条)
- 第8章 安全管理上の問題への対応(第43条—第45条)
- 第9章 監査及び点検の実施(第46条—第48条)
- 第10章 補則(第49条)

附則

- 第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、保有個人情報並びに個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の適正な取扱いを確保するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、個人情報保護法及び番号法において使用する用語の例による。

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第3条 保有個人情報及び特定個人情報等(以下「保有個人情報等」という。)の管理に関する事務を総括するため、総括保護管理者を置く。

2 総括保護管理者は、副市長をもって充てる。

(保護管理者)

第4条 保有個人情報等の適切な管理を行うため、保有個人情報等を取り扱う課等(大東市文書取扱規程(平成6年庁達第2号)第2条第2号に規定する課等をいう。以下同じ。)に保護管理者を置く。

2 保護管理者は、課等の長をもって充てる。

3 保護管理者は、その所属する課等における保有個人情報等の適切な管理に関する事務を掌理する。

4 保護管理者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合は、情報システム管理者(各情報システムを管理する課等の長をいう。以下同じ。)と連携して、前項の事務を行うものとする。

5 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う職員(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者(第42条第9項において「派遣労働者」という。))を含む。以下「特定個人情報等取扱者」という。)及びその役割並びに当該特定個人情報等取扱者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定するものとする。ただし、当該指定する範囲は、特定個人情報等の秘匿性の程度、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無並びに漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)が発生した場合に生じ得る被害の性質及び程度等(以下「秘匿性等」という。)に応じて、当該特定個人情報等取扱者が業務を行う上で必要最小限のものでなければならない。

6 保護管理者は、その所属する課等における次に掲げる体制を整備する。

(1) 特定個人情報等取扱者がこの規程その他関係法令等に違反している事実又は兆候を把握した場合における総括保護管理者への報告体制及び連絡体制並びに対応体制

(2) 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合における特定個人情報等取扱者から保護管理者への報告体制及び連絡体制並びに対応体制

7 特定個人情報等を複数の課等で取り扱う場合は、各保護管理者間で調整を行い、各課等が分担する特定個人情報等を取り扱う事務の範囲及び責任を明確にするものとする。

(保護担当者)

第5条 保護管理者を補佐し、その所属する課等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当するため、保護担当者を置く。

2 保護担当者は、課等の課長補佐及び上席主査をもって充てる。

(監査責任者)

第6条 保有個人情報等の管理の状況について監査するため、監査責任者を置く。

2 監査責任者は、総務部長をもって充てる。

(保有個人情報等の適切な管理のための会議)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を定期又は随時に開催することができる。

2 前項の会議には、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識又は経験を有する者を参加させることができる。
(研修)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理を行うため、統括情報セキュリティ責任者(総合的な情報施策の企画及び調整に関する事務をつかさどる部等の長をいう。以下同じ。)と連携して、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な研修を行うものとする。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、保有個人情報等の適切な管理のための研修を定期的実施するものとする。

4 保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理を行うため、職員に対し、総括保護管理者が実施する研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 職員の責務

第9条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、この規程その他関係法令等を遵守し、並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

2 職員は、ネットワーク又は情報システムを利用して保有個人情報等を取り扱う場合には、大東市情報セキュリティ基準に関する規程(平成15年庁達第5号)第2条に規定する情報セキュリティポリシーに定められた事項を遵守しなければならない。

第4章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第10条 保護管理者は、保有個人情報等にアクセスする権限(以下この条において「アクセス権限」という。)を付与する職員の範囲及びアクセス権限の内容を指定するものとする。ただし、当該指定する範囲は、保有個人情報等の秘匿性等に応じて、当該職員が業務を行う上で必要最小限のものでなければならない。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスをしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスをしてはならず、アクセスは必要最小限にとどめなければならない。

(複製等の制限)

第11条 保護管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限にとどめ、職員は、保護管理者の指示に従い、これを行うものとする。

(1) 保有個人情報等の複製

(2) 保有個人情報等の送信

(3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第12条 職員は、保有個人情報等の内容に誤りを発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第13条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体を保管する場所の施錠等の保有個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、職員が保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合に備え、原則として、パスワード等(暗証符号、ICカード(集積回路を組み込んだカードをいう。)、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(第23条第1項及び第39条第4項において「認証機能」という。)を設定する等のアクセスを制御するために必要な措置を講ずるものとする。

3 職員は、特定個人情報等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条及び第41条において同じ。)による場合、インターネットに接続された情報通信機器及び端末機器に当該情報を保存してはならない。

(誤送付等の防止)

第14条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付若しくは誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う保有個人情報等の秘匿性等に応じて、複数の職員による確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

- 第15条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能となる方法により当該保有個人情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。
- 2 保護管理者は、前項の保有個人情報等の消去又は媒体の廃棄を委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)して行う場合には、必要に応じて職員を消去若しくは廃棄に立ち合わせ、又は写真等を付した消去若しくは廃棄を証明する書類を求める等、委託先において消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。
(保有個人情報等の取扱状況の記録)
- 第16条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。
(外的環境の把握)
- 第17条 保有個人情報等が、外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
(個人番号の利用の制限)
- 第18条 特定個人情報等取扱者は、番号法及び太東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第32号)に定める事務を処理する場合に限り、個人番号を利用するものとする。
(個人番号の提供の求めの制限)
- 第19条 特定個人情報等取扱者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)を処理するために必要な場合その他番号法に定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。
(特定個人情報ファイルの作成の制限)
- 第20条 特定個人情報等取扱者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法に定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。
(特定個人情報の収集等の制限)
- 第21条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。
- 2 特定個人情報等取扱者は、個人番号利用事務等において個人番号を収集するときは、原則として、個人番号カード、運転免許証等により本人確認を行うものとする。ただし、個人番号関係事務において職員から個人番号を収集する場合であって、以前に本人確認を行い、本人に相違ないことが明らかな者については、特定個人情報等取扱者が当該職員を知覚し、本人であることを認識することにより本人確認に代えることができる。
- 3 特定個人情報等取扱者は、個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の提示を求めることにより、個人番号の確認を行うものとする。ただし、これらの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これらに代えて次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
- (1) 過去に本人確認の上収集した個人番号の記録を照合すること。
- (2) 官公署又は個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(個人番号及び氏名並びに生年月日又は住所が記載されているものに限る。)の提示を受けること。
- 4 個人番号利用事務において、前項第2号の方法により個人番号の確認を行うことが困難であると認められる場合は、団体内統合宛名システム(事務処理上必要となる基本4情報(氏名、住所、性別及び生年月日をいう。)を業務横断的に管理し、団体内統合宛名番号(本市が所有するシステムにおいて個人を一意に特定するために付番されている番号及び中間サーバーにおける符号と一意に個人を特定する番号をいう。)を用いた中間サーバーとの情報連携を実施するシステムをいう。)により番号確認を行うことができる。
- 5 個人番号利用事務において、第3項第2号及び前項の方法により個人番号の確認を行うことが困難であると認められる場合に限り、住民基本台帳ネットワークシステムにより番号確認を行うことができる。
(取扱区域)
- 第22条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、特定個人情報等取扱者以外の者が特定個人情報等を閲覧できないよう措置を講ずるとともに、特定個人情報等が記載された書類等の盗難、紛失等を防止するための安全管理措置を講ずるものとする。
- 第5章 情報システムにおける安全の確保等
(アクセス制御)
- 第23条 情報システム管理者及び保護管理者(以下「情報システム管理者等」という。)は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。第31条を除き、以下この章及び次章において同じ。)の秘匿性等に応じて、認証機能を設定する等の当該保有個人情報等へのアクセスを制御するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 情報システム管理者等は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備を行い、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。
(アクセス記録)

- 第24条 情報システム管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等に応じて、当該保有個人情報等へのアクセスの状況を記録し、当該記録(以下この条において「アクセス記録」という。)を一定期間保存するとともに、アクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 情報システム管理者等は、アクセス記録の窃取、改ざん又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
(アクセス状況の監視)
- 第25条 情報システム管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等及び量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のために必要な措置を講ずるものとする。
(管理者権限の設定)
- 第26条 情報システム管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等に応じて、情報システムの管理者権限を不正に窃取された場合の被害を最小限にとどめるため及び内部からの不正操作等の防止のため、当該管理者権限を最小限にとどめる等の必要な措置を講ずるものとする。
(外部からの不正アクセスの防止)
- 第27条 情報システム管理者等は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正なアクセスを防止するため、必要な措置を講ずるものとする。
(不正プログラムによる漏えい等の防止)
- 第28条 情報システム管理者等は、コンピュータウイルス等の有害なプログラム(以下この条及び第43条第2項において「不正プログラム」という。)による保有個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。
(情報システムにおける保有個人情報等の処理)
- 第29条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製を行う場合には、対象を必要最小限にとどめ、当該処理が終了したときは、不要となった情報を速やかに消去するものとする。
- 2 情報システム管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。
(暗号化)
- 第30条 情報システム管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 職員は、処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等に応じて、適切に暗号化を行うものとする。
(入力情報の照合等)
- 第31条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。
(バックアップ)
- 第32条 情報システム管理者等は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップ(ソフトウェア及びデータの滅失又は毀損に備え、当該データの複製を行うことをいう。)を作成し、分散して保管するために必要な措置を講ずるものとする。
(情報システム設計書等の管理)
- 第33条 情報システム管理者等は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に漏れることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。
(端末機器の限定)
- 第34条 情報システム管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等に応じて、当該保有個人情報等の処理を行う端末機器を限定するために必要な措置を講ずるものとする。
(端末機器の盗難防止等)
- 第35条 情報システム管理者等は、端末機器の盗難又は紛失の防止のため、端末機器の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 職員は、情報システム管理者が必要であると認める場合を除き、端末機器を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。
(閲覧防止)
- 第36条 職員は、端末機器の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムの接続の解除を徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。
(記録機能を有する機器等の接続制限)
- 第37条 情報システム管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン等の記録機能を有する機器又は媒体の情報システム端末機器等への接続の制限(当該情報システム端末機器等の更新に係る対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。
(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)
- 第38条 情報システム管理者は、個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第26条第1項第2号に規定するサイバーセキュリティに

関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティ([同法第2条](#)に規定するサイバーセキュリティをいう。)の水準を確保するものとする。

第6章 情報システム室の安全管理

(入退室管理)

第39条 情報システム管理者は、保有個人情報等を取り扱うサーバー等の機器を設置する区域(以下この条及び[次条](#)において「情報システム室」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い、監視設備による監視等の措置を講ずるものとする。

- 2 情報システム管理者は、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認めるときは、[前項](#)の措置と同様の措置を講ずるものとする。
- 3 情報システム管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室の出入口を指定することによる入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。
- 4 情報システム管理者は、情報システム室の入退室の管理について、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定め、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室の管理)

第40条 情報システム管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

- 2 情報システム管理者は、災害等に備え、情報システム室に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバー等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第41条 保護管理者は、[個人情報保護法第69条第2項第4号](#)の規定に基づき、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保のための措置を講ずるよう求めるとともに、必要があると認めるときは、実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するものとする。

- 2 [前項](#)の結果に照らして必要と認めるときは、保護管理者は、改善を要求する等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、[個人情報保護法第69条第2項第3号](#)の規定に基づき、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、[前2項](#)に規定する措置を講ずるものとする。
- 4 特定個人情報等取扱者は、[番号法](#)に規定する場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(業務の委託等)

第42条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託を受ける者との契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。
 - (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項
 - (2) 再委託(再委託先が委託先の子会社([会社法\(平成17年法律第86号\)第2条第3号](#)に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下この条において同じ。)の制限又は事前承認等の再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
 - (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (7) 法令又は契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任等に関する事項
 - (8) 契約内容の遵守状況についての定期的な報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。))
- 3 個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託先において、本市が果たすべき措置と同等の措置を講ずることができることをあらかじめ確認するものとする。
- 4 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合における取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限のものでなければならない。
- 5 保有個人情報等の取扱いに係る業務(当該業務に係る個人情報の取り扱い期間が6月を超えるものに限る。)を委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、適宜の方法により確認を行うものとする。
- 6 [前項](#)の確認のほか、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託を受けた者において、本市が果たすべき措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 7 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に[第1項](#)及び[第2項](#)に規定する措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等に応じて、委託先を通じ

て又は本市が第5項の規定による確認を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。

- 8 前項に定めるもののほか、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で、再委託の諾否を決定するものとする。
- 9 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者の派遣に係る契約書に秘密保持義務等の保有個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 10 保有個人情報等を提供し、又は業務を委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性を考慮し、必要に応じて、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

第8章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第43条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、特定個人情報等取扱者がこの規程その他関係法令等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全管理上の問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合には、これらの事案(以下この章において「事案」という。)の発生等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。
- 2 保護管理者は、事案が発生したときは、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正なアクセス又は不正プログラムの感染が疑われる端末機器等の通信の切断等、被害の拡大防止のため直ちに行うことができる措置については、これを行い、又は職員に行わせるものとする。
 - 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
 - 4 総括保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに市長に報告するものとする。
 - 5 保護管理者は、事案が発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している課等に当該措置を共有するものとする。

(個人情報保護法に基づく報告及び通知)

第44条 漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要するときは、前条の規定による措置と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力するものとする。

(公表等)

第45条 個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第9章 監査及び点検の実施

(監査)

第46条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに規定する措置の状況を含む保有個人情報等の管理の状況について、定期又は随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第47条 保護管理者は、課等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第48条 総括保護管理者及び保護管理者は、前2条の監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第10章 補則

第49条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報等の適正な取扱いを確保するための措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(大東市特定個人情報等取扱規程の廃止)
- 2 大東市特定個人情報等取扱規程(平成31年庁達第9号)は、廃止する。

第3章

講ずべき安全管理措置と 実地調査・行政指導事例の紹介

安全管理措置について（法第66条第1項関係）

法律

個人情報保護法第66条第1項

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

⇒ 安全管理措置の実施は、**法律上の義務**

告示

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

5-3-1 安全管理措置

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

⇒ 安全管理措置は、**リスクに応じて必要かつ適切な内容**とする

技術的助言

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け） （別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

⇒ 安全管理措置の具体的内容について記載（後述）

※ 事務対応ガイドは、技術的助言としての性格を有するものであるが、当該ガイドにおいて「しなければならない」、「してはならない」及び「許容されない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある点に留意。

安全管理措置について（法第66条第1項関係）

● 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

■ 安全管理のために必要かつ適切な措置

① 組織的安全管理措置

- **組織体制の整備**
- 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
- 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
- 漏えい等の事案に対応する体制の整備
- 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

② 人的安全管理措置

- **従事者の教育**

③ 物理的安全管理措置

- 個人情報を取り扱う区域の管理
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- **電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止**
- 個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄

④ 技術的安全管理措置

- **アクセス制御**
- アクセス者の識別と認証
- 外部からの不正アクセス等の防止
- 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

⑤ 外的環境の把握

- 保有個人情報が取り扱われる外国の特定
- 外国の個人情報の保護に関する制度等の把握

■ サイバーセキュリティ対策との連携

■ **委託先の監督**

（クラウドサービス利用に係る安全管理措置）

具体的な安全管理措置は、事務対応ガイドの

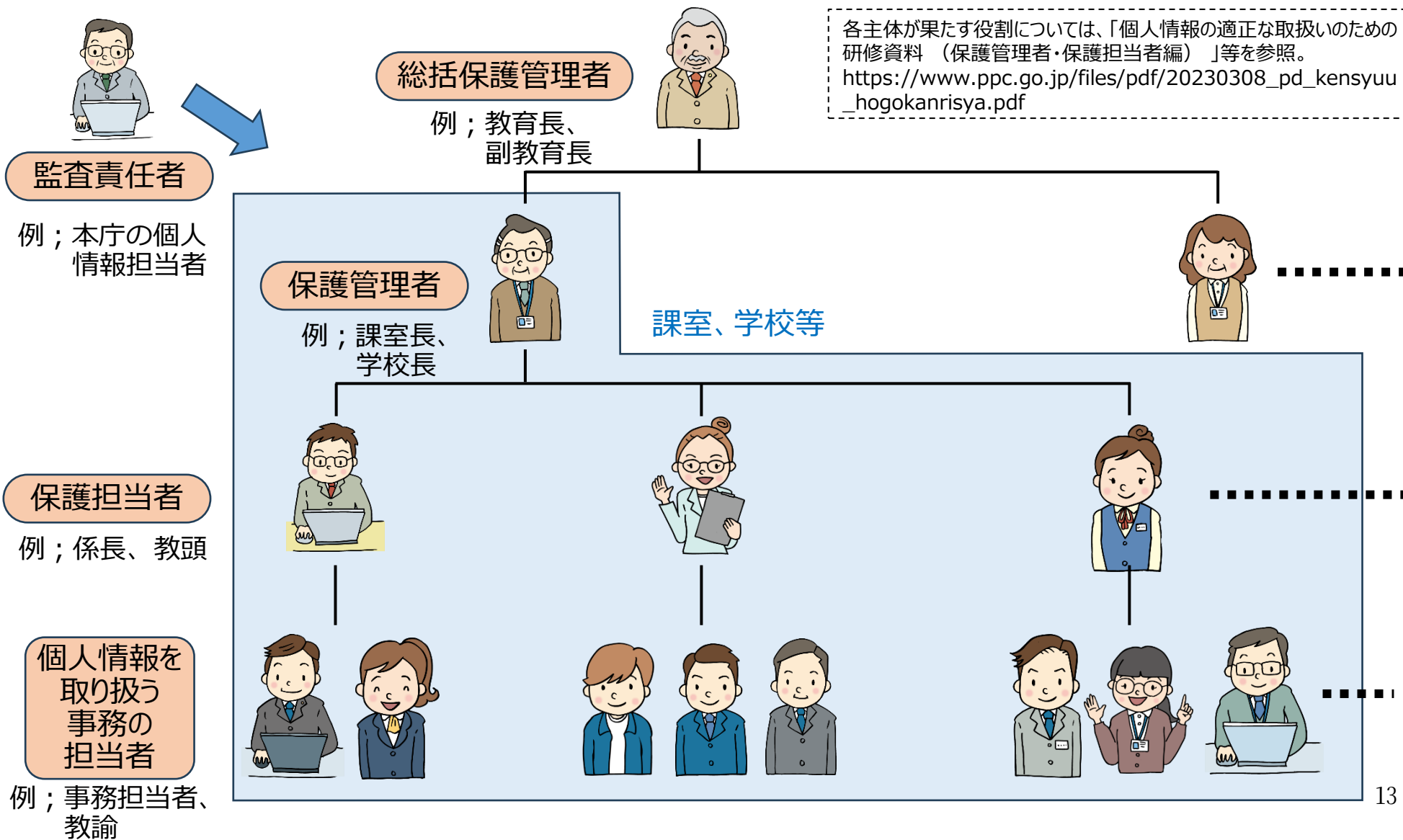
（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

に基づき実施することが求められています！



組織体制の整備のイメージ（教育委員会）

事務対応ガイド 4-8-2



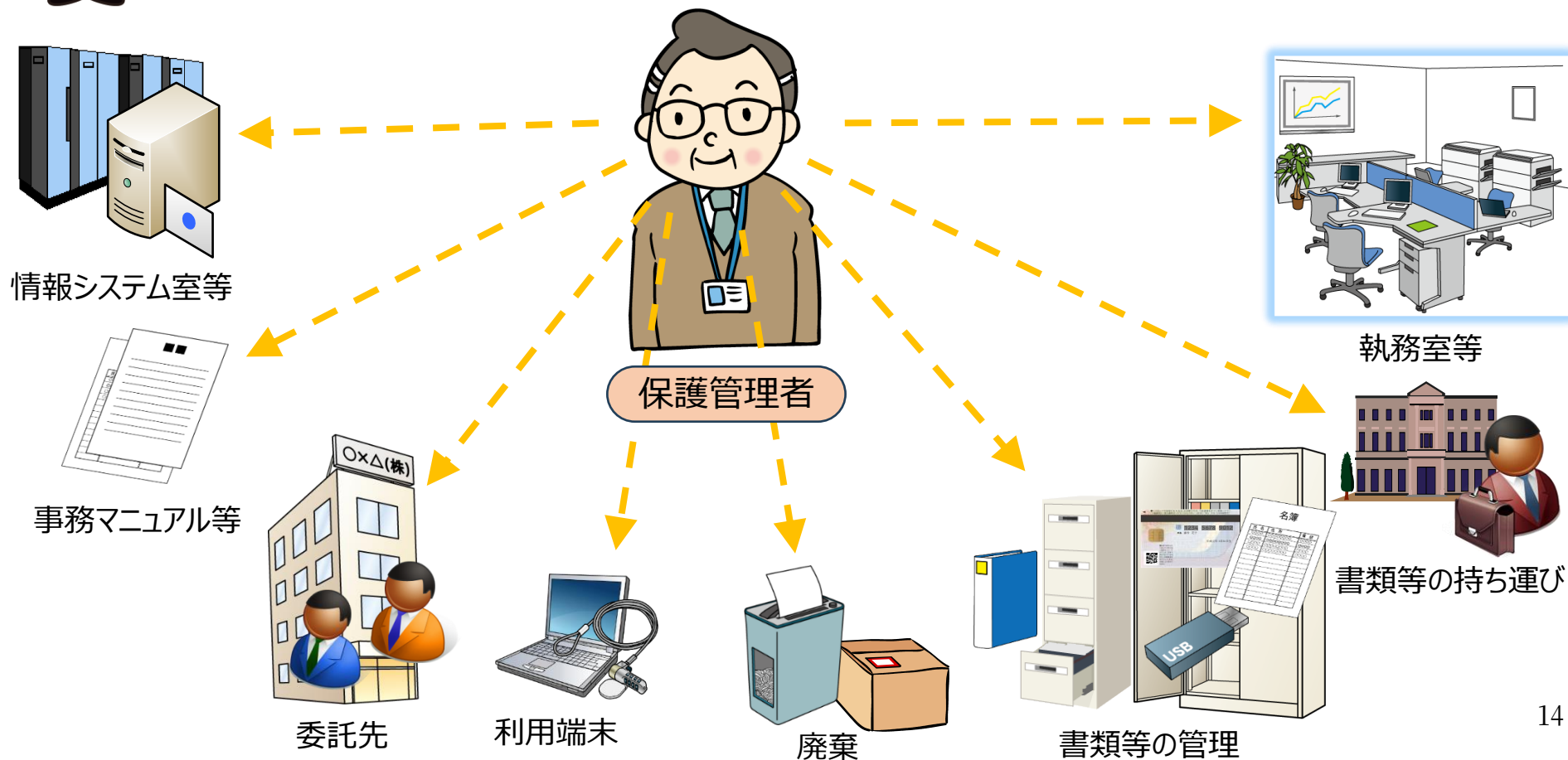
教育委員会における組織体制の整備（保護管理者）

事務対応ガイド 4-8-2



「保護管理者」は、保有個人情報を取り扱う各課室、学校等に1人置かれ、課室、学校等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たります。

教育委員会における実例：①課室長、②学校長



組織体制の整備（保護担当者・総括保護管理者・監査責任者） （教育委員会）

事務対応ガイド 4-8-2



「保護担当者」（教育委員会における実例：係長、教頭）

は、保有個人情報を取り扱う各課室等に、1人又は複数人、保護管理者の指定によって置かれ、保護担当者は保護管理者を補佐し、各課室等における保有個人情報の管理に関する事務を担当します。保護担当者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の適切な取扱いを指示します。



「総括保護管理者」（教育委員会における実例：教育長、副教育長）

各行政機関等に1人置かれ、行政機関の長等を補佐し、保有個人情報の管理に関する事務を総括します。具体的な役割は以下のとおりです。

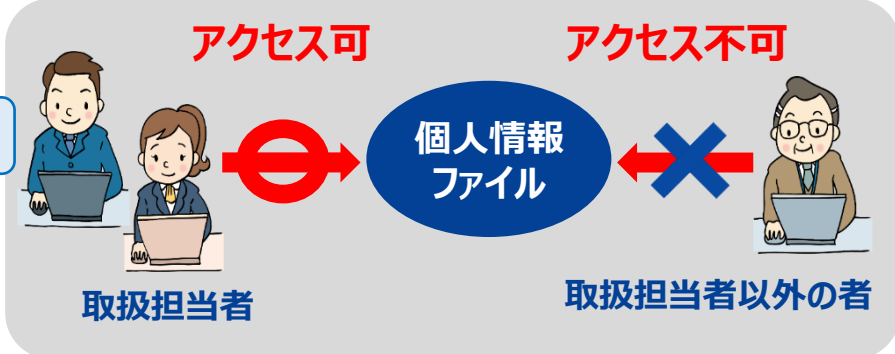
- ・保護管理者、保護担当者、情報システムの管理運用者及び保有個人情報の取扱いに従事する職員に対する教育研修の実施
- ・保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整を行うための委員会の設置及び開催
- ・監査責任者の実施する監査の結果や、保護管理者が実施する点検の結果の報告を受け、保有個人情報の管理状況を評価し、必要に応じて見直します。



「監査責任者」（教育委員会における実例：本庁の個人情報担当者）

各行政機関等に1人置かれ、保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査を実施します。監査は外部に委託することもできます。

アクセス制御

求められる措置	手法の例示
アクセス制御 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲で、アクセス制御のために必要な措置を講ずる。 	➤ 個人情報ファイルを取り扱うことができる情報システムの端末を限定する。 ➤ 個人情報ファイルへのアクセス権を付与すべき者を最小化する。  ※取扱担当者であっても業務上の目的外でのアクセスは禁止



職員に付与するアクセス権については、職員の異動や退職、長期休職者の状況を把握し、適切に管理しましょう。

「知識情報」「所持情報」「生体情報」といった3つの認証要素のうち、2つ以上の認証要素を組み合わせた**多要素認証**を取り入れることで、担当職員の識別と認証を行うことも有効です。

委託先の監督（委託/再委託）

委託先に対する「必要かつ適切な監督」のポイントは次の3つです。



<①選定>

委託先の適切な選定

委託先において、委託者が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか確認

<③契約後>

委託先における取扱状況の把握

委託先から報告、委託先への実地の監査等により、保有個人情報の取扱状況を把握

<②契約時>

委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結

（契約に盛り込む内容※特定個人情報を含む場合）

- ・ 秘密保持義務
- ・ 委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止
- ・ 特定個人情報の目的外利用の禁止
- ・ **再委託における条件**
- ・ 漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任
- ・ 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
- ・ 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化
- ・ 従業員に対する監督・教育
- ・ 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
- ・ 必要があると認めるときに実地調査等を行うことができる規定



※個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の**委託をした者の許諾をした場合に限り、再委託をすることができる。**（マイナンバー法第10条第1項）

教委議案第 15 号

令和 7 年度大東市公立学校園に対する指示事項について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 5 号の規定に基づき、令和 7 年度大東市公立学校園に対する指示事項について、次の通り大東市教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

令和 7 年度の大東市立公立学校園に対する指示事項を定め、学校園教育の活性化と充実を図るため。

案

令和7年度

大東市公立学校園に対する指示事項



大東市教育大綱

「あふれる笑顔 幸せのまち大東 の未来を拓く 人づくり」
—教育の充実による明日の社会を担う人づくり—

重点1

学力の向上

重点2

安全・安心な
教育環境の推進

重点3

開かれた魅力
ある学校づくり

重点4

徹底的家庭応援



大東教育グランドセオリー

Education for children

まなび de あう



だいとう教育ビジョン2025

教員の確かな関わりによる「学び合う」学校園づくり



大東のめざす教育

【基本理念】 学び合い、学び続ける明日の市民の育成
～学び合う力は、教育に自立と協同の文化を育む～

《めざす子ども像》

1	「豊かな心」「確かな学力」と「健やかな体」を身につけた子ども
2	「自ら学ぶ力」と「学び合う力」をつけた子ども
3	自分や友だち、家族を大切に、地域を支える子ども
4	生涯にわたって、自ら学び続けようとする子ども

大東市教育委員会

令和7年度 学校教育の重点 「すべての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現」

2020年代を通じて実現をめざす学校教育が「令和の日本型学校教育」、その姿として「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」が示されるとともに、令和5年6月に策定された第4期教育振興基本計画（※1）では、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられ、子どもの視点に立った教育の必要性が指摘されました。令和6年8月には、子どもたちによりよい教育を行うことができるよう、中央教育審議会は、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について答申しました。

本市学校園においては新たに、市内教員の実践の積み上げを整理し、教員の確かな関わりによる「学び合う」学校園づくりをめざした『だいとう教育ビジョン2025』を策定しました。教員どうしの切磋琢磨により、教員としての専門性と学びの質を高め、学習者を主体とした授業改善を全校で確実に展開していかなばなりません。

5年目を迎えるGIGAスクール構想における一人一台端末の活用は、柔軟で多様な学びの可能性を広げつつあります。子どもたちの多様な学びを支えるためには、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていく必要があります。

あわせて、不登校傾向にある子どもや、支援を必要とする子どもを含め、すべての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現のために、多様な学びへのアクセスを保障し、将来の社会的自立へとつなげるべく、主体的な学習者を育てなければなりません。

教職員の業務環境の改善については、各学校が指導・運営体制の充実を図るとともに、教職員のウェルビーイングを確保し、教員が新しい知識・技能等を学び続け、子どもたちにより良い教育を行うことができるようにすることが求められています。

今改めて、校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった同僚性の高い教職員集団を形成し、それぞれが持つ学校力をさらに高めながら、子どもたちの豊かな学びへとつながる教育活動のさらなる推進に努めることを指示します。

1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上

学校園が、幼児・児童・生徒や保護者・地域のニーズに応じた教育活動を行い、市民から信頼される学びの場となるためには、組織として効果的に学校運営を行う体制の確立が肝要である。併せて、教職員が教育公務員としての責務を自覚し、資質と指導力を高めることが重要である。

【重点指示事項】

(1) 組織的な学校園運営の推進

① 校園長のリーダーシップによる学校園の組織的な運営

校園長がリーダーシップを発揮し、学校園の経営方針や教育目標等について教職員と共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性を発揮できる校内組織を構築すること。また、教職員が幼児・児童・生徒と向き合う時間をより一層確保するため、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進すること。

② 地域とともにある学校園づくりの推進

各校園においては、幼児・児童・生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画を立て、その教育実践を行うためにPDCAサイクルに基づいた学校園経営の推進に努めること。また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、地域とともにある学校園運営体制のさらなる充実を図り、学校園が行う教育活動等に保護者や地域が主体的に参画できるように推進していくこと。

(2) 教職員の資質の向上

① 豊かな人間性と高い専門性をめざして

豊かな人間性と高い専門性を持ち、自ら学び続ける教員をめざし、日々の研究と修養に努め、同僚性を高め、相互に指導力・資質の向上を図ることができる職場環境づくりに努めること。

また、「指導が不適切である」と思われる教員については、幼児・児童・生徒の学習を保障していくためにも、校園長・教頭主任からの指導や同僚からの助言、学校園体制としての支援、校園内研修、市教委との連携等により改善に努めること。

② 計画的な人材育成の推進

社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成するため、「大阪府教員等研修計画」（※3）、研修履歴の記録等を活用すること。その際、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。また、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。

(3) 教職員のサービスの徹底

① 不祥事未然防止の取組み

すべての教職員が法令を遵守し、教育に携わる公務員としての自覚を一層高め、不祥事の未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」（※4）等の関係資料を校内研修会などにおいて活用し、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設けること。また、「大阪府教育委員会サービス指導指針」（※5）、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」（※6）等をもとに指導監督を適切に行い、一層のサービス規律の確保に努めること。

② 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人

ひとりに周知徹底すること。また教職員に対して、「体罰防止マニュアル」(※7)、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(※8)等を活用した研修を実施し、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。併せて校内に相談窓口を設置するとともに、様々な相談窓口について、幼児・児童・生徒や保護者に対し、その周知を行うこと。

③ 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、個人の人権や尊厳を侵害するとともに職場環境を悪化させる許されない行為である。したがって、「学校(園)におけるハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」(※9)の趣旨を踏まえ、教職員への啓発や研修に努め、相談窓口を設置するとともに周知すること。また、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進めていくうえで、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進にも努めること。

④ 学校における働き方改革

学校における働き方改革の目的は、教職員が本来の職務に専念し、より専門性を高めることができる環境づくりに取り組み、学校教育の質の向上を図ることにある。

教職員が心身ともに健康で、その専門性を発揮し本来の職務に集中できるよう、「大東市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則」(※10)や「学校における業務改善リーフレット」(※11)等に基づき、在校等時間の把握に努め、長時間勤務の縮減に向けた取組みを促進するなどして機能的な学校運営の構築に努めること。

休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めること。また、校長は休憩時間を明示し、当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとること。

2. 豊かでたくましい人間性の育成、安全・安心な学校園づくり

子どもたちの豊かな人間性を育むため、人間尊重の精神や、生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他者を思いやる心、規範意識、公共の精神、平和な社会の形成者としての自覚等を養うことが極めて重要である。そのため、あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが相互に気持ちを伝え合う環境づくりを進めるとともに、互いに認め合い、命を大切に作る心や自尊感情を育てる取組みが必要である。

すべての子どもたちが安全で、安心して学ぶことができる環境づくりを進めるうえで、「いじめ」、「不登校」、「暴力行為」等は、学校をあげて未然防止及び早期発見・早期解決に努めるべき極めて重要な課題であり、その予防と解決に向けて、児童生徒に対し社会的資質や行動力を高める指導を行うとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制による組織的な対応、関係機関との積極的な連携等を進めることが必要である。

【重点指示事項】

(1) 心の教育・人間関係づくり

① 豊かな心を育む道德教育の充実

校長の明確な方針のもと道德教育推進教師を中心に学校が一体となって指導体制を構築し、道德科を要として教育活動全体を通じて道德教育の充実を図ること。道德科の授業においては、道德的価値について教材や体験等から考えたことを、議論をとおして多面的・多角的に考えを深め、自分との関わりで考察できるよう、授業改善に努めること。

② 人権教育の推進

人権教育推進計画の作成にあたっては、人権三法(※12)や府人権関係三条例

(※13)をはじめ国・府の関係法令及び「大東市人権教育基本方針」「大東市人権教育推進指針」(※14)等に基づくとともに、子どもたちがこれまで学んできた内容や現状等を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとすること。

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、女性、障がい者、同和問題(部落差別)、在日外国人、性的マイノリティ等様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。その際、SNS等インターネット上の差別やヘイトスピーチ等が生起していることにも留意すること。人権教育担当者を置き、推進体制を確立するとともに、すべての教職員が人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を一層組織的、計画的に進めること。

また、校園長を中心とし、人権侵害を許さない学校園体制づくりに努めるとともに、差別事象等の人権侵害が生じた場合には迅速かつ組織的に対応すること。

③ キャリア教育の推進

児童生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自らの意志と責任で進路を選択決定する等、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるようキャリア教育・進路指導の充実を図ること。

中学校区におけるキャリア教育に係る全体指導計画の検証・改善を行い、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組みを推進するとともに、成長や変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。

(進路指導)

進路指導にあたっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身につけることができるよう指導・支援すること。特に中学校では、目標に準拠した評価の説明責任がより求められることを踏まえ、適切な評価規準の作成や評価材料の蓄積等、学習評価の妥当性・信頼性を高める取組みを推進するとともに、評価活動について組織的な検証改善の取組みを確実に進めること。また、生徒・保護者に対して評価に関わる適切な情報の提供に努めること。

進路等に関する書類・電子データの作成にあたっては、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うこと。

日本語指導を必要とする生徒及び保護者への進路指導、障がいのある生徒の進路指導にあたっては、一人ひとりのニーズに応じた進路選択等に係る十分な情報提供、説明に努めること。その際、必要に応じて府の「オンライン日本語指導」を活用すること。

④ 幼児教育の充実および小学校教育との連携

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮しつつ、5歳児から小学1年生の2年間(架け橋期)で小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培い、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携や、家庭・地域との協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の円滑な接続が進むよう幼児と児童の交流や保育士・教員等による合同研修や保育・授業参観等を実施し、教育課程・保育課程の相互理解に努めること。小学校における「スタートカリキュラム～学びの芽生えから自覚的な学びへ～」(※15)並びに、近日策定の「大東市 幼保小の架け橋プログラム」の有効な活用を努めること。

⑤ 読書活動の推進

学校司書・司書教諭、学校図書館担当教員等を中心として、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」(※16)及び「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」(※

１７)の趣旨を踏まえ、発達段階に応じて子どもが読書への興味・関心を高める環境整備を図り、読書センター、学習センター及び情報センターとしての学校図書館の機能を高め、豊かな人間性や言語能力等を育むこと。各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に向けた児童生徒の主体的な学習活動を支援するとともに、「図書館を使った調べる学習コンクール」へ積極的な参加を促すこと。また、公立図書館司書や読書ボランティア等の支援人材と連携を図り、地域での読書活動の拠点としての環境づくりを進めること。

(２) 安心して学べる学校園づくり

① 子どもたちの生命・身体を守る取組み

子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自死等の未然防止に向けた日々の丁寧な対応や、子どもたちの不安やストレスの高まりに対するＳＣ・ＳＳＷ等との連携による相談体制の充実等を図るとともに、自他の生命を大切にする心を育むための取組みを推進すること。

② 生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取組み

問題行動等の未然防止及び早期発見、再発防止を図るため、生徒指導提要(※１８)等を活用し、個性の発見や可能性の伸長、社会的資質・能力の向上につなげる発達支持的生徒指導を推進すること。また、児童生徒が主体的に活動する機会等を確保し、意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考えたりすることにより、健全な成長や自立を促すよう努めること。

問題行動等が生じた場合は、「大東市版 問題行動への対応チャート」(※１９)の活用等により、全教職員が一致した生徒指導方針と指導体制のもと、加害者への早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。児童生徒が暴力行為に至る要因を見立てるとともに、状況に応じて警察等関係機関との連携や府・市の事業等を活用し、スクールロイヤー等専門家の積極的な早期活用や外部人材も含めたチームによる支援・対応を推進すること。

③ いじめ問題への早期発見・早期対応・未然防止の取組み

「いじめ防止対策推進法」(※２０)や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(※２１)、「大東市いじめ防止基本方針」(※２２)を踏まえ、いじめの防止と早期発見に取り組むこと。また重大事態に至るおそれがあるいじめ等については、市教委へ速やかに報告するとともに、事象の態様に応じて関係機関や法律・福祉・心理等の専門家との連携を通じて組織的な対応を図ること。いじめがどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることを共通理解し、積極的に認知し、対応していくこと。認知したいじめに対しては、担任等が一人で抱え込まず情報を共有し、事実を正確に把握したうえで迅速かつ適切に対応すること。

「いじめ対応セルフチェックシート」(※２３)等を活用し、日頃より早期発見や対処の在り方等について理解を深めておくこと。また、市が実施するハイパーＱＵテストの活用やアンケート調査に加え、各校の実情に応じた実態把握を行うこと。

ネット上のトラブル等の課題解決に対しては、情報モラル教育を年間計画に位置付け、教職員が正しい理解を深めるよう努めるとともに、「大東市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」(※２４)「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(※２５)を活用して、保護者への啓発活動も行うこと。

④ 不登校への対応および取組みの推進

「不登校児童生徒への支援の在り方について」(※２６)や「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(ＣＯＣＯＬＯプラン)」(※２７)に基づく教職員の共通理解及び対応を行うとともに、すべての児童生徒にとって、学校が安心して過ごせる居場所となり、子どもどうしの絆が感じられる活動の場となるよう、

授業・行事・課外活動において、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりを推進すること。

教育機会確保法の主旨に則り、**すべ**ての子どもが何らかの学びにアクセスできている状態となるよう、児童生徒の状況の把握（アセスメント）に努め、そのうえで、ICTを活用した学習支援、教室以外の居場所での支援、校内教育支援ルームの整備等、きめ細やかで多層的な対応を図り、不登校の早期発見、早期対応に努めること。その際、市の不登校支援施策をまとめた「学びへのアクセス100% 大東市不登校支援モデル」を参考に、SCやSSW、不登校支援員や教育支援センター「ボイス」等の関係機関と連携し、教育相談体制を構築するとともに、保護者に対して選択肢を周知すること。また、「不登校児童生徒を支援する民間業者についてのガイドライン」(※2 **8**)や「不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援についてのガイドライン」(※2 **9**)を参考に、指導要録上の出席扱いや成果の評価への反映などについて、積極的に検討・研究を進めること。

⑤ 児童虐待の防止に向けて

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(※ **30**)及び「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」(※ **31**)を踏まえた迅速かつ適切な対応を行うこと。

教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、スクリーニングの活用や研修等を通じて早期発見・早期対応に努めること。特に、欠席が継続している子どもに対して定期的な安全確認を行うこと。また、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市家庭児童相談室等へ通告し、SSWやSC等の専門家や関係機関との連携により継続的に支援すること。

通告の対象となった幼児・児童・生徒に係る情報提供については、通告後にも定期的に行うとともに、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由に関わらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告すること。特に、一時保護を解除され、帰宅した幼児・児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、子ども家庭センター等と日常的な連携を行うようにすること。

ヤングケアラーについては、その状況は様々で表面化しにくいことから、教職員の理解を深めるとともに、「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取り組み」(※ **32**)を参考に早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげるよう指導すること。

⑥ 危機管理体制の確立と防災教育の充実

学校園の危機管理の目的は、幼児・児童・生徒や教職員の生命や心身等の安全を確保することにあることを踏まえ、学校園内外における安全確保及び学校園の安全管理に努めること。事件・事故等の緊急事態に対処できるよう、学校園独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施する等、危機管理体制を確立し、常時見直しをすること。

(ア) 南海トラフ地震等の今後発生が予想される自然災害等に備え、避難訓練の充実や地域と連携した取り組みの推進を図るとともに、「大東市公立学校園災害対応マニュアル」(※ **33**)を踏まえて、子どもたちが自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災ノートを活用した防災教育を充実すること。また、水防法及び土砂災害防止法の改正(※ **34**)に伴い、避難確保計画を作成し、訓練実施時には、訓練実施報告書を提出し、改善に努めること。

(イ) 「学校事故対応に関する指針」(※ **35**)においてとりまとめられている学校の危機管理の在り方、再発防止を含む事故を未然に防ぐ取り組み等を参考に、それぞれの学校の実情に応じ、「大東市 学校事故対応指針」(※ **36**)も参考にしながら、**国内外で発生した事故・災害事例の教訓等を基に、**危機管理マニュアルの見直しを図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応を

行うこと。その際、不審者侵入防止に関わる防犯対策について記載するとともに、「校門」「校門から校舎への入口まで」「校舎への入口」の3段階のチェック体制についても併せて記載すること。安全管理の徹底については、各校の「学校安全計画」（学校保健安全法第27条）に基づいて「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域^{すべて}の観点から取組みの推進を図り、とりわけ転落事故の防止については、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、「学校施設における事故防止の留意点について」（※3⁷）等を参考に、児童生徒等への継続的な安全指導及び個別の安全対策を行うよう配慮すること。

3. 学び合う学校園づくり・ともに育み合う教育環境

「だいとう教育ビジョン2025」の理念に基づいた、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりの視点を踏まえ、^{互恵的な関係のある}人間関係づくりを基盤とした、より質の高い授業づくり・学びに向かう環境づくりを充実させる^{ことが重要である。加えて、}学校園が家庭・地域と力を合わせ、子どもたちの学力の向上を図り、協同して豊かな教育環境づくりを推進することが重要である。

【重点指示事項】

（1）自ら学び、学び合う力の育成

① 学習指導要領の確実な実施

学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うこと。

教育課程の編成は、学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成すること。その際、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要のないことに留意すること。学校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的に組み立てる等、カリキュラム・マネジメントを行うこと。学校行事等については、^{目的を明確にして実施し、より充実した学校行事にするため}行事間の関連性を踏まえて統合を図る等、実態に応じて精選・重点化を図ること。

② 授業の質の向上のための組織的な取組みの推進

これからの時代に求められる資質・能力の育成と、一人ひとりの子どもの実態や変化に着目し、ICTを効果的に活用するなど、すべての子どもにとって「わかる・できる・学習意欲がわく」授業をめざし、校長のリーダーシップのもと、4つのキーワード「意図する・ゆだねる・見取る・つなげる」を意識した、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりの組織的な研究実践を行うこと。言語能力は、すべての学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、大阪府教育委員会提供学習教材等を積極的に活用するとともに、単元を見通した計画を組織的に構築し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と、さらなる授業の質の向上に取り組むこと。情報活用能力の育成に^あたっては、「データ活用におけるつきたい力体系表」や「大阪府情報活用能力ステップシート」を基に、小・中学校9年間^{の系統立てた}指導の実施に努めること。すべての教職員が^{クラウドを日常的に活用するとともに、児童生徒が1人1台端末を学びの選択肢の一つとして主体的に活用し、学びを自己調整する授業}等を積極的に行うこと。

また、学校として一致した学力向上の方針に基づき、「子ども^{に付きたい}力」を明確にした授業を行い、全国学力・学習状況調査や府テスト、市共通到達度確認テスト等により、児童生徒の学力や学習状況を詳細に把握・分析し、学力向上担当者を中心としてPDCAサイクルを踏まえた具体的・効果的な取組みに確実につなげること。さらに、児童生徒、教職員、保護者等が参画して多様な観点から授業を検

証する「授業評価」を活用し、授業改善に努めること。

保護者に対して、学校の教育課題や取り組み状況と成果等について、わかりやすく積極的な発信に努めること。

③ 学習習慣の定着と学習意欲の向上のために

「早寝・早起き・朝ごはん」「あいさつ」等の望ましい生活習慣の確立や家庭学習習慣の定着のため、必要な情報の積極的かつ具体的な発信を **とお**して保護者や地域と課題の共有化を図り、理解と協力を得ること。また、「大東・まなび舎」等を活用し、学校として自学自習力の育成を図るとともに、「家庭学習の手引き」等の作成、「ホームワークガイド2025改訂版フォーマット」(※3 **8**)の **活用**、質的充実等、家庭学習の目的や在り方をさらに研究し、児童生徒の学習意欲の向上と学習習慣のさらなる定着を図ること。

④ 英語教育の充実

小学校では、大阪府作成「STEPS in OSAKA」やデジタル教科書等のICTを活用し、**ネイティブスピーカーの音声を聞いたり、やり取りしたりする機会を増やして**主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、適切な評価を行うこと。

中学校では、学習指導要領に基づき4技能(5領域)をバランスよく指導するとともに、言語活動の充実や指導方法の工夫・改善を図ることを通じて、英語のコミュニケーション能力を高める取り組みを推進すること。その際、『英検にチャレンジ!~Daito English Trial~』を有効に活用し、中学校卒業段階でCEFR A1レベル(英検3級程度)の力を身に付けることができるよう指導の充実を図ること。

⑤ 各中学校区の実態に応じた小中一貫教育の推進

これからの時代に求められる資質・能力を子どもたちに育んでいくために、学校段階間の繋がりを意識した教育課程編制及びカリキュラム・マネジメント等が不可欠である。各中学校区において作成した「めざす子ども像」及び9年間を見通した系統的なカリキュラムに基づいた取り組みを進め **ること**。なお、**小学校においては加配等**を活用し、**中・高学年における教科担任制を取り入れること**や、その先にあるチーム担任制を **学校の実情に応じて**研究するなど、**指導体制を工夫すること**。

(2) 「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進

支援教育を、すべての子どもが生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものととらえ、どの学級にも特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒がいることを前提に、学校園全体で組織的な取り組みを推進すること。また一人ひとりの教育的ニーズについては、支援学級担任のみならず、介助員や支援教育支援員を含めた全教職員が相互に連携して把握し、合理的配慮について適切に対応すること。

基礎的環境を整備するとともに、交流および共同学習の意義やねらい等についても十分に共有し、通常の学級や通級による指導、支援学級という連続性のある多様な学びの場の充実を図ること。

支援学級はもとより、通級指導教室及び通常の学級においても、必要に応じ、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と効果的な活用を推進し、関係機関と連携しながら、切れ目なく確実に引継ぎを進めること。

支援学級において実施する特別の教育課程については、自立活動を取り入れるとともに実態に応じて編成し、通級指導教室において特別の教育課程を編成する場合は、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと。

医療的ケアの必要な児童生徒がその可能性を最大限に発揮し、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うために、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(※3 **9**)に則り、適切に支援を行うこと。

(3) 健やかな体を育むために

体育活動に係る事故防止のため、技術指導においては段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら指導する等、万全を期すること。部活動については「**大東市立中学校における部活動等の在り方に関する方針**」(※40)に則り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。

熱中症予防については、WBGT計で数値を測りながらこまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、幼児・児童・生徒の健康観察を徹底すること。「大東市公立学校園熱中症対策ガイドライン」(※41)や「熱中症事故の防止について」(※42)を参考とし、適切に対応すること。

- ※1 第4期教育振興基本計画《令和5年6月 文部科学省》
- ※2 教師を取り巻く環境整備について緊急に取り組むべき施策を踏まえた取り組みの徹底《令和5年8月 文部科学省》
- ※3 大阪府教員等研修計画《令和5年3月改訂 府教委》
- ※4 不祥事防止に向けたワークシート集《令和6年3月改訂 府教委》
- ※5 大阪府教育委員会服務指導指針《令和5年3月 府教委》
- ※6 大阪府教育委員会懲戒処分指針《平成22年1月 府教委》
- ※7 体罰防止マニュアル《平成19年11月 府教庁》
- ※8 教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために《平成29年5月改訂 府教委》
- ※9 学校(園)におけるハラスメントの防止および対応に関するガイドライン《令和4年4月 市教委》
- ※10 大東市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則《令和2年4月 市教委》
- ※11 学校における業務改善リーフレット《令和7年4月 市教委》
- ※12 人権三法 「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」(令和6年4月 一部改正施行)「本邦出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」《平成28年 法務省》
- ※13 府人権関係三条例 「改正人権尊重の社会づくり条例」「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」《令和元年10月 府》
- ※14 大東市人権教育推進指針、大東市人権教育推進指針《令和4年4月 市教委》
- ※15 スタートカリキュラム～学びの芽生えから自覚的な学びへ～《平成31年3月 市教委》
- ※16 第6次学校図書館図書整備等5か年計画《令和4年1月 文部科学省》
- ※17 第4次大阪府子ども読書活動推進計画《令和3年3月 府教庁》
- ※18 生徒指導提要《令和4年12月 文部科学省》
- ※19 大東市版 問題行動への対応チャート《令和4年4月 市教委》
- ※20 いじめ防止対策推進法《平成25年9月 文部科学省》
- ※21 **いじめの重大事態の調査に関するガイドライン**《令和6年8月 文部科学省》
- ※22 大東市いじめ防止基本方針《令和5年4月 市・市教委》
- ※23 いじめ対応セルフチェックシート《令和元年6月 府教庁》
- ※24 大東市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン《令和2年3月 市教委》
- ※25 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム《令和4年9月 府教庁》
- ※26 不登校児童生徒への支援の在り方について《令和元年10月 文部科学省》
- ※27 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)《令和5年3月 文部科学省》
- ※28 不登校児童生徒を支援する民間業者についてのガイドライン《令和4年5月 市教委》
- ※29 不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援についてのガイドライン《令和4年5月 市教委》
- ※30 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き《令和2年6月 文部科学省》
- ※31 子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編《令和元年12月 府教庁》
- ※32 ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み《令和3年9月 府教庁》
- ※33 大東市公立学校園災害対応マニュアル《令和7年3月 市教委》
- ※34 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律《昭和24年6月、平成13年4月 国土交通省》
- ※35 学校事故対応に関する指針《平成28年3月 文部科学省》
- ※36 大東市 学校事故対応指針《平成31年4月 市教委》
- ※37 学校施設における事故防止の留意点について《平成21年3月 文部科学省》
- ※38 ホームワークガイド2025改訂版フォーマット《令和7年3月 市教委》
- ※39 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律《令和3年9月 厚生労働省》
- ※40 **大東市立中学校における部活動等の在り方に関する方針**《令和7年1月 市教委》
- ※41 大東市公立学校園熱中症対策ガイドライン《令和6年6月 市教委》
- ※42 熱中症事故の防止について《令和3年4月 文部科学省》

教委議案第16号

大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和7年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）参加者に係る報酬の基準額が令和7年度から改定されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日
教 委 規 則 第 号

大東市英語指導助手の就業等に関する規則（平成24年教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「280,000円」を「335,000円」に改め、同項第2号中「300,000円」を「345,000円」に改め、同項第3号中「325,000円」を「355,000円」に改め、同項第4号中「330,000円」を「360,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大東市英語指導助手の就業等に関する規則新旧対照表

新	旧
○大東市英語指導助手の就業等に関する規則 平成24年7月20日 教委規則第11号 (目的) 第1条 この規則は、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が任用する英語指導助手の就業等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において「英語指導助手」とは、「語学指導等を行う外国青年招致事業（昭和61年10月8日付け文初高第268号文部省初等中等教育局長・学術国際局長通知）」により語学指導に従事する外国青年及びそれに準ずる者で委員会が適当と認めるものをいう。 (区分) 第3条 英語指導助手は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員に限る。）とする。 (任用の期間)	○大東市英語指導助手の就業等に関する規則 平成24年7月20日 教委規則第11号 (目的) 第1条 この規則は、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が任用する英語指導助手の就業等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において「英語指導助手」とは、「語学指導等を行う外国青年招致事業（昭和61年10月8日付け文初高第268号文部省初等中等教育局長・学術国際局長通知）」により語学指導に従事する外国青年及びそれに準ずる者で委員会が適当と認めるものをいう。 (区分) 第3条 英語指導助手は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員に限る。）とする。 (任用の期間)

第4条 英語指導助手の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前期 任用の日から同日の属する年度の末日まで
- (2) 後期 前号に定める任用期間の末日の翌日から任用の日から起算して1年を超えない範囲内において委員会が定める日まで

2 委員会は、客観的な能力実証を行った結果として同一の者を前項第2号に掲げる後期の任用期間（第17条において「後期任用期間」という。）の満了後、再度任用することができる。

（勤務評定）

第5条 委員会は、英語指導助手の人事評価を行うものとする。

（勤務時間）

第6条 英語指導助手の勤務時間は、原則として、休憩時間を除き1週間当たり35時間とする。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第7条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

2 英語指導助手の勤務時間の割振りは、午前11時から午後2時までの時間内で委員会が定める45分間の休憩時間

第4条 英語指導助手の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前期 任用の日から同日の属する年度の末日まで
- (2) 後期 前号に定める任用期間の末日の翌日から任用の日から起算して1年を超えない範囲内において委員会が定める日まで

2 委員会は、客観的な能力実証を行った結果として同一の者を前項第2号に掲げる後期の任用期間（第17条において「後期任用期間」という。）の満了後、再度任用することができる。

（勤務評定）

第5条 委員会は、英語指導助手の人事評価を行うものとする。

（勤務時間）

第6条 英語指導助手の勤務時間は、原則として、休憩時間を除き1週間当たり35時間とする。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第7条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

2 英語指導助手の勤務時間の割振りは、午前11時から午後2時までの時間内で委員会が定める45分間の休憩時間

を除き、午前8時30分から午後4時15分までとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、委員会は、英語指導助手に対し、勤務時間及び休憩時間の割振りの変更を指示することができる。

(週休日の振替)

第8条 前条の規定にかかわらず、委員会は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある英語指導助手については、週休日に勤務することを命じることができる。

- 2 前項の規定により週休日に勤務をしたときは、当該勤務をした日を起算日として4週間後の日までに勤務を要しない日を振り替えるものとする。

(休日)

第9条 英語指導助手は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、特に勤務することを命じられる場合を除き、第6条から前条までの規定により勤務を割り振られた時間（以下「正規の勤務時間」という。）においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要に応じあらかじめ休日に代わる日（以下「代休日」という。）を指定し

を除き、午前8時30分から午後4時15分までとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、委員会は、英語指導助手に対し、勤務時間及び休憩時間の割振りの変更を指示することができる。

(週休日の振替)

第8条 前条の規定にかかわらず、委員会は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある英語指導助手については、週休日に勤務することを命じることができる。

- 2 前項の規定により週休日に勤務をしたときは、当該勤務をした日を起算日として4週間後の日までに勤務を要しない日を振り替えるものとする。

(休日)

第9条 英語指導助手は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、特に勤務することを命じられる場合を除き、第6条から前条までの規定により勤務を割り振られた時間（以下「正規の勤務時間」という。）においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要に応じあらかじめ休日に代わる日（以下「代休日」という。）を指定し

た上で、前項の休日に勤務を命じることができる。

(年次有給休暇等)

第10条 年次有給休暇は、1年ごとにおける休暇とし、その日数は、1年間に於いて12日とし、1日又は1時間を単位とする。

2 任用期間内に与えられた年次有給休暇のうち、その期間内に取得しなかった日数がある場合で、第4条第2項の規定により再度任用されたときは、12日を限度として年次有給休暇を繰り越すことができる。

3 委員会は、年次有給休暇を英語指導助手が請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(基本報酬及びその計算)

第11条 英語指導助手の基本報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 初めて任用された1年目の任用期間 月額335,000円
- (2) 再度任用された2年目の任用期間 月額345,000円
- (3) 再度任用された3年目の任用期間 月額355,000円

た上で、前項の休日に勤務を命じることができる。

(年次有給休暇等)

第10条 年次有給休暇は、1年ごとにおける休暇とし、その日数は、1年間に於いて12日とし、1日又は1時間を単位とする。

2 任用期間内に与えられた年次有給休暇のうち、その期間内に取得しなかった日数がある場合で、第4条第2項の規定により再度任用されたときは、12日を限度として年次有給休暇を繰り越すことができる。

3 委員会は、年次有給休暇を英語指導助手が請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(基本報酬及びその計算)

第11条 英語指導助手の基本報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 初めて任用された1年目の任用期間 月額280,000円
- (2) 再度任用された2年目の任用期間 月額300,000円
- (3) 再度任用された3年目の任用期間 月額325,000円

(4) 再度任用された4年目以後の任用期間 月額360,000円

2 月の途中で任用を開始したとき又は月の中で任用が終了したときの基本報酬額は、当該開始した日又は当該終了した日までの日割計算により算出する。

3 前項の日割計算に当たっては、第1項に定める額に12を乗じた額を260で除して得た額を1日当たりの額とする。

(勤務1時間当たりの基本報酬額の算出)

第12条 勤務1時間当たりの基本報酬額は、前条第1項に定める額に12を乗じた額を1820で除して得た額とする。

(時間外勤務等に伴う割増報酬)

第13条 所属長（英語指導助手が所属する課等の長をいう。以下同じ。）が特に必要であると認め、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた英語指導助手には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条の規定により算出した勤務1時間当たりの基本報酬額に、正規の勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務等に伴う割増報酬として支給する。

(4) 再度任用された4年目以後の任用期間 月額330,000円

2 月の途中で任用を開始したとき又は月の中で任用が終了したときの基本報酬額は、当該開始した日又は当該終了した日までの日割計算により算出する。

3 前項の日割計算に当たっては、第1項に定める額に12を乗じた額を260で除して得た額を1日当たりの額とする。

(勤務1時間当たりの基本報酬額の算出)

第12条 勤務1時間当たりの基本報酬額は、前条第1項に定める額に12を乗じた額を1820で除して得た額とする。

(時間外勤務等に伴う割増報酬)

第13条 所属長（英語指導助手が所属する課等の長をいう。以下同じ。）が特に必要であると認め、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた英語指導助手には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条の規定により算出した勤務1時間当たりの基本報酬額に、正規の勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務等に伴う割増報酬として支給する。

- (1) 正規の勤務時間と時間外勤務時間の合計が7時間45分までの分 100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の125）
 - (2) 正規の勤務時間と時間外勤務時間の合計が7時間45分を超えた分 100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150）
- 2 所属長が特に必要であると認め、週休日又は休日（以下「休日等」という。）において勤務することを命じられた英語指導助手には、休日等に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条の規定により算出した勤務1時間当たりの報酬額に、休日等に行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務等に伴う割増報酬として支給する。
- (1) その勤務が午前5時から午後10時までの間である場合 100分の135
 - (2) その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合 100分の160
- 3 第8条第2項又は第9条第2項の規定により週休日の振替又は代休日の指定を行った場合には、その振替又は代休日の指定相当時間に対して、振替又は指定相当時間1時間

- (1) 正規の勤務時間と時間外勤務時間の合計が7時間45分までの分 100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の125）
 - (2) 正規の勤務時間と時間外勤務時間の合計が7時間45分を超えた分 100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150）
- 2 所属長が特に必要であると認め、週休日又は休日（以下「休日等」という。）において勤務することを命じられた英語指導助手には、休日等に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条の規定により算出した勤務1時間当たりの報酬額に、休日等に行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務等に伴う割増報酬として支給する。
- (1) その勤務が午前5時から午後10時までの間である場合 100分の135
 - (2) その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合 100分の160
- 3 第8条第2項又は第9条第2項の規定により週休日の振替又は代休日の指定を行った場合には、その振替又は代休日の指定相当時間に対して、振替又は指定相当時間1時間

につき、前条の規定により算出した勤務1時間当たりの報酬額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間外勤務等に伴う割増報酬として支給する。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項第2号又は第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務等に伴う割増報酬として支給する。

（報酬の支給日）

第14条 報酬は、16日（その日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に当たるときは、その前日（その日が銀行の休日に当たるときは17日、17日が銀行の休日に当たるときは18日）に支給する。

（報酬の減額）

第15条 英語指導助手が正規の勤務時間に勤務しないときは、別に定めがあるときを除き、当該勤務しない1時間につき第12条の規定により算出した1時間当たりの基本報

につき、前条の規定により算出した勤務1時間当たりの報酬額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間外勤務等に伴う割増報酬として支給する。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項第2号又は第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務等に伴う割増報酬として支給する。

（報酬の支給日）

第14条 報酬は、16日（その日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に当たるときは、その前日（その日が銀行の休日に当たるときは17日、17日が銀行の休日に当たるときは18日）に支給する。

（報酬の減額）

第15条 英語指導助手が正規の勤務時間に勤務しないときは、別に定めがあるときを除き、当該勤務しない1時間につき第12条の規定により算出した1時間当たりの基本報

報酬を第11条第1項に規定する基本報酬額から減額して支給するものとし、当該勤務しない時間の属する月の基本報酬額からこれを減額できなかったときは、翌月の基本報酬額からこれを減額するものとする。

- 2 前項に定める勤務しない時間の計算については、当該勤務しない時間の属する月のすべての勤務しない時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(社会保険等)

第16条 英語指導助手は、関係法令等の定めるところにより厚生年金保険、雇用保険、健康保険に加入することができる。

(赴任等の費用)

第17条 委員会は、英語指導助手に対し、赴任及び帰国のための費用を支給する。ただし、帰国のための費用は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り支給するものとする。

- (1) 後期任用期間を満了すること。
- (2) 後期任用期間の満了日の翌日から1か月以内に、日本国内において本市又は他者との雇用関係が発生しないこと。

報酬を第11条第1項に規定する基本報酬額から減額して支給するものとし、当該勤務しない時間の属する月の基本報酬額からこれを減額できなかったときは、翌月の基本報酬額からこれを減額するものとする。

- 2 前項に定める勤務しない時間の計算については、当該勤務しない時間の属する月のすべての勤務しない時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(社会保険等)

第16条 英語指導助手は、関係法令等の定めるところにより厚生年金保険、雇用保険、健康保険に加入することができる。

(赴任等の費用)

第17条 委員会は、英語指導助手に対し、赴任及び帰国のための費用を支給する。ただし、帰国のための費用は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り支給するものとする。

- (1) 後期任用期間を満了すること。
- (2) 後期任用期間の満了日の翌日から1か月以内に、日本国内において本市又は他者との雇用関係が発生しないこと。

(3) 後期任用期間の満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために日本から出国すること。

(その他の報酬等)

第18条 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の報酬及び費用弁償については、大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）に定めるところによる。

2 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の休暇については、大東市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和2年規則第17号）別表第1に掲げる職種の会計年度任用職員の例による。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の就業等について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第11条第2項第3号の規定にかかわらず、平成25年又は平成26年中に任用期間の満了を迎える英語指導助手で、同項第3号に掲げる区分に該当するものについては、

(3) 後期任用期間の満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために日本から出国すること。

(その他の報酬等)

第18条 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の報酬及び費用弁償については、大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）に定めるところによる。

2 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の休暇については、大東市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和2年規則第17号）別表第1に掲げる職種の会計年度任用職員の例による。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の就業等について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第11条第2項第3号の規定にかかわらず、平成25年又は平成26年中に任用期間の満了を迎える英語指導助手で、同項第3号に掲げる区分に該当するものについては、

基本報酬額から日本国内において賦課される所得税額及び住民税額を控除した後の年額（本人負担分の社会保険料を含む。）が、3,600,000円となるよう基本報酬額に所要の調整を加えるものとする。

附 則（平成25年教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年12月1日から適用する。

附 則（平成25年教委規則第14号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年教委規則第 号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

基本報酬額から日本国内において賦課される所得税額及び住民税額を控除した後の年額（本人負担分の社会保険料を含む。）が、3,600,000円となるよう基本報酬額に所要の調整を加えるものとする。

附 則（平成25年教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年12月1日から適用する。

附 則（平成25年教委規則第14号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

教委議案第 17 号

「令和 7 年度中学生チャレンジテスト」への参加について

「令和 7 年度中学生チャレンジテスト」への参加について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 17 号の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

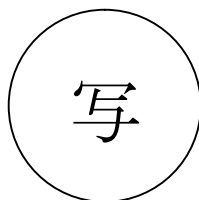
令和 7 年 3 月 25 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

令和 7 年度中学生チャレンジテストへの参加について、大阪府教育庁からの照会への回答を要するため。



教 小 中 第 3 6 2 9 号
令 和 7 年 3 月 4 日

各市町村教育委員会
学校教育指導主管課長 様

大 阪 府 教 育 庁
市町村教育室小中学校課長

令和7年度中学生チャレンジテストの参加について（依頼）

令和7年度中学生チャレンジテストの実施要領については、令和7年1月24日付け教小中第3240号にて依頼したところです。

つきましては、実施要領を遵守し、テストの円滑かつ確実な実施にご協力をお願いします。

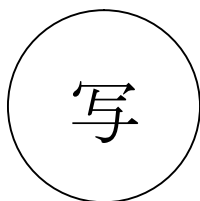
なお、テストを実施するにあたり、貴所管の中学校等の参加について確認いたしますので、下記のとおり提出をお願いします。

記

- 1 提 出 物 **【別紙様式】**
- 2 提出期限 令和7年4月2日（水）
- 3 提 出 先 学力向上グループ（担当：持田）
MochidaY@mbox.pref.osaka.lg.jp
- 4 提出方法 電子メール

【連絡先】

担 当	学力向上グループ 持田 裕一
電 話	06-6941-0351（内線 5489） 06-6944-3859（直通）
e-mail	MochidaY@mbox.pref.osaka.lg.jp



教小中第 3 2 4 0 号
令和 7 年 1 月 2 4 日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

令和 7 年度 中学生チャレンジテストの実施について（依頼）

標記について、別添のとおり実施要領を決定しましたので通知いたします。

つきましては、貴所管の中学校等に周知願います。

【連絡先】

担 当	学力向上グループ 持田 裕一
電 話	06-6941-0351（内線 5489） 06-6944-3859（直通）
e-mail	MochidaY@mbox.pref.osaka.lg.jp

令和7年度 中学生チャレンジテスト 実施要領

1 目的

- (1) 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。
加えて、テスト結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。
- (2) 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- (3) 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。
- (4) 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。

2 対象

- (1) 原則として、府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程及び支援学校中学部並びに府立中学校及び支援学校中学部（学校）の第1学年、第2学年、第3学年を対象とする。
- (2) 支援学校、府立支援学校中学部及び中学校の支援学級に在籍している生徒のうち、テストの対象となる教科について、以下に該当する生徒は、テストの対象としないことを原則とする。
 - ① 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒
 - ② 知的障がい者である生徒に対する教育を行う支援学校及び府立支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

3 テスト実施日

第1学年、第2学年 令和8年1月14日（水）

第3学年 令和7年9月2日（火）

※アンケートは、第1学年・第2学年は令和8年1月14日（水）から1月21日（水）、
第3学年は令和7年9月2日（火）から9月9日（火）を実施期間とする。

4 テスト内容

- (1) テストの対象教科は、第1学年で、国語、数学及び英語、第2学年及び第3学年で、国語、社会、数学、理科及び英語とする。また、生徒に対するアンケートを実施する。
- (2) 出題範囲は、別紙のとおりとする。

- (3) 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式の問題とする。

5 テスト実施場所及びテスト時間

- (1) テスト実施場所は、各学校とする。
- (2) テスト時間は、1教科あたり45分とする。

6 テストの実施体制

テストの実施体制は、以下のとおりとする。

- (1) テストは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、テストの一部（問題冊子等の作成・配送・回収、テスト結果の採点・集計、教育委員会・学校への提供作業等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、テストにあたり、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行う。
- (3) 学校は、校長をテスト責任者として、設置管理者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づきテスト実施にあたる。
- (4) テスト実施に関するスケジュールについては、別途示す。

7 テスト結果の取扱い

- (1) テスト結果の示し方

- ① 各学年の教科ごとの得点分布及び平均点
- ② 各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率
- ③ その他、テストの目的の達成に資するテスト結果等

- (2) テスト結果の提供

- ① 大阪府教育委員会は、テストの目的の達成に資するため、原則として以下のテスト結果を提供する。
- ア 市町村教育委員会に対しては、その設置管理する学校全体のテスト結果、その設置管理する学校ごとのテスト結果及び府全体のテスト結果
- イ 学校に対しては、当該学校全体のテスト結果、各生徒のテスト結果及び府全体のテスト結果
- ウ 生徒に対しては、当該生徒にかかるテスト結果及び府全体のテスト結果
- ② 学校は、テストに参加した生徒に対して、当該生徒にかかるテスト結果及び府全体のテスト結果を配付すること。

- (3) テスト結果の活用

大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校においては、テストの目的を達成するた

め、テスト結果を活用した多面的な分析を行い、以下のような取組みに努めることとする。

- ① 大阪府教育委員会は、テスト結果を踏まえ、市町村教育委員会及び学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、府内全体の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ② 市町村教育委員会においては、テスト結果を踏まえ、設置管理する学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、域内の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ③ 各学校においては、テスト結果を踏まえ、生徒の学力の向上をめざし、自らの教育の改善に向けて取り組むこと。
- ④ 上記の取組みを進めるにあたっては、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切な連携を図ること。

(4) 教育委員会及び学校によるテスト結果の公表

テスト結果の公表については、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況にかかるテスト結果を公表する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の状況にかかるテスト結果の公表に努めること。
また、自らが設置管理する学校のテスト結果については、それぞれの判断において公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、教育上の効果や影響等を考慮した上で、公表することは可能であること。

(5) テスト結果の取扱いに関する配慮事項

テスト結果については、テストの目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

テスト結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、テストにより測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、テストの適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。

- ② テスト結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、テスト結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、テスト結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ テスト結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、テストの目的に加え、テスト結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ④ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにしたテスト結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。
なお、平均点などの数値について一覧での公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ⑤ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する中学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）のテスト結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。
また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

8 留意事項

(1) 市町村教育委員会及び学校における実施・活用体制等

テストを実施するとともに、テスト結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

- ① 市町村教育委員会においては、テスト責任者及びテスト担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応するなど、適切な実施体制を整備すること。
- ② 学校においては、テスト責任者及びテスト担当者を指名し、適切な実施体制を整備すること。
- ③ 市町村教育委員会及び学校においては、テストの実施にあたって、その目的や内容、テスト結果の取扱い等を生徒、保護者等に周知すること。
- ④ 市町村教育委員会及び学校においては、テストに関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ⑤ 市町村教育委員会及び学校においては、提供されたテスト結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- ⑥ 市町村教育委員会及び学校においては、テスト結果の分析やこれを活用して教育施策及び教育の改善を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、生徒の個人名等を取
得しないテスト方法を用いる。
- ② 市町村教育委員会及び学校は、テストに関して知り得た個人情報について、それぞれ
が遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取
り扱うこと。

(3) テスト日程の変更等

テストは、市町村教育委員会及び学校の協力を得て実施するものであるが、学校保健安全
法第20条や学校教育法施行規則第63条に示される臨時休業が生じた場合など、テスト
を実施できないやむを得ない事情がある場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、
テスト実施日以降に別途テストすることができる。この場合、全体の集計からは除外するこ
ととするが、市町村教育委員会及び学校の求めに応じて、採点及びテスト結果の提供を行う
こととする。

(4) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の
授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。

(5) 障がいのある生徒への対応

障がいのある生徒については、学校の判断により、当該生徒の障がいの種類や程度に応じ
て、テスト時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮
を行うこと。

(6) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生
徒は、テストの対象とする。ただし、例えば、国語、社会、数学、理科及び英語の時間に、
別室等で他の生徒とは異なる学習指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科をテ
ストの対象としないことができる。なお、テストを行うにあたっては、各学校の判断によ
り、テスト時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を行うこと。

(7) 実施マニュアルの作成・配付

テストの具体的な実施方法等については、別途示す。

9 評定の公平性の担保に資する資料について

(1) 「府全体の評定平均」の作成

大阪府教育委員会は、テスト結果を活用して学校の評価活動の改善と充実を図るととも
に、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、当
該学年の「府全体の評定平均」を作成する。

(2) 「府全体の評定平均」の作成方法

- ① 作成にあたっては、第1学年及び第2学年の対象校から一定数の学校（抽出校）を抽出する。
- ② 抽出校は、個々の生徒の当該年度の1学期及び2学期（2学期制の抽出校にあつてはそれに準じる期間）を通じた学習の実現状況に基づいて推定される成績（仮評定）を大阪府教育委員会へ提供すること。なお、各抽出校が提供する仮評定は以下のとおりとする。

ア 第1学年 国語、数学及び英語

イ 第2学年 国語、社会、数学、理科及び英語

- ③ 大阪府教育委員会は、第1学年及び第2学年について、提供された仮評定をもとに、「府全体の評定平均」を作成する。

(3) 「府全体の評定平均」の取扱い

- ① 大阪府教育委員会は、各学年の「府全体の評定平均」を市町村教育委員会へ提供する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の学校に各学年の「府全体の評定平均」を示すとともに、それらを活用し学校の評価活動の改善と充実を図ること。
- ③ 学校は、各学年の「府全体の評定平均」及びテスト結果により各校が求めた各学年の「評定平均の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実を図ること。

(4) 大阪府公立高等学校入学者選抜における「府全体の評定平均」の活用

調査書に評定を記載する際に各学年の「府全体の評定平均」を活用する方法については、第3学年は令和8年度、第2学年は令和9年度、第1学年は令和10年度の大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項にそれぞれ示す。

◆中学校第1学年

【国語】(領域等別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等		
	A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと
(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ (7) (イ) オ	(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ

《取り扱い題材》

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまりに関するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【数学】(領域別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D データの活用
(1) アイ 【正の数と負の数】 ・必要性和意味 ・四則計算 ・表現、処理 ・四則計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【文字を用いた式】 ・必要性和意味 ・乗法と除法の表し方 ・一次式の加法と減法 ・表現、読み取り ・計算の方法の考察、表現 (3) アイ 【一元一次方程式】 ・必要性和意味 ・文字や解の意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用	(1) アイ 【平面図形】 ・基本的な作図 ・平行移動、対称移動及び回転移動 ・作図の方法の考察、表現 ・図形の関係の考察、表現 ・具体的な場面での活用	(1) アイ 【比例、反比例】 ・関数関係の意味 ・比例、反比例の関係 ・座標の意味 ・比例、反比例の表現 ・二つの数量の変化や対応の特徴 ・具体的な事象の考察、表現	—

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

（１）聞くこと	（２）読むこと	（３）話すこと[やり取り]	（４）話すこと[発表]	（５）書くこと
ア イ ウ	ア イ ウ	—	—	ア イ ウ

《取り扱う言語材料》

○単文、重文

○肯定及び否定の平叙文（現在形）

○肯定及び否定の命令文

○疑問文のうち、be 動詞で始まるもの、助動詞（can, do など）で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞（how, what, when, where, which, who, whose）で始まるもの

○名詞の単数形及び複数形

○文構造

➤ [主語＋動詞]

➤ [主語＋動詞＋補語] のうち、主語＋be 動詞＋

{	名詞 代名詞 形容詞	}
---	------------------	---

➤ [主語＋動詞＋目的語] のうち、主語＋動詞＋

{	名詞 代名詞	}
---	-----------	---

○代名詞

➤ 人称や指示、疑問を表すもの

○接続詞（and, but, or）

○助動詞（can）

○動詞の時制及び相など

➤ 現在形

○語句に関するもの

➤ 月（January～December）12 語

➤ 曜日（Monday～Sunday）7 語

➤ 序数（first～thirteenth）13 語

➤ 色（color; black, blue, green, red, yellow, white, orange, purple）9 語

➤ 場所（house, library, park, school, station, bookstore, convenience store, hospital, police station, post office, restaurant, swimming pool, zoo, lake, mountain, river, sea）17 語

➤ 食べ物（apple, banana, cherry, lemon, tomato, bread, curry and rice, pizza, rice, salad, sandwich, coffee, cake, ice cream）

14 語

➤ スポーツ（badminton, baseball, basketball, soccer, swimming, volleyball）6 語

➤ 身のまわりの物（chair, desk, hat, pencil, table, umbrella）6 語

➤ 動物（bear, cat, dog, fish, horse, monkey, panda, rabbit, tiger）9 語

➤ 職業（astronaut, baker, comedian, dentist, doctor, pilot, police officer, singer, teacher, vet）10 語

○音声に関するもの

◆中学校第2学年

【国語】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等		
	A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと
(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオカ	(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ	(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ	(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ
(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ	(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ
(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウ (7) (イ) エ			

《取り扱い題材》

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまりに関するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】（分野別出題範囲）

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類（「A問題」「B問題」）から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
C 日本の様々な地域 (2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(イ)(ウ)(エ)(オ) イ(7)(イ) ① 自然環境を除く) (3) 日本の諸地域（九州、中国・四国、近畿、中部、関東、東北） ア(7)(イ) イ(7)	B 近世までの日本とアジア (3) 近世の日本 ア(7)(イ)(ウ)(エ) イ(7)(イ)

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
C 日本の様々な地域 (1) 地域調査の手法 ア(7)(イ) イ(7) (2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(7)(イ)(ウ)(エ)(オ) イ(7)(イ) (3) 日本の諸地域（九州、中国・四国、近畿） ア(7)(イ) イ(7)	B 近世までの日本とアジア (3) 近世の日本 ア(イ)(ウ)(エ) イ(7)(イ) C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界 ア(7)(イ) イ(7)(イ)

【数学】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D データの活用
(1) アイ 【文字を用いた式】 ・整式の加法、減法 ・単項式の乗法、除法 ・表現、読み取り ・文字を用いた式での説明 ・式の変形 ・計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【連立二元一次方程式】 ・解の意味 ・必要性和意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用	(1) アイ 【基本的な平面図形の性質】 ・平行線や角の性質 ・多角形の角の性質 ・平面図形の性質と説明 (2) ア 【図形の合同】 ・合同の意味 ・三角形の合同条件 ・証明の必要性、意味、方法	(1) アイ 【一次関数】 ・一次関数の理解 ・事象と一次関数 ・二元一次方程式 ・変化や対応の特徴を考察、表現 ・具体的な事象の考察、表現	—

【理科】（分野別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
—	(4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (4) 化学変化 (7) 化学変化と物質の質量 イ	(3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (4) 植物の体のつくりと働き (7) 動物の体のつくりと働き イ	(4) 気象とその変化 ア (7) 気象観測 (4) 天気の変化 (7) 霧や雲の発生 イ

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

（１）聞くこと	（２）読むこと	（３）話すこと[やり取り]	（４）話すこと[発表]	（５）書くこと
ア イ ウ	ア イ ウ	—	—	ア イ ウ

《取り扱う言語材料》

○重文、複文

○肯定及び否定の平叙文

○肯定及び否定の命令文

○疑問文のうち、助動詞（will など）で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞（how, what, when, where, which, who, whose, why）で始まるもの

○文構造

➤ [主語＋動詞]

➤ [主語＋動詞＋補語] のうち、主語＋be 動詞＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \\ \text{to 不定詞} \end{array} \right\}$ 、主語＋be 動詞以外の動詞＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$

➤ [主語＋動詞＋目的語] のうち、主語＋動詞＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{動名詞} \\ \text{to 不定詞} \\ \text{that で始まる節} \end{array} \right\}$

➤ [主語＋動詞＋間接目的語＋直接目的語] のうち、主語＋動詞＋間接目的語＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{array} \right\}$

➤ There ＋ be 動詞＋～

○代名詞

➤ 人称や指示、疑問、数量を表すもの

○接続詞

○助動詞

○動詞の時制及び相など

➤ 現在形、過去形、現在進行形、過去進行形及び助動詞などを用いた未来表現

○to 不定詞

○動名詞

○have to, don't have to

○感嘆文

○語句に関するもの

➤ 月（January～December）12 語

➤ 曜日（Monday～Sunday）7 語

➤ 序数（first～thirteenth）13 語

➤ 色（color, black, blue, green, red, yellow, white, orange, purple）9 語

➤ 場所（house, library, park, school, station, bookstore, convenience store, hospital, police station, post office, restaurant, swimming pool, zoo, lake, mountain, river, sea）17 語

➤ 食べ物（apple, banana, cherry, lemon, tomato, bread, curry and rice, pizza, rice, salad, sandwich, coffee, cake, ice cream）

14 語

➤ スポーツ（badminton, baseball, basketball, soccer, swimming, volleyball）6 語

➤ 身のまわりの物（chair, desk, hat, pencil, table, umbrella）6 語

➤ 動物（bear, cat, dog, fish, horse, monkey, panda, rabbit, tiger）9 語

➤ 職業（astronaut, baker, comedian, dentist, doctor, pilot, police officer, singer, teacher, vet）10 語

○音声に関するもの

◆中学校第3学年

【国語】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等		
	A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと
中学校第1学年 (1) 言葉の特徴や使い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が国の言語文化に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ (7) (4) オ 中学校第2学年 (1) 言葉の特徴や使い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオカ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が国の言語文化に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウ (7) (4) エ 中学校第3学年 (1) 言葉の特徴や使い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア	中学校第1学年 (1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ 中学校第2学年 (1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	中学校第1学年 (1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第2学年 (1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第3学年 (1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	中学校第1学年 (1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第2学年 (1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第3学年 (1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ

《取り扱い題材》

○漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまりに関するもの

○書写

○文学的な文章、説明的な文章

○児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料

○古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】（分野別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
A 世界と日本の地域構成 (1) 地域構成 ア(7)(1) イ(7)(1) B 世界の様々な地域 (1) 世界各地の人々の生活と環境 ア(7)(1) イ(7) (2) 世界の諸地域 ア(7)(1) イ(7) C 日本の様々な地域 (1) 地域調査の手法 ア(7)(1) イ(7) (2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(7)(1)(2)(3)(4) イ(7)(1) (3) 日本の諸地域 ア(7)(1) イ(7) (4) 地域の在り方 ア(7)(1) イ(7)	A 歴史との対話 (1) 私たちと歴史 ア(7)(1) イ(7) (2) 身近な地域の歴史 ア(7) イ(7) B 近世までの日本とアジア (1) 古代までの日本 ア(7)(1)(2)(3) イ(7)(1) (2) 中世の日本 ア(7)(1)(2) イ(7)(1) (3) 近世の日本 ア(7)(1)(2)(3) イ(7)(1) C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界 ア(7)(1)(2)(3)(4) イ(7)(1) (2) 現代の日本と世界 ア(7)(1) イ(7)(1)(2)

【数学】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D データの活用
中学校第1学年 (1) アイ 【正の数と負の数】 ・必要性と意味 ・四則計算 ・表現、処理 ・四則計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【文字を用いた式】 ・必要性と意味 ・乗法と除法の表し方 ・一次式の加法と減法 ・表現、読み取り ・計算の方法の考察、表現 (3) アイ 【一元一次方程式】 ・必要性と意味 ・文字や解の意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 中学校第2学年 (1) アイ 【文字を用いた式】 ・整式の加法、減法 ・単項式の乗法、除法 ・表現、読み取り ・文字を用いた式での説明 ・式の変形 ・計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【連立二元一次方程式】 ・解の意味 ・必要性と意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 中学校第3学年 (1) アイ 【正の数の平方根】 ・必要性と意味 ・平方根を含む式の計算 ・表現、処理 ・計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【簡単な多項式】 ・単項式と多項式の乗除 ・式の展開と因数分解 ・展開や因数分解をする方法の考察、表現 ・文字式を用いた説明	中学校第1学年 (1) アイ 【平面図形】 ・基本的な作図 ・平行移動、対称移動及び回転移動 ・作図の方法の考察、表現 ・図形の関係の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【空間図形】 ・直線や平面の位置関係 ・図形の計量 ・平面図形の運動による構成 ・空間図形の平面上への表現と読み取り ・表面積や体積の求め方の考察、表現 中学校第2学年 (1) アイ 【基本的な平面図形の性質】 ・平行線や角の性質 ・多角形の角の性質 ・平面図形の性質と説明 (2) アイ 【図形の合同】 ・合同の意味 ・三角形の合同条件 ・証明の必要性、意味、方法 ・三角形と平行四辺形の性質及び証明 ・具体的な場面での活用	中学校第1学年 (1) アイ 【比例、反比例】 ・関数関係の意味 ・比例、反比例の関係 ・座標の意味 ・比例、反比例の表現 ・二つの数量の変化や対応の特徴 ・具体的な事象の考察、表現 中学校第2学年 (1) アイ 【一次関数】 ・一次関数の理解 ・事象と一次関数 ・二元一次方程式 ・変化や対応の特徴を考察、表現 ・具体的な事象の考察、表現	中学校第1学年 (1) アイ 【データの分布】 ・ヒストグラムの必要性と意味 ・表やグラフに整理 ・傾向を読み取り考察、判断 (2) アイ 【不確定な事象の起こりやすさ】 ・確率の必要性と意味 ・傾向を読み取り表現 中学校第2学年 (1) アイ 【データの分布】 ・四分位範囲や箱ひげ図の必要性と意味 ・箱ひげ図で表す ・傾向を読み取り考察、判断 (2) アイ 【不確定な事象の起こりやすさ】 ・場合の数を基にした確率の必要性と意味 ・確率を求める ・確率の求め方の考察、表現 ・不確かな事象の考察、表現

※ 「A 数と式」のうち『誤差』と『 $a \times 10^n$ の形の表現』については出題範囲から除く。

【理科】（分野別出題範囲）

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類（「A問題」「B問題」）から選択する。

◇A 問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
(1) 身近な物理現象 ア (7) 光と音 (4) 力の働き イ (3) 電流とその利用 ア (7) 電流 (4) 電流と磁界 イ	(2) 身の回りの物質 ア (7) 物質のすがた (4) 水溶液 (5) 状態変化 イ (4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (4) 化学変化 (5) 化学変化と物質の質量 イ (6) 化学変化とイオン ア (7) 水溶液とイオン (4) 化学変化と電池 イ	(1) いろいろな生物とその共通点 ア (7) 生物の観察と分類の仕方 (4) 生物の体の共通点と相違点 イ (3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (4) 植物の体のつくりと働き (5) 動物の体のつくりと働き イ (5) 生命の連続性 ア (7) 生物の成長と殖え方 ㊦ 細胞分裂と生物の成長 イ	(2) 大地の成り立ちと変化 ア (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 (4) 地層の重なりと過去の様子 (5) 火山と地震 (イ) 自然の恵みと火山災害・地震災害 イ (4) 気象とその変化 ア (7) 気象観測 (4) 天気の変化 (5) 日本の気象 (イ) 自然の恵みと気象災害 イ

◇B 問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
(1) 身近な物理現象 ア (7) 光と音 (4) 力の働き イ (3) 電流とその利用 ア (7) 電流 (4) 電流と磁界 イ	(2) 身の回りの物質 ア (7) 物質のすがた (4) 水溶液 (5) 状態変化 イ (4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (4) 化学変化 (5) 化学変化と物質の質量 イ (6) 化学変化とイオン ア (7) 水溶液とイオン ㊦ 原子の成り立ちとイオン イ	(1) いろいろな生物とその共通点 ア (7) 生物の観察と分類の仕方 (4) 生物の体の共通点と相違点 イ (3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (4) 植物の体のつくりと働き (5) 動物の体のつくりと働き イ (5) 生命の連続性 ア (7) 生物の成長と殖え方 (4) 遺伝の規則性と遺伝子 (5) 生物の種類の多様性と進化 イ	(2) 大地の成り立ちと変化 ア (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 (4) 地層の重なりと過去の様子 (5) 火山と地震 (イ) 自然の恵みと火山災害・地震災害 イ (4) 気象とその変化 ア (7) 気象観測 (4) 天気の変化 (5) 日本の気象 (イ) 自然の恵みと気象災害 イ

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

（１）聞くこと	（２）読むこと	（３）話すこと[やり取り]	（４）話すこと[発表]	（５）書くこと
ア イ ウ	ア イ ウ	—	—	ア イ ウ

《取り扱う言語材料》

○重文、複文

○疑問文のうち、助動詞（may, will など）で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞（how, what, when, where, which, who, whose, why）で始まるもの

○文構造

➤ [主語＋動詞]

➤ [主語＋動詞＋補語] のうち、主語＋be 動詞＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \\ \text{to 不定詞} \end{array} \right\}$ 、主語＋be 動詞以外の動詞＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$

➤ [主語＋動詞＋目的語] のうち、主語＋動詞＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{動名詞} \\ \text{to 不定詞} \\ \text{that で始まる節} \end{array} \right\}$

➤ [主語＋動詞＋間接目的語＋直接目的語] のうち、主語＋動詞＋間接目的語＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{array} \right\}$

➤ [主語＋動詞＋目的語＋補語] のうち、主語＋動詞＋目的語＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$

➤ There＋be 動詞＋～

➤ It＋be 動詞＋～（＋for …）＋to 不定詞

○代名詞

➤ 人称や指示、疑問、数量を表すもの

○接続詞

○助動詞

○動詞の時制及び相など

➤ 現在形や過去形、現在進行形、過去進行形、現在完了形、現在完了進行形、助動詞などを用いた未来表現

○形容詞や副詞を用いた比較表現

○to 不定詞

○動名詞

○受け身

○語句に関するもの

➤ 月（January～December）12 語

➤ 曜日（Monday～Sunday）7 語

➤ 序数（first～thirteenth）13 語

➤ 色（color; black, blue, green, red, yellow, white, orange, purple）9 語

➤ 場所（house, library, park, school, station, bookstore, convenience store, hospital, police station, post office, restaurant, swimming pool, zoo, lake, mountain, river, sea）17 語

➤ 食べ物（apple, banana, cherry, lemon, tomato, bread, curry and rice, pizza, rice, salad, sandwich, coffee, cake, ice cream）

14 語

➤ スポーツ（badminton, baseball, basketball, soccer, swimming, volleyball）6 語

➤ 身のまわりの物（chair, desk, hat, pencil, table, umbrella）6 語

➤ 動物（bear, cat, dog, fish, horse, monkey, panda, rabbit, tiger）9 語

➤ 職業（astronaut, baker, comedian, dentist, doctor, pilot, police officer, singer, teacher, vet）10 語

○音声に関するもの

(別紙)

令和7年度 中学生チャレンジテスト 第1学年・第2学年 実施スケジュール

年	月	内 容
令和 7年	4月	
	5月	学校基本情報の確認
	6月	周知用リーフレットの配送
	7月	抽出校の指定
	8月	
	9月	
	10月	学校基本情報の再確認
	11月	実施マニュアル等の配送
	12月	
令和 8年	1月	問題等の配送（13日） テスト実施（14日） アンケート実施期間（14日～21日） 解答用紙の回収（15日） 後日実施の回収（22日）
	2月	テスト結果の提供・「府全体の評定平均」の提示
	3月	

令和7年度 中学生チャレンジテスト 第3学年 実施スケジュール

年	月	内 容
令和 7年	4月	
	5月	学校基本情報の確認
	6月	周知用リーフレットの配送 実施マニュアル等の配送
	7月	学校基本情報の再確認
	8月	
	9月	問題等の配送（1日） テスト実施（2日） アンケート実施期間（2日～9日） 解答用紙の回収（3日） 後日実施の回収（10日）
	10月	テスト結果の提供・「府全体の評定平均」の提示
	11月	
	12月	
令和 8年	1月	
	2月	
	3月	

9. 一般業務報告

1. 大東市教育委員会委員の異動について
2. 令和6年度教育大綱実施計画の取組状況について
3. 大東市学校給食費の徴収に関する要綱の一部を改正する要綱について
4. 大東市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱について

大東市教育委員会

大東市教育委員会委員の異動について（通知）

標記につきまして、下記のとおり教育委員の異動がありますので、通知します。

記

1. 教育委員の異動

退任委員	さわだ まゆみ 澤田 真由美（令和7年3月31日付）
新任委員	くどう まゆみ 工藤 真由美（令和7年4月1日付）

2. 教育委員会の構成（令和7年4月1日現在）

教 育 長	おかもと いさお 岡本 功
教育長職務代理者	おおた ただお 太田 忠雄
委 員	さいとう めぐみ 齊藤 めぐみ
委 員	なかの けんいちろう 中野 健一郎
委 員	くどう まゆみ 工藤 真由美

大東市教育大綱

令和6年度版

実施計画取組状況

令和6年度 大東市教育大綱実施計画 取組状況

重点大綱 重点Ⅰ 学力の向上					
	令和6年度の取組目標（P）	令和6年度の取組内容（D）	○成果・●課題（C）	◎改善（次年度取組むべき課題）（A）	担 当
Ⅰ 学力向上の推進と学習習慣の定着	◎全国学力・学習状況調査の標準化得点について、100をめざす。 R5現状値 【小】98【中】98 ◎全国・学力学習状況調査の無解答率（全国平均との差）を小・中学校ともに1以下を維持する。 R5現状値 【小】0.7【中】0.7	◎学力向上に資するために、様々な機会を通じて「無解答率が下がることの値打ち」を伝えていく。児童生徒と教職員が、日々の授業の中で、粘り強く取組みを積み上げることを価値づけして支援する。ひいては、全国学力・学習状況調査の結果に繋げていく。	◎全国・学力学習状況調査の標準化得点について、達成に至っていない ●標準化得点 【小】97（国）・99（算） 【中】98（国）・97（数） ◎無解答率（全国平均との差）については、目標を達成している ○目標値：R5→R6 【小】1以下：0.7→0.35 【中】1以下：0.7→0.8	◎全国学力・学習状況調査の標準化得点について、100をめざす ◎全国・学力学習状況調査の無解答率（全国平均との差）を小・中学校ともに1以下を維持する	教育研究所・ICT教育戦略課
	①大東教員スキルアップ講座の実施（24回）	①大東教員スキルアップ講座（年間24回計画）のうち、学力向上担当者悉皆研修を8回実施する。市内の学力向上担当者が連携し、子どもたちの確かな学力を育む各校の好事例を共有するため交流をメインとした講座を開講する。加えて、「全国学力・学習状況調査の分析報告」は、教頭・主任会でも伝達し、各校の組織的な学力向上の取組みが一層推進するよう支援する。	①大東教員スキルアップ講座 ○学力向上担当者研修に加えて、各教科担当者研修を実施し、全国学力・学習状況調査の結果分析を生かした取組みの好事例を横展開した	①「だいたい教育ビジョン2025」を踏まえた授業づくりをより一層推進していく。各校で実施する授業改善研究会や学力向上担当者悉皆研修等を活用し、授業づくりに係る好事例の共有、国や府からの伝達、発信を行う	
	②学力向上先進地視察研修の実施（1泊2日・教職員20名参加）	②2学期に、市内小中学校教員20名を対象として石川県能美市立小中学校の視察研修を実施する。3年間で合計60名の教職員が研修に参加する意義を踏まえ、今年度の目標を、市全体への波及効果とする。	②学力向上先進地視察研修 ○石川県能美市立小中学校を視察（9/13・9/14） 市内教職員20名参加 視察先の取組みを自校の実践に生かすことで、無解答率の改善に繋がった 市報告共有会（11/1）の実施		
	③「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加率の増加（今年度比5%増加）と更なる質的向上	③子どもたちの言語活動推進のために、「図書館を使った調べる学習コンクール」への更なる参加を促していく。そのために、市立図書館と連携した出前授業の開催や、1人1台端末でデジタル図書館を活用できるようにする。	③「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加 ○参加率前年度比57%増加（大阪府1位） ○中学校においては、前年度比約6倍 市立図書館や府加配事業と連携した取組みとして、中学校でも定着を図ることができた ○全国大会への出品は、前年度比約1.3倍 子どもたちの満足度が高く、学校独自の取組みにもつながっている	②学校司書を効果的に活用して、各学校の読書活動を進めることで、言語活動の推進を図る。加えて、大東市小中学生弁論大会を実施して、自分の意見を相手に伝える経験を積ませしていく	
	④AⅠ型デジタルドリルの活用を進め、1週間当たりの活用率を小・中学校60%以上にする。	④AⅠ型デジタルドリルについては、研修の実施と好事例の横展開により、活用率を高める。	④○9月から小学校でAⅠ型デジタルドリルの活用を開始し、小学校では利用率が上昇しているが、中学校においては年度当初から利用率が横ばいとなっている。 （R6年1月の1週間当たりの活用率 中学校41% 小学校50%）	③デジタルドリルの見直しも視野に入れ、活用率の向上策や効果的な活用方法を研究、実践することで、令和6年度の実績以上の活用を進める	

重点大綱 重点Ⅰ 学力の向上					
	令和6年度取組目標 (P)	令和6年度取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担 当
2 魅力あふれる教職員による授業改善のための研究体制の構築	①大東市教育研究フォーラム全体会を7月31日(水)、分科会を8月1日(木)に実施する。分科会は「授業づくり」「ICT教育」「働き方改革」「障がい理解」等、教職員のニーズに応じて全8講座を開講し、アンケートの肯定的回答98%をめざす。(R5:肯定的回答97%) ②「大東教員スキルアップ講座」を24回実施する。講座の学びを自校化し、市全体の教職員の資質向上を図るために、のべ参加人数前年度比1.1をめざす。(R5:のべ参加人数558人) ③各学期ごとに最大3名の「教育専門監」を市内小・中学校へ派遣し、単元を通じた授業づくりへの指導・助言(師範授業を含める)を行う。アンケートの肯定的回答100%をめざす。(R5:10校実施。肯定的回答100%)	①大東市教育研究フォーラムの実施(7/31～8/1) 全体会については、教職員と保護者、市民の方が一堂に会して大東市の教育について、理解を深める場とすることができるよう大東市の教育施策についても発信する。 分科会については、教職員の多様な学びのニーズに応じることができるよう講師を招聘するとともに、法定研修と兼ねたり、オンデマンドやオンラインを活用したりするなどして、受講者の利便性を高める。 ②24回実施。「授業参観を通じた学び」、「幼・小・中学校様々な校種の実践報告」、「府の研究指定校の公開授業」に加え、各校で実施する「出張スキルアップ講座」等、様々な校種の教職員がともに学ぶ場をつくる。ひいては、市全体の教職員の資質向上を図る。 ③学校からの活用計画書をもとに、派遣計画を立てる。学校への伴走型の支援を通して、日常的な授業づくりの支援を行い、教職員の授業力向上を図る。	①大東市教育研究フォーラムについて、概ね達成できた 【全体会実施7/31】 ○一般参加者数100名以上 大東市内小中学校の実践を周知する良い機会となった ○参加者への満足度アンケート90.0% 【分科会の実施8/1】 ●参加者への満足度アンケート95.2% ○オンデマンド講座の利用も見られた ②大東教員スキルアップ講座について、達成できた ○出張スキルアップ講座を活用して、オール大東で研修を実施することで、他校の研修に参加しやすくなっている ③「教育専門監」学校派遣事業について、概ね達成できた ○本年度実績 【小学校】6校【中学校】5校 ○指導主事が校内で期を逃することなく日常的な指導・助言することで、授業改善がすすんでいる ○「単元を見通した授業づくり」「全国学力・学習状況調査」の調査問題の趣旨を踏まえた授業づくり」「子どもが主体的にタブレット端末を活用する授業づくり」など各校のニーズを踏まえた伴走支援を行うことができた	◎「だいたい教育ビジョン2025」を活用して、より一層の授業改善を進めるために、授業や学習集団づくりに生かすことができる各種研修を実施する。また、指導主事が日常的な指導・助言を行い、授業改善をすすめていく ①②大東市教育研究フォーラム、大東教員スキルアップ講座、各種法定研修等を計画し、年間を通じて教職員が学び続けることができるように支援する ③次年度も引き続き、「教育専門監」を各校へ派遣し、子どもたちが協同的に学ぶことができるよう単元を通じた授業づくりについて指導・助言する	教育研究所
3 体力・運動能力の向上	①「全国体力・運動能力、運動習慣等調査(小5・中2)」における実技8項目中、男子が5項目以上、女子は4項目以上で大阪府の平均値を上回る。 【R5 小学校男子4項目、小学校女子3項目、中学校男子5項目、中学校女子2項目】 ②「全国体力・運動能力、運動習慣等調査(小5・中2)」における「運動やスポーツをすることは好きですか」の肯定的回答で大阪府の平均値を上回る。 【R5 小学校男子+0.8ポイント、小学校女子-4.7ポイント、中学校男子-0.9ポイント、中学校女子-7.1ポイント】 ③学校運動部活動の地域移行種目(剣道・水泳・バスケットボール)について、参加者アンケートでの活動に対する肯定的回答率85%以上をめざす。 【R5 80%】	①「全国体力・運動能力、運動習慣等調査(小5・中2)」において、児童生徒の運動能力を正確に計測できるよう、留意点をまとめて各校へ周知するとともに、タブレット端末を使用した技術向上に関する好事例についても発信する。 ②各校における子どもたちの課題について現状分析を行い、自校の実態に応じた体力づくり推進計画(アクションプラン)を作成するよう、指導する。 ③・部活動地域移行総括コーディネーターを中心に、活動内容の充実と連絡体制の整備を図る。 ・地域移行指導者研修について、より実践的な内容を計画し、子どもたちが安心して活動できる環境の提供に努める。	①体力合計点 T得点(偏差値) 小5男子 49.3→(R5年度 49.3) ●小5女子 47.8↓(R5年度 48.1) ●中2男子 47.7↓(R5年度 48.8) ●中2女子 47.4↓(R5年度 47.8) ●8項目中、小学校男子4項目、小学校女子2項目、中学校男子2項目、中学校女子3項目で大阪府の平均を上回った。 ②「運動やスポーツをすることは好きですか」の質問に対する肯定的回答 ○中学校男子で府平均を上回った。中学校女子は府平均は下回ったが、昨年度に比べて府平均に近づいた。 ●小学校は男女ともに府平均を下回った。 【R6 小学校男子-2.7ポイント、小学校女子-5.4ポイント、中学校男子+0.5ポイント、中学校女子-2.1ポイント】 ○中学校ではアルティメットをはじめとするニュースポーツに取り入れたり、目標を立てて競技に取り組んだりするなど授業改善が進んだ。 ③○地域移行部活動の満足度アンケートにおいて、保護者85%、生徒90%から肯定的回答を得られた。 ●連絡アプリの活用や指導者との連携について、保護者から改善を求められることもあった。	①②小3・小4で実施するめっちゃMORIスポーツテストの結果を踏まえて、各校における子どもたちの課題について現状分析を行い、実態に応じた体力づくり推進計画(アクションプラン)を作成し、各校がPDCAサイクルを回していくことができるように助言・発信をする。 ③めっちゃMORIスポーツシステムのMy運動遊びの活用を推奨するなど、ICTを活用した子どもの体力向上に取り組む。	指導・人権教育課

重点大綱 重点Ⅰ 学力の向上					
	令和6年度の取組目標（P）	令和6年度の取組内容（D）	○成果・●課題（C）	◎改善（次年度取組むべき課題）（A）	担 当
4 小学校からの英語教育の推進と中学校英語教育の充実	①中学3年生のCEFR：A1以上（英検3級以上相当）の割合、40%以上をめざす。 ②「Daito English Trial」の合格率60%以上をめざす。【R5 48.5%】 ③小学3～6年生に対するアンケート項目「外国語の勉強は好きだ」の肯定的回答85%以上をめざす。	①小学校外国語専科、小中連携教科指導、英語コーディネーターの各英語加配教員を中心に、英語教育の推進及び充実にねらいとした英語教育推進研修を実施する。 ②・中学生を対象に、大東市版英語検定「Daito English Trial」を実施し、英検S-CBTの受検料を助成する。 ・大東市の英語教育推進に係る目標達成のため、英語加配教員による実践報告を行い、市内に好事例を発信する。 ③全校への学校訪問（授業見学）を早期に行い、「STEPS IN OSAKA」の活用状況や外国語教育推進に向けた取組みについてヒアリングを実施する。	①○中学3年生のCEFR：A1以上（英検3級以上相当）の割合44.2%（速報値）と目標を上回った。 ○英語教育推進研修等において、国・府の施策や情報を的確に伝達できた。 ○学習指導要領に準拠した授業の改善点等を明確化・視覚化した上で周知し、各校での授業改善へとつなげた。 ○外国語指導力向上研修「Deep+（ディープラス）」を実施し、英語COや10名のAETと連携して教員の指導力向上を図った。 ●「CAN-DOリスト」を作成しているものの、効果的な活用につなげるしかけづくりが不十分であった。 ②「Daito English Trial」の合格率については、年度末に集計結果が判明予定。中学3年生の英検（実用英語技能検定）3級以上取得率についても、令和7年2月に調査予定であり、令和7年3月末に結果がわかる予定。 ●S-CBT方式の助成については、流れについてわかりやすく周知する必要がある。 ③小学3～6年生に対するアンケート項目「外国語の勉強は好きだ」の肯定的回答については、令和7年2月に調査予定であり、令和7年3月初旬に集計できる予定。	①CEFR：A1（英検3級相当）以上の英語力を有すると思われる中学3年生の割合、50%以上をめざす。【R6 44.2%】 ②「Daito English Trial」の合格率45%以上をめざす。【R6 42.4%】 ③小学3～6年生に対するアンケート項目「外国の人と話したいと思う」の肯定的回答○○%以上をめざす。 ※上記②・③については、左記のとおり令和7年2月実施の調査結果に基づき設定予定である。	指導・人権教育課
5 ICTを活用した教育の推進	①「だいとう教育ビジョン2022」にICTを結び付け、ICTを効果的に活用し、子どもたちが主体的に学ぶ授業づくりを展開する。 ICT機器の活用は勉強の役に立つと思う児童生徒が前年度の全国平均を上回ることを目標とする。 【R5実績】小学校94.6% 中学校92.3% 【R6目標】小学校95.1% 中学校93.3% ②校務DX推進により、校務を可能な限り変革し、市内全校に展開していく。 ③ー1 情報教育担当者対象の悉皆研修に加え、各校、各教員のニーズに応じた支援を実施し、教員のICT活用指導力を育成する。 ・情報教育担当者研修会 7回 ・その他の支援（学習会等） 13回以上 ③ー2 ICT活用指導力については、学校の教育における情報化の実態等に関する調査における4分野（校務での活用・授業での活用・児童生徒の活用・リテラシーの指導）16設問全てにおいて前年度の全国平均を上回ることを目標とする。 【R5実績】 14項目／16項目中	①教員向け掲示板「TSP」上に、各教員が授業支援ツールを使って作成した教材データを教員間で共有できる体制を新たに構築する。 ②校務DX（生成AIの活用等）を推進するため、各校の情報教育担当者を中心に事例を創出し、市内で横展開を図る。 ③研修や勉強会の精度を高め、各教員ICT活用指導力の向上を図る。 ・通年計画の希望者対象学習会を実施し、好事例を実践報告シートおよび動画にて市内外に発信する。 ・ICT活用に係る各校および教員の困り感やニーズを把握し、ICT活用相談室および出張「ICT活用相談室」で、各校の実情に応じた支援を行っていく。 ・ICT活用によるデータやログを授業改善に活かした事例を研究し、「ICT教育推進通信」等で好事例を発信するとともに、出張「ICT活用相談室」等でのデータ利活用の講座を積極的に行う。	①●教員向け掲示板「TSP」については、緊急時の連絡や全教職員への情報提供のツールとして定着しつつある。その一方で、授業改善や教材に関する教職員間での情報共有については、校務DXの取組み状況や自主的研究会の成果報告など一部の活用に留まっている。 ○1学期の全校オンラインヒアリング及び2・3学期に全校訪問を実施し、各校の状況把握を行うとともに他校の好事例等の情報提供を行い、各校の情報活用指導力の向上を図った。 ※ICT機器の活用により学習内容がよく分かると思う児童生徒の割合 【R6実績】小学校85.2% 中学校86.3% ②○希望する教員を対象に生成AI利活用講座（オンライン）を開催し、情報教育担当者を中心に各校で校務DXの取組みを実行し、その成果の共有を行った。 ③○情報担当者研修会では、「児童生徒につけたいスキル表」を実践し、児童生徒のICT活用能力に対する効果を検証した。 ○希望者対象学習会では、自己調整学習の研究を行い、グループに分かれ授業実践や公開授業を実施した。 ・情報教育担当者研修会 5回 ・その他の支援（学習会等） 26回 ○大阪府スマートスクール実現モデル校の指定を受けた学校においては、「個別最適な学びと協働的な学びの実現をめざすICTを活用した授業づくり」をテーマに取組みを進め、その取組み成果を府域に発信した。	①教員向け掲示板「TSP」については、これまでの活用実態を踏まえ、教育委員会からの連絡事項と、教員間もしくは教員と教員委員会間との情報共有、各テーマごとの情報共有等、ジャンルを絞った簡素な構成にすることにより、より多くの教員が日常的に使用できるものに変更する。 ②学習者用端末の更新に伴い、新たなコンテンツの活用が想定される。教員のニーズにあった研修の実施や学校訪問の充実など、効果的な支援を行い、ICTを活用した授業力の向上を図る。また、校務DXについても基本的な項目に着手した段階であるので、次年度は更なる具体的な取組みを検証する。 ③情報担当者研修会や希望者対象の学習会を継続実施し、ICTの活用ありきではなく、ICTを効果的に活用している授業づくりを進め、「TSP」や「ICT教育推進通信」等で、教育委員会から好事例の情報発信をしていく。 加えて、教員間でもその取組み内容を共有できる環境整備に努める。 ・情報教育担当者研修会 5回 ・その他の支援（学習会等） 15回以上	ICT教育戦略課

令和6年度 大東市教育大綱実施計画 取組状況

重点大綱 重点2 安全・安心な教育環境の推奨					
	令和6年度の取組目標 (P)	令和6年度の取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担 当
1 いじめ見逃しゼロ宣言	①いじめの積極的認知を進め、小学校1400件、中学校250件を上回るために、アンケート以外でのいじめ認知について指導・助言を行う。	①・アンケートで発見したいじめ事案について、被害側児童生徒に対し複数人で丁寧に状況等を聞き取り、その内容を学年や学校で共有し、見守りを続けるよう指導する。 ・「いじめ防止対策推進法」に定義されているいじめについて、児童生徒だけでなく保護者にも正しい理解を促す。 ・いじめの重大事態につながる可能性がある事案については、学校からの詳細報告を求め、初動対応の時点から組織的に対応を進める。	①○令和6年12月末時点のいじめ認知件数は小学校が1,345件、(昨年度1,139件)、中学校が189件(昨年度179件)と昨年度に比べ微増しており、積極的認知を進めている。 ●アンケートによるいじめ認知について、小学校は84.0%(府55.0%)、中学校が60.9%(府28.7%)となっており、全国や府と比べて非常に高い傾向にあるが、昨年度に比べるとアンケート以外でのいじめ認知が増えている。引き続き、日々子どもたちとのかかわりや二者懇談等で児童生徒に丁寧に聴き取る取組みを広げることが必要である。	①いじめの積極的認知を進め、小学校1,400件、中学校200件を上回るために、アンケート以外にも日常の児童生徒との関係性づくりや二者懇談の実施等について指導・助言を行う。	指導・人権教育課
	②いじめの解消率にこだわり、年度末時点でのいじめ解消率について、小学校85%、中学校90%を上回るために、事案の経過やその後の様子について、各校と情報連携を密に行う。 ③2学期に実施する学校あんしん生活アンケートを確実に回収し、小学校99%、中学校97%を上回る。長期欠席の児童生徒が増加しているため、学校での実施が難しいケースも多いため、実施方法や回収方法の見直しを検討する。	②・教育アドバイザー(警察OB)による非行防止教室の回数(R5:13回)を増やすとともに、定期的な学校訪問において、いじめの早期発見や適切な対応について助言する。 ・そもそもいじめを許さない雰囲気づくり(発達支持的生徒指導)の考え方について、教職員の正しい理解を促進し、集団づくりや道德教育、人権教育の充実を図る。 ・近年急増しているネットトラブルの対応として、枚方少年サポートセンターや四條畷警察の防犯教室の積極的な実施と、関係機関とのスピーディーな連携を図る。 ③・各校における職員研修等において、いじめ認知の具体策について学ぶことができるよう、市教委主催のいじめ対応担当教員連絡会で指導・助言を行う。	②○2名の教育アドバイザー(警察OB)による定期的な学校訪問は、昨年度と同様に300回を超えた。加えて、事案発生時の緊急訪問回数も増えている。その結果、各校で抱えているいじめ事案の早期解決や適切な対応について助言することができた。非行防止教室についても犯罪の低年齢化に伴い、小学校で10回程実施し、問題行動の未然防止に努めた。中学校に關しても、学校の状況に応じて3回程実施をしている。 ○専門家連携の中でもスクールロイヤーには積極的にケース会議への参加を依頼し、いじめの重大事態に繋がりがねない事案を複数件、解消傾向につなげている。 ●SCやSSWの積極的かつ効果的な活用が浸透しつつあるものの、すべてのケースで迅速な活用はできていない。担当者連絡会等を通じて専門家連携を早期に促す必要がある。 ③○研修等での指導・助言を行ったことで昨年度より中学校で2%程度上昇した。	②いじめの解消率にこだわり、年度末時点でのいじめ解消率について小学校85%、中学校90%を上回るために、事案の経過やその後の様子について、各校と情報連携を密に行う。解消に繋がらないケースについてはスクールロイヤー等の専門家を活用し、ケース会議を行い、個に応じた多面的な支援方法を検討し対応するよう助言を行う。 【R6.12月末時点 小学校49.7% 中学校51.8%】 ③2学期に実施する学校あんしん生活アンケートを確実に回収し、小学校99%、中学校97%を上回る。長期欠席の児童生徒が増加していることから、学校での実施が難しいケースも多く、実施期間や実施方法の見直しを検討する。 【R6 小学校98.1% 中学校95.5%】	
2 不登校の未然防止、学びの支援	①登校できていない児童生徒についても、ICTや教育支援センター「ボイス」など、何らかの学びの機会につなげる。学びの機会につなげることができていない児童生徒の割合2%を下回る。	①・国の動向や新たな市の考え方をアップデートさせながら、一人ひとりの児童生徒の状況に合った不登校支援を多層的に提案できるよう、不登校対応担当教員研修会を実施(年3回)する。 ・教育支援センター「ボイス」のノウハウを取り入れた各校の別室を「教育支援ルーム」として、各校別室担当者や不登校指導員と「ボイス」の連携機会を拡充させる。 ・不登校支援員の人数の確保と資質向上のため、「大東スクールアシスト(人材バンク)制度」の積極的活用や、不登校指導員連絡会を実施(年3回)する。	①●12月末時点で「学びへのアクセス(週1回以上)」が難しい状況にある児童生徒数は、不登校児童生徒343人(12月末で欠席等20日以上)のうち、52人(7%)である。 ○R6年度中に各校における校内教育支援ルームの整備が進み、全小・中学校に設置できた。また、各校の状況に応じて備品や教材を購入し、校内教育支援ルームでの支援を充実させている。	①今年度、全小・中学校に校内教育支援ルームを設置し整備を進めた。次年度、指導方針の確認とともに校内教育支援ルームの整備をより一層進め、支援の充実を図る。	指導・人権教育課
	②多様な不登校支援策を提供し、教育支援センター「ボイス」の延べ登所者数1,600人を上回る。 【R5 1,488人】 ③教育相談室の活動内容をより広く周知し、相談件数40件を上回る。 【R5 19件】	②教育支援センター「ボイス」において、プログラミング学習やeスポーツ等、児童生徒の関心の高い活動を充実させる。また、オンライン支援を充実させるため、広義での公民連携を展開させる。 ③教育支援センターの相談機能充実のため、「ボイス」利用者の保護者等への周知や、保護者交流会との連携を図る。	②○教育支援センター「ボイス」の登録者は12月末時点で50人(R5 年度末66人)であり、12月末時点の延べ登所者数は1,170人(R5年度12月末1,090人)と増加している。校外学習、通信制高校見学会、農園活動、創作活動等、児童生徒の関心に応じた幅広い活動を行うことができた。また、アウトリーチ支援に取り組み、学校への登校につなげることができたケースもあった。 ③○「教育相談室」の相談件数は、来室・電話での相談が12月末時点で26件となり、前年度末の件数を超えた。 ●各校でSCやSSWなどとの相談機会が充実しているが、引き続きセーフティネットとしての教育相談室の役割を幅広く周知する必要がある。	②教育支援センター「ボイス」でのアウトリーチ活動を含む不登校支援を充実させるとともに学校・保護者へも周知し、「学びへのアクセス」ができていない児童生徒数を削減させる。 ③教育相談室の相談活動の周知について、地域の施設にポスター等を掲示するなど、周知方法を検討する。	

重点大綱 重点2 安全・安心な教育環境の推奨					
	令和6年度取組目標 (P)	令和6年度取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担当
3 学校施設・設備等の安全性の構築	①②令和6年度より新たに2校（南郷小・諸福小）の長寿命化改修工事に着手し、非構造部材の耐震化、施設の老朽化、教育環境の質的向上等の諸問題を解決する取組を推進していく。複数年度に亘り、仮設校舎を用いないローリング方式で工事を進めていくこととなるが、子どもたちの安全を第一に考え、徹底した施工管理の下、工事を執り行っていく。	①諸福小学校長寿命化改修工事（令和6～7年度）、南郷小学校長寿命化改修工事（令和6～8年度）に着手し、計画的に工事施工を進める。なお、南郷小学校に関しては、令和6年8月に設計業務が完了する予定であるが、計画どおり年度内に工事に着手できるよう、まずはこちらの業務から鋭意進めていく。	①○当初の予定通り、10月から諸福小学校長寿命化改修工事に、1月からは南郷小学校長寿命化改修工事に着手した。複数年度に亘る大規模工事となるが、徹底した施工管理・工程管理の下、工事を進めていく。	①令和7年度は、新たに着手する住道北小学校を加えて、計3校の長寿命化改修工事が施工される。複数年度に亘り、仮設校舎を用いないローリング方式で工事を進めていくこととなるが、子どもたちの安全を第一に考え、徹底した施工管理・工程管理の下、工事を執り行っていく。	学校管理課
	③昨年度末をもって更新工事が完了した中学校と同様、小学校の校舎空調機も老朽化が進み（平成20年度に設置）、「冷風が出ない、異音がする、水漏れがする」等の不具合が頻発しているところである。良好な教育環境を維持するため、令和6年度より計画的に更新工事に着手する。	②令和5年度より着手している住道北小学校長寿命化改修工事設計業務について、関係課・学校関係者と緊密に連携を取りながら、令和7年3月末の完了に向けて業務を進めていく。その他、四条北小学校長寿命化改修工事設計業務（再発注）、住道南小学校屋内運動場長寿命化改修工事設計業務にも着手する。	②○翌年度以降の工事に向けて、住道北小学校長寿命化改修工事設計業務及び住道南小学校屋内運動場長寿命化改修工事設計業務が完了した。また、令和6年1月に契約を解除した四条北小学校長寿命化改修工事設計業務に関しても、今年度改めて公募型プロポーザル方式により事業者選定を行い、結果として高い技術力を有する事業者と契約を締結することができた。	②令和7年度には、策定から5年が経過した長寿命化計画の改訂を行う予定であるが、今後も当該計画に基づいて適切に進捗管理を行い、非構造部材の耐震化、施設の老朽化、教育環境の質的向上等の諸問題を解決する取組を推進していく。	
	④災害避難所となる際の、避難者の生活維持を図ることを主たる目的として、中学校に引き続き、小学校体育館にもLPガス式の空調機を設置する。また、設置された体育館空調機が災害時において適切に運用されるよう、関係課と連携しながら災害対策班・地域の方等に使用方法を周知していく。	③○今年度は四条小学校他2校の校舎空調機更新工事が完了した。空調機の効きの悪さが解消され、学校からも高評価を得ている。また、令和7年度に着手する工事に向けて、住道南小学校他2校の設計業務が完了した。	③○今年度は四条小学校他2校の校舎空調機更新工事が完了した。空調機の効きの悪さが解消され、学校からも高評価を得ている。また、令和7年度に着手する工事に向けて、住道南小学校他2校の設計業務が完了した。	③令和5年度末をもって更新工事が完了した中学校と同様、小学校の校舎空調機も老朽化が進み（平成20年度に設置）、「冷風が出ない、異音がする、水漏れがする」等の不具合が頻発しているところである。良好な教育環境を維持するため、令和7年度以降も計画的に更新工事に着手していく。	
	⑤子どもたちが安心して通学できるよう、子ども安全見守り隊や道路管理者、警察等の関係機関と連携を図り、引き続き通学路の安全確保に取り組んでいく。	④○今年度は四条小学校他3校への体育館空調機（LPガス式）設置工事が完了した。中学校8校への設置は既に完了しており、災害発生時の避難所機能の強化とともに、快適な学習空間を確保することができた。また、令和7年度に着手する設置工事に向けて、深野小学校他4校の設計業務が完了した。	④○今年度は四条小学校他3校への体育館空調機（LPガス式）設置工事が完了した。中学校8校への設置は既に完了しており、災害発生時の避難所機能の強化とともに、快適な学習空間を確保することができた。また、令和7年度に着手する設置工事に向けて、深野小学校他4校の設計業務が完了した。	④災害避難所となる際の、避難者の生活維持を図ることを主たる目的として、中学校に引き続き、小学校体育館にもLPガス式の空調機を設置する。また、設置された体育館空調機が災害時において適切に運用されるよう、関係課と連携しながら災害対策班・地域の方等に使用方法を周知していく。	
		⑤通学路合同点検については、学校から報告された危険箇所の現状を把握するとともに、9月中旬に開催する通学路安全協議会において改善を要する箇所等の対策等を協議し、早期に安全対策に取り組む。	⑤○昨年度に引き続きスケジュールを前倒しして通学路安全協議会を開催した。それにより早期に具体的な通学路の安全対策を実施することができた。	⑤子どもたちが安心して通学できるよう、子ども安全見守り隊や道路管理者、警察等の関係機関と連携を図り、且つ昨年度と同様に取組みのスケジュールを前倒しして、引き続き通学路の安全確保に取り組んでいく。	
			●ホームページ等を通じて地域の方々にも危険箇所に関する情報提供を呼びかけ、継続して通学路の安全対策に取り組んでいく必要がある。		

重点大綱 重点2 安全・安心な教育環境の推奨					
	令和6年度の取組目標 (P)	令和6年度の取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担 当
4 給食を柱とした食育の推進	①小中学校を通じて、給食を柱とした体系的な食育指導のため、給食指導担当者会に加えて食育推進担当者会を追加設置の上、実践的な食育理解の取組や、給食を通じた取組により、児童・生徒の食への関心を一層高めていく。 ②中学校給食について、食への理解が高まる創意工夫を凝らし、生徒アンケートの満足度の結果を前年度(81%)よりも向上させるよう努める。 ③諸福小学校において、給食室の改修工事(ドライ方式)を年度内に完了させるとともに、代替給食の円滑な実施に努める。南郷小学校及び住道北小学校について、より作業効率性の高いドライ方式給食室整備に向けた設計業務を完成させる。	①学級担当等と連携し、教科の中で取り組む食育指導を一層実践していくとともに、給食に関する情報発信の充実、地元産食材の積極的使用、生徒からのレシピ募集など、給食を通じて食への理解が進む取組を多面的に推進する。 ②中学校給食について、献立上の工夫や美味しさの充実に取り組むとともに、食育授業等において給食の実施状況を分かりやすく伝える機会を充実させ、生徒がアンケートに適切に回答できる環境構築に努める。 ③諸福小学校給食室の改修に伴う代替給食について、先例の経験を活かして、より円滑な実施に努めるとともに、改修工事を年度内に完了させる。南郷小学校及び住道北小学校のドライ方式給食室について、先行事例の蓄積を活かし、設計事業者との協議を遺漏なく進めていく。	①○地元産食材の使用や生徒から募集したレシピの献立化など、食への理解促進を図るとともに、教科の中で取り組む食育授業の実践を進め、食育指導の推進を図ることができた。 ●給食を柱とした食育指導について、小中学校間で連続性を意識した交流促進と実践による体系化が必要。給食指導担当者会と食育推進担当者会との更なる役割分担を明確し、より実践的な食育の試みを増やしていく必要がある。 ②○中学校給食については、より生徒が好む献立上の工夫や食育理解に資する実践を進めたことにより、生徒アンケートの前年度比較では、満足度は79%と横ばいになったが、楽しさ度は91%と5%上昇した。今後も同様の取組を継続していく。 ●中学校給食の在り方は、デリバリー方式にも事業リスクがある点や、学校の設置環境等により適切な方法が異なる可能性があることを踏まえ、今後も継続検討していくことが重要。 ③○諸福小学校給食室改修中の代替給食を通じて、アレルギー対応等の課題点を把握し、今後の課題として整理出来た。 ●諸福小学校給食室改修工事は場所移転を伴うため、想定外の問題(地盤改良)等が発生し、工期延長となったことを踏まえ、場所移転を伴う際の課題を整理する必要がある。 ●各小学校給食室の老朽化がかなり進行しており、大規模改修まで持たないケースも含めて、給食提供の改善策を練っていく必要がある。	①給食を柱とした食育指導について、小中学校を通じて体系化を図るため、給食指導担当者会と食育推進担当者会との役割分担をより明確するとともに、実践的な食育理解に資する取組を推進し、児童・生徒の食への関心の向上に繋げる。 ②中学校給食の在り方は、現行のデリバリー方式にも事業リスクがある点や、学校の設置環境等により適切な方法が異なる可能性があることを踏まえ、広域連携等の選択肢拡大も視野に入れつつ、検討していく。 ③南郷小学校及び住道北小学校について、先例での課題や問題点を生かしつつ、より使いやすく、作業効率性の高いドライ方式給食室改修工事を進める。	学校管理課
5 インクルーシブ教育の推進	①ここ数年で利用が拡大している通級指導教室において、学習に関するアンケートへの肯定的回答率100%をめざす。 【R5 保護者97% 児童生徒98%】 ②個(児童生徒)に対するアセスメントである発達相談と、全体(学校、学級等)のアセスメントが目的の巡回相談の依頼に対する年度内対応率90%を上回る。 【R5 87.1%】 ③介助員の各校充足率100%を維持する。 【R5 100%】	①・通級指導教室担当者連絡会を実施し、情報共有や支援のあり方に関する研修を実施する。 ・通級指導教室担当者間で交流や授業研究、チーム学習会を開催し、通級指導の充実を図る。 ・支援学校による相談事業を活用する。 ②・巡回相談に関する関係機関・専門家のスケジュールを調整する。個々の児童生徒へのアセスメントを丁寧に実施し、支援内容について助言する。 ・UDL(Universal Design for Learning)の学校づくりやビジョントレーニング、個別相談など、目的を明確化させて巡回相談を実施する。 ③介助員研修・連絡会や面談を通じて、働きやすい職場環境づくりをめざすとともに、地域や保護者とのつながりを大切にしながら人材を確保する。	①○通級指導教室担当者連絡会及び担当者間の交流や授業研究をチーム学習等で実施し、授業力の向上や専門性を高めることで通級指導の充実につなげることができた。 ①●各種研修については実施できたものの、昨今の支援教育を取り巻く状況や個々の児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援の実現をめざし、教職員の育成を図るべく、研修内容をより一層充実させる必要がある。 ②○発達相談については、今年度末まで予定しているケースも含め、年度内実施率90%以上を達成できる見込みである。幼稚園の相談ケースについては、100%の実施であった。 ①②○巡回相談についても、目的別(UDLの学校づくり・個別相談・通級指導教室の運営等に関する相談)に実施し、それぞれ予定回数実施することができた。さらに、可能な限りリーディングチームも同行することで、教員の専門性向上を図ることができた。 ①②●発達相談・巡回相談・支援学校の訪問相談事業について、個々のケースに応じて継続的また計画的な活用ができるよう、引き続き丁寧な周知を図る必要がある。 ③○支援学級在籍の児童生徒を支援する介助員の各校充足率100%を維持することができた。	①ここ数年で利用が拡大している通級指導教室において、学習に関するアンケートへの肯定的回答率100%をめざす。 【R6 3月にアンケート実施予定】 ②個(児童生徒)に対するアセスメントである発達相談と、全体(学校、学級等)のアセスメントが目的の巡回相談の依頼に対する年度内対応率90%を上回る。 【R6 92.8%】 ③介助員の各校充足率100%を維持する。 【R6 100%】	指導・人権教育課

令和6年度 大東市教育大綱実施計画 取組状況

重点大綱 重点3 開かれた魅力ある学校づくり					
	令和6年度の取組目標 (P)	令和6年度の取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担 当
1 小中一貫教育の推進と発展	①全中学校区において、9年間を系統立てたカリキュラムの下、計画的な教科指導を進めるとともに、教科担任制を推進し、その先にあるチーム担任制を研究しながら、義務教育学校の設置に向けた検討等で収集したノウハウを各学校にフィードバックし、各中学校区の実態に応じたより良い小中一貫教育を推進する。 ②各校区における児童生徒交流及び教職員交流を更に推進する。	①・小学校高学年において教科担任制における教科指導を3教科以上実施する。 ・義務教育学校の設置に向けて、小中一貫教育の先進事例の情報を収集するとともに、そのノウハウを各学校へフィードバックする。 ②各中学校区において、小中一貫推進会議の日程について年3回以上会議を開催するために調整を図り、「アクセスプラン」、「あいさつ運動」などの児童生徒交流、小中合同研修会、相互授業参観などの教職員交流を年間3回以上実施する。	①○全中学校区において、9年間を系統立てた各教科のカリキュラムのもと、計画的な教科指導を進めることができた。 ○全小学校において教科担任制における教科指導を3教科以上実施することができた。また、5教科以上で教科担任制を実施することができた学校が半数あった。 ○小中一貫教育の更なる発展に向け、先進事例の情報を収集するとともに、市内各校で実施している小中一貫教育の取組みを再確認し、好事例等をフィードバックすることができた。 ②○各中学校区において、小中一貫推進会議等を実施し、児童生徒交流、教職員交流を年間3回以上実施することができた。	①全中学校区において、9年間を系統立てたカリキュラムの下、計画的な教科指導を進めるとともに、教科担任制を推進し、その先にあるチーム担任制を研究しながら、義務教育学校の設置に向けた検討等で収集したノウハウを各学校にフィードバックし、各中学校区の実態に応じたより良い小中一貫教育を推進する。 ②各校区における児童生徒交流及び教職員交流を更に推進する。	教育企画室
2 地域に開かれた信頼される学校づくり	①地域教育協議会においては、フェスティバルに限らず、地域の子どもたちが活躍できる企画を検討し、学校・家庭・地域総がかりでの子どもたちの健全育成を引き続き推進する。 ②学校運営協議会においては、地域とともにある学校づくりを推進するために、学校運営協議会が中心となって学校の運営をサポートする取組みを熟議し、地域教育協議会等と協力しながらその取組みを実践できるよう計画的な会議の開催に努める。 ③地域教育協議会・学校運営協議会の役割等の周知を図り、研修会の開催や事例紹介など、各協議会が円滑に運用されるよう情報提供を行う。	①地域教育協議会においては、地域の子どもたちが活躍できる協議会主催の行事を検討し、年1回以上実施する。 ②学校運営協議会においては、地域とともにある学校づくりを推進するために、全中学校区において年3回以上の会議を開催する。 ③より良い学校運営ができるように、地域教育協議会や学校運営協議会の役割等の周知を図り、委員等対象に研修や情報交換できる場を設ける。	①○地域教育協議会主催行事について、各地域教育協議会で内容を検討し、コロナ禍前の水準でフェスティバルを開催し地域の子どもたちの活躍の場の設定ができた。また、フェスティバル以外にも、学校支援活動としての取組みを実施することができた。 ②○全中学校区において、学校運営協議会を設置することができ、ほぼ全ての中学校区において、会議を年3回以上開催することができた。 ●学校運営協議会の役割が認知されつつあり、学校と委員との間において課題の共有はできているが、具体的な方針の決定があまりできなかった。 ③○各中学校区の代表による情報交換会を開催し、課題や情報を共有をすることができた。また、地域教育協議会等の委員を対象にした研修会を実施し、学校と地域のかかわり方について、改めて理解を深めることができた。	①地域教育協議会においては、フェスティバルに限らず、地域の子どもたちが活躍できる企画を検討し、学校・家庭・地域総がかりでの子どもたちの健全育成を引き続き推進する。 ②学校運営協議会においては、地域とともにある学校づくりを推進するために、学校運営協議会が中心となって学校の運営をサポートする取組みを熟議し、地域教育協議会等と協力しながらその取組みを実践できるよう計画的な会議の開催に努める。 ③地域教育協議会・学校運営協議会の役割等の周知を図り、研修会の開催や事例紹介など、各協議会が円滑に運用されるよう情報提供を行う。	教育企画室

重点大綱 重点3 開かれた魅力ある学校づくり					
	令和6年度の取組目標 (P)	令和6年度の取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担 当
3 教職員が教育の質を高める環境づくり	①「学校における業務改善リーフレット」を活用し、教職員の意識改革を行うことで、教職員一人あたりの月平均時間外勤務時間を小学校で32時間以下、中学校で40時間以下をめざす。 ②全校一斉閉庁日の期間を拡充し、各校において教職員が年休取得しやすい環境づくりを行い、教職員各自の年休取得5日以上をめざす。	①・学校における働き方改革を推進するため、各校の効果的な取組みを学校訪問等で情報収集し、教頭・主任会等で共有する。 ・各校からの時間外勤務時間の報告を集約し、集計結果を各校に周知する。 ・時間外勤務時間が月80時間を超える教職員がある場合は、管理職に対して勤務状況について確認を行う。 ②年度当初に年休取得促進の通知を発出するとともに、9月末時点での年休取得状況調査を行う。	①○●12月段階での一人あたり月平均時間外勤務時間が小学校で30.2時間、中学校で42.7時間であり、小学校においては目標を達成することができた。中学校においては目標が達成には至らなかった。 ●現在の出退勤システムでは、教職員が自分の時間外勤務状況をリアルタイムに確認することができず、意識改善につながる事が難しい。 ②○学校閉庁日の拡充に伴い、長期休業期間中の年休等の取得が進んだ。 ●年休取得状況については、教頭の負担軽減の観点から全教職員の年休取得状況を把握することができなかった。次年度は新たな出退勤システムにより、年休取得状況を把握し、取得促進につなげたい。	①新たな出退勤システムを活用し、時間外勤務時間を事務局側も教職員側もリアルタイムに把握することで、働き方についての意識改革につなげる。教職員一人あたりの月平均時間外勤務時間を小学校で30時間以下、中学校で40時間以下をめざす。 また、産業医による面接指導を活用し、教職員の健康及び福祉を確保する。 ②新たな出退勤管理システムを活用し、自身の年休取得状況を把握することで、休暇取得の促進につなげる。 また、学校閉庁期間を令和6年度同様設定し、休暇取得5日以上をめざす。	教職員課
4 学校情報の発信	①各校のDX化の取組みについての好事例をYouTube等で市内全校に発信し、学校や地域で情報を共有することにより、さらなるDX化を推進する。 ②「大東学び合いネット」をはじめ、効果的な情報発信を研究し、教育活動の現状を広く周知する。 ③保護者向け電子連絡板の活用を進め、保護者への情報提供手段の充実と業務の効率化並びにペーパーレス化を促進する。	①YouTube等への情報発信の頻度を増加する。(YouTube投稿数 令和5年度30本→令和6年度40本) ②・「大東学び合いネット」(学校ホームページ)の活用を進めるとともに、他のコンテンツについても検証を行う。 ・子どもたちがICTを活用した教育活動の成果を発信できる場を創出する。 ③教員向け掲示板「TSP」での情報共有や「ICT教育推進通信」等により、保護者向け電子連絡板の活用事例の横展開を図る。	①○ホームページ、YouTube、Instagram、LINEなど多様なコンテンツを活用し情報発信を行った。 ●YouTubeの投稿数は減少した。 YouTube投稿数 8本 ②○「大東学び合いネット」(ホームページ)では従来の学校からの発信に加え、教育委員会からの情報発信が充実した。 ○大東市の公式ホームページで子どもたちのICTを活用した教育活動の状況や教員の取組み内容を発信した。 ③○保護者への連絡手段として電子連絡板を活用する学校が増加した。 ●教育委員会や市役所からの案内等についても電子掲示板活用によるペーパーレス化を進めているが、イベント募集の反応が少なかったなどの事例もあり、紙媒体と電子掲示板との使い分けの検証が必要となる。	①対象者、頻度、目的などの状況に応じて、多様なコンテンツを活用した情報発信を進めるとともに、動画による提供が効果的な情報に関してはYouTubeを積極的に活用し、リンクをホームページに掲載するなどそれぞれの利点を活かした運用を進める。 ②「大東学び合いネット」の活用を進めるとともに、更新にあわせてレイアウト等の変更を検討する。 ③保護者向け電子連絡版等の活用法の横展開を図り、デジタル配信事例を広げるとともに、事務負担の軽減、効果、ペーパーレス化の観点を踏まえながら、活用率の向上を図る。	ICT教育戦略課

令和6年度 大東市教育大綱実施計画 取組状況

重点大綱 重点4 徹底的家庭応援					
	令和6年度の取組目標 (P)	令和6年度の取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担 当
1 学校・家庭・地域との連携協働の推進	①スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を小学校全校に専任として配置できるように努める。 ②令和6年度より新たに導入するクラウド型スクリーニングシステムの活用を通じて、学校とSSWが連携し、福祉や家庭教育などの支援が必要な児童生徒や家庭の早期発見・早期対応に努める。 ③相談・訪問チームが、家庭教育支援事業を実施する時に、学校教育が分かるような（タブレット活用）取組を実施することで、学校・家庭・地域との連携協働を図るようにする。	①スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を12名任用し、各小学校の専任として週1回担当小学校で勤務、ネウボランドだいとうでの相談支援や家庭教育支援チームの中心として保護者への相談支援等を行うことで、学校・家庭・地域との橋渡し役を担う。 ②SSWが主導し、すべての小学校においてクラウド型スクリーニングシステムを導入する体制を構築し、今年度中に同システムを活用した支援を実施する。 ③学校・家庭・地域、それぞれが担う教育を相互理解する方向性を明確にするために、家庭教育に関する状況把握調査において、保護者に意識調査を行う。また、相互理解促進として、相談・訪問チームが実施する地域いくカフェにおいて、保護者に対して学校教育の周知（タブレット・新教科書）を実施する。	①○新たにスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を5名採用し、12名体制となり、各小学校に専任のSSWを配置することができた。また、週1回の担当小学校勤務や相談・訪問チームによる会議を主導する役割を担った。 ●経験年数が浅いSSWが多く、複雑・多様化した相談に、柔軟に対応できる体制を構築する必要がある。 ②○市内全小学校にクラウド型スクリーニングシステムを導入し、11小学校で同システムを活用したスクリーニング会議を実施。 ●クラウド型スクリーニングシステムを活用したスクリーニング会議未実施校（1小学校）あり。 ●支援の方向性について、クラウド型スクリーニングシステムを活用し判定し実施した支援内容と実際の状況との違いなどを検証する必要がある。 ③○学校・家庭・地域における教育の担い分けの保護者の意識について、小学4年生の保護者の家庭教育に関する状況把握調査（以下「状況把握調査」という。）にて調査を実施。 ○地域いくカフェにおいて、学校教育（新教科書やタブレット）の周知を行った。	①SSWを束ね中心的な役割を担うリーダー制を導入し、リーダーを中心に各学校のSSWと連携した相談体制を構築するとともに、的確な課題解決のプランニング支援に繋げていく。 ②クラウド型スクリーニングシステムを活用し実施した支援内容と実際の状況について検証・改善を行い、福祉や家庭教育などの支援が必要な児童生徒や家庭の早期発見・早期対応に努める。 ③引き続き地域いくカフェにおいて学校教育を周知するなど、学校・家庭・地域が相互に連携協働できる取組を実施する。	家庭・地域教育課
2 家庭教育を応援する環境づくり	①小学1年生の保護者に実施している家庭教育に関する状況把握調査の周知を強化し、未回答者に対して、相談・訪問チーム員が訪問し、督促することで、回答率を上げる。【R5回答率86.4%】 ②小学4年生の保護者に実施している家庭教育に関する状況把握調査の未回答者に対して、再度周知することで回答率を上げ、小学1年生、小学4年生の保護者が抱える悩みに対応した家庭教育支援事業を実施し、家庭教育の重要性を周知・啓発する。 ③アウトリーチ型支援時に把握した悩みを抱える保護者に、いくカフェの開催などの家庭教育支援に関する情報を直接提供する体制を構築する。 ④思春期保護者向けセミナーについて、より集客ができるように検討する。【土・日曜日開催希望割合 63%：R5思春期保護者向けセミナー参加者アンケート結果より】	①小学1年生全家庭において、1学期中に家庭教育に関する状況把握調査を実施する。回答率を90%以上になるように、未回答者に対して実施してきた家庭訪問だけでなく、SNSを活用した周知を行う。また、小学校4年生の保護者に対して、2学期中に家庭教育に関する状況把握調査を行い、未回答者に対して、SNSを活用した周知を行う等、情報発信を強化する。 ②小学校1年生・4年生の保護者に実施している家庭教育に関する状況把握調査を基に、子どもとの関わり方についての家庭教育講演会を実施する。 ③小学校1年生の保護者に実施しているアウトリーチ型支援を基に、福祉などの支援につなげていくだけでなく、サロン型支援であるいくカフェの情報を直接保護者に提供する等、各支援への連携体制を構築する。 ④中学生の保護者を対象に思春期特有な事象（進路・性教育など）に関する思春期保護者向けセミナーについて、土・日曜日を中心に4回実施する。また、配信が可能なセミナーに関してはYouTube配信を行う。	①○小学1年生の保護者の状況把握調査の未回答者に対して、家庭訪問による督促以外に、SNSを用いての周知を実施。 ○小学4年生の保護者の状況把握調査においても、未回答者にSNSを活用した周知を実施。 ●小学1年生の保護者の状況把握調査の回答率はR6：86.6%（R5：86.4%、R4：87.9%）となり、回答率の減少傾向に歯止めをかけることができたものの、目標としていた90%以上に届かなかった。 ②○状況把握調査の結果を基に、子どもとの関わり方についてをテーマに家庭教育講演会（高野優氏）を実施した（参加者93名）。 ●小学4年生の保護者の状況把握調査の回答率はR6：56.3%（R5：55.4%）で、昨年度より微増に留まり、家庭教育支援事業を実施する上で回答率を上げる必要がある。 ③○アウトリーチ型支援などにおいて分かった気になる保護者や相談する相手が必要としている保護者に対して、いくカフェへの参加などのアプローチを実施。 ●気になる保護者などに対してサロン支援へのアプローチを実施しているが、一部にとどまっている。 ④○思春期を迎えた子どものいる保護者を対象とした「思春期保護者向けセミナー」を土・日曜日を中心に進路2回、性教育1回以外に、今年度より新たに発達に応じた支援、情報モラルについてを各1回、合計5回実施。 ○情報モラルについてはZoomを用い同時配信を行った。	①市SNSや、いくカフェなどを活用し、小学1年生の保護者の状況把握調査の周知を強化するとともに、未回答者に対して、相談・訪問チーム員が訪問し督促を実施し、回答率90%をめざす。 ②小学4年生の保護者の状況把握調査の回答率を上げ、小学1年生、小学4年生の保護者が抱える悩みに即した家庭教育支援事業を実施し、家庭教育の重要性を周知・啓発する。 ③アウトリーチ型支援などで把握した悩みを抱える保護者に対して、保護者の孤立化を防ぐために、いくカフェの開催などの家庭教育支援事業に関する情報提供を行う。 ④小学4年生の保護者の状況把握調査を基に、思春期を迎える保護者が抱える課題や悩みの解消に寄与するテーマについてのセミナーを実施する。	家庭・地域教育課

重点大綱 重点4 徹底的家庭応援					
	令和6年度の取組目標 (P)	令和6年度の取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担 当
3 親子の育ちをまち全体で応援する機運の醸成	①家庭教育応援協力企業・団体に対して、家庭教育の重要性を発信するとともに、連携・協働した取組を実施する。 ②企業版いくカフェを東部地区でも開催できるように家庭教育応援協力企業・団体に働きかけ、保護者が集える場所の確保につなげていく。 ③家庭教育の重要性の浸透やまち全体で家庭教育の機運の醸成を図るために、家庭教育や学校教育について、保護者への情報提供を積極的に行い、広く周知、啓発に努める。	①家庭教育応援協力企業・団体登録制度に登録している企業・団体が行っている家庭教育に関する取組や企業版いくカフェでの取組をSNSだけでなく、今年度の家庭教育講演会で周知するなど、情報発信の充実に取り組む。 ②家庭教育応援企業団体制度に登録した企業・団体に委託している企業版いくカフェをこれまで実施してこれなかった東部地区にある企業・団体にいくカフェを委託できるように働きかけ、市内全域で保護者が集える場所を確保する。 ③家庭教育の重要性の浸透を図り、本市の家庭教育支援を明確にするために、今年度中に家庭教育支援に関する要綱を策定する。	①○家庭教育応援協力企業・団体が実施している家庭教育に関連する取組や企業版いくカフェの実施状況を市HPにて発信。 ●家庭教育応援協力企業・団体が実施している家庭教育に関連する取組の情報発信が市HPによる周知に留まっている。 ②○家庭教育応援協力企業・団体に委託している企業版いくカフェの開催回数増、東部地域に拡大することができた。 (R5:72回⇒R6:85回) ③○要綱策定に向けて、学校・家庭・地域における教育の担い分けの保護者の意識について、小学4年生の保護者の状況把握調査にて調査を実施。 ●学校・家庭・地域における教育の担い分けの保護者の意識について、十分な分析ができず、家庭教育支援に関する要綱を策定することができなかった。	①家庭教育応援協力企業・団体に対して、家庭教育の重要性を発信するとともに、企業・団体が実施している家庭教育に関連する取組をいくカフェで周知するなど情報発信を強化する。 ②企業版いくカフェをこれまで実施したことがない小学校区でも開催できるように家庭教育応援協力企業・団体に働きかけ、保護者が集える場所の拡充につなげていく。 ③学校・家庭・地域における教育の担い分けの保護者の意識について、小学1年生の保護者の状況把握調査にて確認し、分析の精度をあげ、家庭教育支援に関する要綱の策定に努める。	家庭・地域教育課
4 教育と福祉の連携強化	①引き続き、ネウボランドだいで児童・生徒が置かれた環境を把握し、家庭教育支援などに繋げていく。 ②コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を所管している福祉政策課と調整し、CSWとの会議の定例化に向けて調整し、教育と福祉との更なる連携強化に努める。	①こども家庭センター（ネウボランドだいで）でSSWが児童生徒や保護者からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら支援を行う。 ②SSWが要保護児童対象地域協議会へ参加するとともに、CSWとの情報共有等を行う会議を年3回開催することで、福祉と教育との連携を図る。	① ○「大東市こども家庭センターの組織及び運営に関する規則」により、こども家庭センター（ネウボランドだいで）におけるSSWの役割が明確になり、就学年齢児童の福祉に関する相談支援事業を実施することができた。 ②○要保護児童対策地域協議会への参加やコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）との連絡会などに参加し、福祉と教育の連携を図ることができた。また、CSWとの情報共有の機会を定例化させ、年3回開催することができた。 ●CSWとの会議だけでなく、家庭教育支援事業などで交流を図るなど、双方が持つ情報共有する機会を増やす必要がある。	①こども家庭センター（ネウボランドだいで）において、引き続きSSWが児童生徒や保護者からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら支援を行う。 ②CSWとの情報共有の会議だけでなく、いくカフェなどの取組を共に実施し、家庭教育支援に対する理解促進を行うとともに情報共有する機会を拡大することで、教育と福祉との更なる連携強化に努める。	家庭・地域教育課

○大東市学校給食費等の徴収に関する要綱

令和6年9月30日

要綱第68号

（目的）

第1条 この要綱は、大東市学校給食の実施及び学校給食費に関する規則（平成25年規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、学校給食費等を徴収することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費等 学校給食費及び学校給食費に相当する額をいう。
- (2) 教職員等 教員（栄養教諭及び養護教諭並びに臨時的に任用された者を含む。）及び事務職員（臨時的に任用された者を含む。）その他大東市立小・中学校に勤務する者をいう。
- (3) 学校給食費等負担者 学校給食を受ける児童等の保護者及び教職員等その他学校給食を受ける者をいう。

（基準給食回数）

第3条 学校給食費の算定の基準となる学校給食の回数（以下「基準給食回数」という。）は、1年度につき小学校にあつては~~195回~~200回、中学校にあつては~~171回~~200回とする。

（学校給食費の額）

第4条 規則第4条第2項に規定する市長が別に定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校の1年生及び2年生 年額~~41,925円~~43,000円
- (2) 小学校の3年生及び4年生 年額~~43,875円~~45,000円
- (3) 小学校の5年生及び6年生 年額~~45,825円~~47,000円
- (4) 中学校の生徒 年額~~47,880円~~56,000円

（学校給食費に相当する額）

第5条 教職員等が学校給食を受ける場合の学校給食費に相当する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校において学校給食を受ける者 年額~~53,625円~~59,000円

(2) 中学校において学校給食を受ける者 年額~~56,430円~~71,000円

- 2 児童等及び教職員等以外の者が学校給食を受ける場合の学校給食費に相当する額は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を基準給食回数で除した額に学校給食を受けた回数に乗じて得た額とする。

(学校給食費等の調整)

第6条 前2条の規定にかかわらず、年度の途中に学校給食を受ける者となったものの学校給食費等の額は、前2条に規定する学校給食費等の1人当たりの年額を基準給食回数で除した額に予定給食回数に乗じて得た額とし、年度の途中に学校給食を受ける者でなくなったものの学校給食費等の額は、前2条に規定する学校給食費等の1人当たりの年額を基準給食回数で除した額に学校給食を受けた回数に乗じて得た額とする。

(徴収額の通知)

第7条 市長は、学校給食費等の額を決定し、又は決定した学校給食費等の額を変更したときは、学校給食費等負担者に通知しなければならない。

(学校給食費等の徴収方法)

第8条 市長は、学校給食費等を10期に分割して徴収する。

- 2 各期の学校給食費等の納付の期限（以下「納期限」という。）は、当該年度の6月から3月までの毎月の末日（12月及び3月は25日。以下同じ。）とする。ただし、月の末日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、年度の途中から学校給食を受けた者の学校給食費等は、当該学校給食を受け始めた月の翌月から当該年度の3月までの月数に分割して徴収するものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別に学校給食費等の徴収方法を定めることができる。

(学校給食費等の減額等)

第9条 市長は、学校給食を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費等の額を減額することができる。

- (1) 病気、事故その他の理由により連続して3回以上学校給食を受けない旨の申請があったとき。

- (2) 災害等により学校給食を実施しなかったとき。
- (3) 学年閉鎖又は学級閉鎖により学校給食を実施しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の場合において減額する1回当たりの学校給食費等の額は、第4条及び第5条に規定する学校給食費等の年額を基準給食回数で除した額とする。

(学校給食費等の充当)

第10条 納付された学校給食費等に過納又は誤納のあるときは、当該過納又は誤納の額を当該学校給食費等負担者の未納の学校給食費に充当できるものとする。

(学校給食費等の還付)

第11条 納付された学校給食費等に過納又は誤納がある場合のうち、前条の規定により充当すべき学校給食費等がないときは、当該過納又は誤納の額を学校給食費等負担者に還付するものとする。

(学校給食費等の納付方法)

第12条 学校給食費等負担者は、学校給食費等を口座振替又は、自動払込又は給与からの天引きの方法により納付するものとする。

2 前項の口座振替及び、自動払込及び給与からの天引きに関し必要な手続き等は、市長が別に定める。

3 第1項の規定によらない場合は、学校給食費等負担者は、市長が別に定める方法により学校給食費等を納付しなければならない。

(督促)

第13条 市長は、第8条に規定する納期限までに学校給食費等の納付がないときは、学校給食費等負担者に対し督促を行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、学校給食費等を徴収することに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

○大東市特別支援教育就学奨励費支給要綱

令和3年3月19日

要綱第29号

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、大東市立小学校又は中学校の支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。次条において同じ。）に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者の経済的な負担を軽減するため、大東市特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学奨励費の支給の対象となる者は、第4条第2項の規定による認定を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている者及び大東市就学援助規則（平成11年教委規則第5号）第5条第1項の規定により就学援助の受給の認定を受けた者を除く。

(就学奨励費の支給額)

第3条 就学奨励費の支給額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）において定められた当該費用に係る特別支援教育就学奨励費補助金の額を超える場合にあっては、当該定められた特別支援教育就学奨励費補助金の額）とし、予算の範囲内で交付するものとする。

~~(1) 学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定に基づき児童等の保護者が負担すべき学校給食費をいう。） 要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額。以下この項において同じ。）~~

(2) 通学費（通学時において、日常的に保護者等の介助が必要な医療的ケアを要する児童等が、最も経済的な経路及び方法による通学をすることに要する交通費をいう。ただし、心身の発達、障害の程度、通学の安全性、介助者の体調その他の事情を考慮したうえで、事前に市長が必要と認めたものに限る。） 要した費用の額（その額が

20,000円を超える場合にあっては、20,000円)

(32) 修学旅行費(児童等が修学旅行(小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。)に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科料その他均一に負担すべきこととなる経費をいう。) 要した費用の額に2分の1を乗じて得た額

(43) 校外活動等参加費(宿泊を伴わないもの)(児童等が宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科料をいう。) 要した費用の額に2分の1を乗じて得た額

(54) 校外活動等参加費(宿泊を伴うもの)(児童等が宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科料をいう。) 要した費用の額に2分の1を乗じて得た額

(65) 学用品・通学用品購入費(児童等が通常必要とする学用品及び通学のために通常必要とする通学用品の購入費をいう。) 要した費用の額に2分の1を乗じて得た額

(76) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(児童等が小学校又は中学校に入学時において通常必要となる学用品及び通学用品の購入費をいう。) 要した費用の額に2分の1を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、大東市就学援助規則第6条第1項第6号から第8号までに掲げるいずれかの費用について、同規則の規定による支給を受けたことがある者については、当該支給を受けた費用に係る前項第76号に掲げる新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、これを支給しないものとする。

(支給認定の申込み、決定等)

第4条 就学奨励費の支給の対象の認定を受けようとする者は、大東市特別支援教育就学奨励費支給対象認定申込書(様式第1号)に大東市特別支援教育就学奨励費収入額・需要額調書(様式第2号)を添付して、児童等が在籍する学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して、市長が別に定める期日までに市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定による申込みがあったときは、次の各号の全てに該当する者であるか否かを審査した上で、認定の可否を決定し、その旨を大東市特別支援教育就学奨励費支給対象(認定・不認定)決定通知書(様式第3号)により、当該申込みを行った者に通知するものとする。

(1) 児童等の保護者であること。

(2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2

条第1号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の収入の額を生活保護法~~（昭和25年法律第144号）~~第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の需要の額で除して得た値が、2.5未満の者であること。

- 3 前項の規定により、認定を受けた者は、次条に規定する申請書兼請求書の提出及び第6条に規定する決定通知書の受領の権限を、~~児童等が在籍する学校の校長~~学校長に委任するものとする。

（申請等）

第5条 前条第3項の規定により委任を受けた学校長~~（以下「受任所属校長」という。）~~は、就学奨励費の支給を受けようとするときは、大東市特別支援教育就学奨励費支給申請書兼請求書（様式第4号）を市長が別に定める期日までに提出するものとする。

（支給決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、就学奨励費の支給の可否を決定し、その旨を大東市特別支援教育就学奨励費（支給・不支給）決定通知書（様式第5号）により、当該申請があった者に通知するとともに、適当と認めたときは速やかに就学奨励費を支給するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年要綱第1号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和４年要綱第１５号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

大東市特別支援教育就学奨励費支給対象認定申込書(年度分)

					年 月 日	
(宛先)大東市長						
大東市特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条の規定により、大東市特別支援教育就学奨励費の支給対象の認定について申 <u>し</u> 込みます。						
児童生徒	学校名	大東市立 小学校・中学校		申込者(保護者)	住所	電話：
	氏名	(学年)			氏名	
次の事項について同意します。 ・ 認定の審査において、本市が必要な範囲で税情報を確認すること。 ・ 大東市特別支援教育就学奨励費支給申請書兼請求書の提出及び大東市特別支援教育就学奨励費(支給・不支給)決定通知書の受領の権限を、児童等が在籍する学校の校長に委任すること。 保護者氏名 _____ ※税の申告がされていない場合や、1月1日現在で大東市に住民票を置かれていない方などは、別途課税証明書等の提出が必要な場合があります。 ※同一世帯員の全員について同意の意思を確認の <u>うえ</u> で記名してください。 『同一世帯員』とは、基本的には同居をされている方のことです。税法上保護者の扶養親族になっている方や、家計を支えている方が一時的に単身赴任等により別居している場合も含みます。 <u>但しただし</u> 、同居をしても明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます。						
就学奨励費の支給振込口座						
(ふりがな)						
金融機関名		銀行・信用金庫 本店 支店 信用組合・農協 出張所				
預金種別		1. 普通預金 2. 当座預金				
口座番号						
(ふりがな)						
口座名義人						

※口座内容が分かる通帳やキャッシュカードのコピー等を裏面に貼り付けてください。

保護者(申込者)氏名			住所		児童生徒氏名 (かな:_____)			学校名・学年 大東市立 小学校・中学校 (_____) 学年____			※都道府県の地区別区分 (1. 2. 3. 4. 5. 6) ____地域の級地区分 ____(1. 2. 3. 4)			学校長確認欄 ____		
世帯の収入状況			世帯状況(昨年12月31日現在の世帯員全員の状況を記載)						需 要 額 等							
			氏____名	生年月日	生 齡	続柄	職業／ 学校名・学 年	特別支援学 校・支援学 級在籍の有 無(注2)	教 育 扶 助			生 活 扶 助				
所得 控 除 前 の	総所得金額			_____		本____人 児童等			通学費	学 校 給食費	基準額	第1類	期 末 一 時 扶 助	____第2類		
	退職所得金額			_____		申込者 (保護者)								f(基準額) ____ g____地区別 (冬季加算) ____		
	山林所得金額			_____										____		
	計	A		_____										h住宅扶助		
所得 控 除	社会保険料			_____										____		
	生命保険料			_____										i____需要額 (a~h)の合計		
	地震保険料			_____										____		
	ひとり親控除			_____										____		
	計	B		_____										収入額 F 需要額 i		
所得額 (A=B)		C		_____												
所得月額(C×1/12)		D		_____												
障害者加算控除 (保護基準により算定)		E		_____												
収 入 額 (D+E)		F	合 計					a	b	e	d	e				
【通学費・備考】					【特記事項】(注1)										支弁区分 ☐ 1段階 ☐ 2段階 ☐ 3段階	

(注1)1月1日以降に世帯の状況に変更(保護者の死亡、離婚等)があれば【特記事項】に記載してください(例 ○月○日・離婚 等)
(注2)世帯員の方が特別支援学校(小・中学部)又は支援学級に就学をしている場合は” 特別支援学校・支援学級在籍の有無” に○をして下さい。

※太線の中だけ記入してください。(整理番号) No

保護者等（申請者）氏名			住所		幼児・児童・生徒氏名		学校名、学年（特別支援学級名）等		第1類における通減率		都道府県の地区別区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ） 地域の級地区分 Ⅰ-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2		学校長承認		
世帯の収入状況			世帯の状況（前年12月末日現在）					需 要 額 等							
			収入のある世帯員氏名	生年月日（満年齢）	続 柄 （該当に丸を付け、その他は具体的に記載）	在学学校名・学年（特別支援学級名）	特別支援学校・支援学級に就学	教 育 扶 助 基 準				生 活 扶 助 基 準			
								基準額	教材代	学校給食費	通学費	第1類	期末一時扶助費	障害者/母子加算額	第2類
所得控除前	総所得金額☆	円			父・母・本人 祖父母・その他（ ）										h（基準額） 円
	退職所得金額				父・母・本人 祖父母・その他（ ）										i（地区別冬季加算額） 円
	山林所得金額				父・母・本人 祖父母・その他（ ）										円
	計	A			父・母・本人 祖父母・その他（ ）										j 生活扶助基準計 （e×通減率、f～iの合計） 円
所得控除	雑損控除		収入のない世帯員氏名	生年月日（満年齢）	続 柄 （該当に丸を付け、その他は具体的に記載）										円
	社会保険料				本人			円	円	円					k 住宅扶助基準 円
	小規模企業共済等掛金控除				兄・姉・弟・妹 その他（ ）										円
	生命保険料				兄・姉・弟・妹 その他（ ）										l 需要額 （a～d、j、kの合計） 円
	地震保険料				兄・姉・弟・妹 その他（ ）										円
	ひとり親又は寡婦控除の額 ※保護者等のみ				兄・姉・弟・妹 その他（ ）										収入額 需要額
	計	B			兄・姉・弟・妹 その他（ ）										D 1 = 円
所得額(A-B)	C			兄・姉・弟・妹 その他（ ）											
収入額(C×1/12)	D	合 計					a	b	c	d	e	f	g		
通学費 明細	(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)							特 記 事 項 要保護者 ☐ 被保護 ☐ 要保護					支弁区分		判定結果

(注) 1. 1月1日以降に世帯の状況に変更(保護者の死亡、離婚等)があれば【特記事項】に記載してください(例 ○月○日・離婚 等)
2. 生活保護等に該当する場合には、特記事項欄の該当箇所をチェックをしてください。
3. 世帯員の方が特別支援学校(幼稚園・小学部・中学部及び高等部)又は支援学級に就学をしている場合は”特別支援学校・支援学級に就学”欄に○をしてください。
4. 上記の家族のうち、前年度に特別支援学校又は特別支援学級等に就学し、就学奨励費による通学費の支給を受けた児童・生徒がいる場合のみ、その通学費の支給額を「通学費」の欄に、その明細を「通学費明細」の欄に記載してください。

様式第 3 号（第 4 条関係）

大東市特別支援教育就学奨励費支給対象（認定・不認定）決定通知書

第 号
年 月 日

様

大東市長

年 月 日付けで申込みのあった大東市特別支援教育就学奨励費の支給対象の認定は、大東市特別支援教育就学奨励費支給要綱第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

児童・生徒の氏名	
保 護 者 の 氏 名	
審 査 結 果	
備 考	

様式第4号（第5条関係）

大東市特別支援教育就学奨励費支給申請書兼請求書

第 号
年 月 日

(宛先) 大東市長

大東市立 学校

学校長

支給の認定を受けた大東市特別支援教育就学奨励費について、大東市特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。また、就学奨励費の支給決定を受けた場合は、当該就学奨励費について請求します。

記

1. 請求金額 金 円（明細は別紙のとおり）

2. 振込先 明細は別紙のとおり

大東市特別支援教育就学奨励費（支給・不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

様

大東市長

年 月 日付けで申請のあった大東市特別支援教育就学奨励費の支給は、大東市特別支援教育就学奨励費支給要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 就学奨励費支給決定の内容 ☐ 交付する
☐ 交付しない

理由

2. 就学奨励費支給決定額 金 円（明細は別紙のとおり）

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

岡本教育長	定刻になりました。 定例会の開会にあたり、委員の出席状況について報告を求めます。
北本部長	本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することをご報告いたします。
岡本教育長	報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から3月の教育委員会定例会を開催いたします。
岡本教育長	傍聴にお越しの皆様、本日は令和7年3月定例会に傍聴参加いただきありがとうございます。
岡本教育長	なお、本日は所管部署でございます産業・文化部と、後ほど入れ替わりで総務部より、議案説明等のために出席いただいております。
岡本教育長	まず、日程第1「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によりしくお願いいたします。
岡本教育長	次に日程第2「教育長の報告」でございます。 これは、私の教育長としての活動を紹介する中で、私が感じたことや考えていることをお伝えし、委員の皆様と情報交換を行うものです。 前回教育委員会定例会以降の活動4点について報告いたします。 1点目は（仮称）ほうじょう学園についての地域説明会でございます。 2月5日（水）、9日（日）にいいもりぷらざにて開催いたしました。 （仮称）ほうじょう学園設置に関する基本構想や検討にかかるこれまでの経緯、今後のスケジュールなどについて教育企画室が地域の皆様にご説明いたしました。私も冒頭ご挨拶を申しあげました。 合わせて30名弱の参加者数ではございましたが、水泳授業の民間委託や通学区特認校制に対するご質問など、お子さまが通われることを想定した具体的なご質問もあり、本市初の義務教育学校に対する期待を感じ取ることができた説明会となりました。 昨年10月以降、北条小中学校の行事や北条こども園保護者会、就学予定児検診、またふれ愛フェスティバルなどに教育企画室職員が出席して説明・広報に努めてまいりましたことも、（仮称）ほうじょう学園設置に向けて、地域の皆様の期待につながっているものと考えております。 2点目は来年度予算についての記者懇談会が2月21日に行われ、市長・副市長とともに出席いたしました。 私から説明いたしましたのは3つの事業でございます。 一つめは学校給食費の完全無償化を継続的に実施すること、二つめ

は学校支援事業として、部活動地域移行、水泳授業の民間施設活用、スクールロイヤー活用事業についてです。三つめは義務教育学校設置事業についてです。

記者からは、水泳授業の民間施設利用と資料配布しておりました長寿命化改良工事についてなどの質問がありました。

なお、令和7年度一般会計予算につきましては、昨日3月定例会議会が終了し、議決をいただいたところでございます。

3点目は、卒業式・卒園式についてでございます。

卒業式については、学校行事の中で最大の儀式的行事であることから、学習指導要領にありますとおり、卒業生が厳粛で清新な気分を味わい、新たな生活への動機付けとなるような内容となるように各校には求めています。

私は諸福幼稚園、三箇小学校、四条中学校の卒業式・卒園式に参列し、祝辞を述べました。中野委員は泉小学校卒業式に参列していただきました。

今年度より、コロナ禍以前と同様、すべての学校園に対して、指導主事が参列し、祝辞を述べております。

いずれの学校園も「厳粛さの中に感動がある」そのような式であったとの報告を受けております。

4点目は議会関係でございます。

昨日まで3月定例会議会が開催され、代表質問・一般質問において教育に関するご質問も多数いただきました。

2月25日の本会議では、四條畷学園短期大学の副学長でいらっしゃる工藤真由美教授が教育委員として議会よりご同意いただきました。任期は4月1日からでございます。

以上、4点ご報告させていただきました。

4月1日には新規採用教職員辞令交付式、3日には校園長・教頭・主任等合同会がでございます。

教育委員の皆様にはご出席のほど、よろしくお願いします。

また、4月7日小学校入学式、8日中学校入学式、9日幼稚園入園式がでございます。

教育長の会議が年度当初はたくさんございまして、4日に市町村教育委員会教育長会議が、11日に大阪府都市教育長協議会総会が、18日に北河内地区教育長協議会が、24日から25日には近畿都市教育長協議会総会が滋賀県でございます。他市との連携を深め、本市の教育行政に生かしてまいりたいと考えております。

その他、4月6日には大阪・関西万博テストランがあり、開幕に先駆けて万博会場を視察・見学させていただきます。気づいた点などについては学校にお伝えできればと考えております。

年度末・年度当初、あわただしい時期を迎えますが、教育委員会事務局、そして各学校園が「安定」と「前進」を念頭に、よいスタートが切れますよう努めてまいります。

私からの報告は以上です。ご意見などはございませんか。

岡本教育長

ありがとうございます。日程第2「教育長の報告」につきましては、以上で終了とします。

岡本教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

岡本教育長

最初に、日程第3 教委議案第12号 令和7年度社会教育に関する施策の重点目標について、提案理由の説明をお願いいたします。

家村課長

教委議案第12号「令和7年度社会教育に関する施策の重点目標について」の提案理由をご説明いたします。

議案書表紙をめくっていただき、1ページ目をお願いいたします。

産業・文化部 生涯学習課・スポーツ振興課では、「大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に基づき、「社会教育に関する施策」の企画・立案・推進を補助執行しております。そのため、社会教育に関する施策の重点目標について、議案を上程させていただくものでございます。

令和7年度重点目標としましては、前年度に引き続き、「1. 社会教育施設の活用」、「2. 社会教育団体等との連携」、「3. 人権尊重のまちづくりの取り組み」の3項目を掲げております。

各項目の具体的な取り組みにつきましては、次の2ページをお願いいたします。

補助執行に係る事務についてご説明いたします。

「1. 社会教育施設の活用」でございます。⑨～⑪までが図書館に関する項目です。市民のまなびの拠点となるよう図書館、電子図書館の環境充実を進めること、⑭はICT技術の活用についてです。令和6年度に構築しました図書館システムや公共施設予約システムなどを活用し利用者利便性の向上と生涯学習活動の拡大を図ることを定めております。

続きまして3ページをお願いいたします。「2. 社会教育団体等との連携」でございます。

前年度に引き続き、社会教育団体との共催事業や、団体への委託事業などにより社会教育、生涯学習活動の推進を図るとともに、他自治体の事例研究も行いながら、各団体が社会教育活動を継続・発展させていけるように適切な助言や支援を行ってまいります。

⑨の項目以降のスポーツ分野については、市民のスポーツ振興や健康意識の向上を目的とした事業について、効果的な事業が実施できるよう、また、スポーツ少年団など社会教育団体等との連携を強化して、魅力あるスポーツイベントを企画立案し、誰もが楽しく参加できるスポーツの導入を通して、市民の健康増進を図ってまいります。

以上で、簡単ではございますが、令和7年度「社会教育に関する施策の重点目標」のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

岡本教育長

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決しました。

岡本教育長	次に、日程第４ 教委議案第１３号 令和７年度大東市社会教育委員の委嘱について、提案理由の説明をお願いいたします。
家村課長	教委議案第１３号「令和７年度大東市社会教育委員の委嘱について」の提案理由をご説明いたします。 社会教育委員は、社会教育法第１５条第２項に基づき、教育委員会が委嘱するものであり、その職務は、同法第１７条に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案することなどとなっております。 「大東市社会教育委員に関する条例」第３条で、任期は１年と定められ、本年３月３１日に任期が満了するため、候補者名簿を提出し、委嘱についてご議決をお願いするものでございます。 議案の２枚目に令和７年度大東市社会教育委員候補者の名簿を掲載しております。 ８名の候補者は、各団体から推薦していただいております。 ８名のうち５名の方が留任で、新任の方は、一般社団法人大東青年会議所、四條畷学園短期大学、および大東市公立中学校長会からの３名でございます。 なお、大東市公立中学校長会につきましては、新年度の体制になってから中学校長会よりお名前を挙げていただくものでございます。 以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
岡本教育長	この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。
岡本教育長	無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。 【挙手全員】
岡本教育長	賛成全員により可決しました。
岡本教育長	それでは、産業・文化部所管に係る議案等はすべて終わりましたので、産業・文化部の職員は退席いただいて結構です。
岡本教育長	次に、日程第５ 教委議案第１１号 令和７年度大東市教育委員会事務局職員人事について、を議題とします。 人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思います。承認の委員は挙手をお願いします。 【挙手全員】
岡本教育長	ご異議なしと認めますので、本案件は非公開とさせていただきます。 【非公開】

岡本教育長	それでは、日程第５ 教委議案第１１号の審議が終了しましたので、ただ今から定例会を公開とします。
岡本教育長	次に、日程第６ 教委議案第１４号 大東市教育委員会の保有個人情報等の安全管理措置に関する規程の制定及び大東市教育委員会特定個人情報等取扱規程の廃止について、提案理由の説明をお願いいたします。
杉谷次長	教委議案第１４号『大東市教育委員会の保有個人情報等の安全管理措置に関する規程の制定及び大東市教育委員会特定個人情報等取扱規程の廃止について』、ご説明申し上げます。 本議案は、「個人情報の保護に関する法律」第６６条第１項の規定に基づき、大東市教育委員会が保有する個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置について、必要な事項を定めるものでございます。 具体的には、保有する個人情報等の漏えい等を防止し、安全に管理するための組織体制を整備し、職員への研修を行い、情報機器やシステム等の物理的・技術的な対策を講じ、委託先の監督を行うこととしております。資料にあります通り、教育委員会の規程におきましては主に組織体制を定め、他の安全管理措置については「市の規程の例」によることとしております。 また、新規程にはマイナンバーを含む「特定個人情報」等の取扱いに関する規定も含まれておりますことから、現行の「大東市教育委員会特定個人情報等取扱規程」は廃止するものでございます。 施行予定日は公布の日とし、新規程のもと、引き続き、保有個人情報等の安全かつ適正な管理に努めてまいります。 以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
岡本教育長	この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。
岡本教育長	無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。 【挙手全員】
岡本教育長	賛成全員により承認しました。
岡本教育長	次に、日程第７ 教委議案第１５号 令和７年度大東市公立学校園に対する指示事項について、提案理由の説明をお願いいたします。
渡邊部長	教委議案第１５号 令和７年度 大東市公立学校園に対する指示事項について、ご説明いたします。 本指示事項は、大阪府教育委員会からの「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容を踏まえ、本市における学校教育の状況や課題、市としてめざすところ、また市独自の取組み等を盛り込み、本市学校園の活性化と充実を図るため、令和７年度、各学校園において重点的に取り組むべき事項について指示するものでございます。

まず、表紙につきましては、教育大綱を上位に位置づけ、その下に「大東教育グランドセオリー」、そして令和7年度より活用の「だいたい教育ビジョン2025」を記載しております。

それでは、前文をご覧ください。

令和7年度「学校教育の重点」としては、引き続き、「すべての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現」としております。

令和3年1月に出されました中央教育審議会答申では、2020年代を通じて実現をめざす学校教育が「令和の日本型学校教育」として示され、その姿として「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」が示されました。また、令和5年6月に策定された第4期教育振興基本計画では、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられ、子どもの視点に立った教育の必要性が指摘されるとともに、令和6年8月には「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について、中央教育審議会より答申がございました。これらは、大阪府教育委員会の指導・助言事項にも示されております。

本市学校園におきましては、平成21年より市内教員の授業づくりにおける、いわゆる「道しるべ」・「手引書」として「だいたい教育ビジョン」を活用し、ビジョンに基づく授業実践に取り組んでおり、今回、これまでの市内教員の実践の積み上げを整理し、新たに「だいたい教育ビジョン2025」を策定いたしました。教員としての専門性と学びの質をこれまで以上に高め、学習者を主体とした授業改善を全校で確実に展開することを求めています。

次年度導入5年目となるGIGAスクール構想における一人一台端末の活用は、デジタルかアナログかの二項対立ではなく、柔軟で多様な学びの可能性を広げつつあります。子どもたちの多様な学びを支えるためには、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていく必要があります。

不登校支援や支援教育につきましても、すべての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現のために、多様な学びへのアクセスを保障し、将来の社会的自立へとつなげるべく、主体的な学習者を育てなければなりません。

そのような中、教職員の業務環境の改善については全国的な課題であり、教員のウェルビーイングを確保しつつ、教員が新しい知識・技能等を学び続け、子どもたちにより良い教育を行うことができるようにすることが求められており、「大東の教員で良かった」となるよう、市教育委員会としても各校と連携して取組みを推進してまいりたいと考えております。

今改めて、校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった同僚性の高い教職員集団を形成し、それぞれが持つ学校力をさらに高めながら、子どもたちの豊かな学びへとつながる教育活動のさらなる推進に努めることを指示しております。

続きまして、1ページ以降、具体的な内容につきましては、今年度と同じく3つの柱立てで構成しております。下線・網掛け部分が変更点となっておりますので、主な変更・追加箇所についてご説明をさせていただきます。

1 ページから 2 ページをご覧ください。

1 ページでは、1 つめの柱として、今年度も「1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上」としております。

1 ページの内容につきまして、今年度からの変更点はございません。

1 点、2 ページ中段、④学校における働き方改革につきまして、「休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めること」を追記し、校長は職員会議や校内職員だより等を通じて休憩時間を明示することを求めています。また、当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与える等、適切な対応をとることを求めています。

2 ページ中段～6 ページ上段にかけまして、2 つめの柱として、「豊かでたくましい人間性の育成、安全、安心な学校園づくり」について記載しております。

3 ページ中段③キャリア教育の推進では、今年度から公立選抜の出願がオンライン利用に変更となったことをふまえ、「電子データの作成」についても追記しております。併せて、日本語指導が必要な生徒への支援や支援学級籍の児童生徒に渡す紙書類の引継ぎなど、適切な事務処理について記載しております。

3 ページ最下段から 4 ページにかけまして、⑤読書活動の推進では、学校司書の全校配置から 3 年、貸し出し冊数の増加や「図書館を使った調べる学習コンクール」における大阪府内 1 位の参加出席数等、児童生徒の言語能力・情報活用能力の育成が図られております。その指標としても、次年度一層積極的なコンクールへの参加を追記しております。

4 ページ中段、②生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取り組みでは、問題行動が生じた場合には、「行為に至る要因を見立てること」を加えております。近年、SNS 等インターネット上におけるいじめ事案が多く生起しており、今年度は警察 O B・教育アドバイザーによる非行防止教室だけでなく、児童・生徒個別の指導も実施しているところです。

スクールロイヤーにつきましては、市独自で新たに予算化し、年間を通じてスクールロイヤーを効果的かつ最大限活用できるよう市教育委員会として仕組みづくりをしてまいります。

4 ページ最下段から 5 ページ上段にかけまして、④不登校への対応および取り組みの推進では、特に変更はございませんが、市の不登校施策をまとめた「学びへのアクセス 100%プラン 大東市不登校支援モデル」や文部科学省の「C O C O L Oプラン」を参考に、全ての子どもが学びの機会に前向きにアクセスできている状態となるように、「教室復帰【のみを】目的としない」というコンセプトのもと、今年度全校で設置を完了した校内教育支援ルームの整備を一層進めること等を記載しております。

6 ページ～7 ページにかけまして、3 つめの柱として、「学び合う学校園づくり・ともに育み合う教育環境」を掲げております。

「だいたい教育ビジョン 2025」の理念に基づき「互恵的な関係のある」人間関係づくりを基盤とした、より質の高い授業づくり・学びに向かう環境づくりを充実させることが重要であること記載しております。また、①学習指導要領の確実な実施においては、目的を明確にして学校行事を実施し、行事と行事の関連性をふまえて統合を図る

など、実態に応じて精選・重点化することとしております。さらに、②授業の質の向上のための組織的な取組みの推進では、9年間の系統立てた指導に努めることともに、児童生徒が1人1台端末を、これまでの「効果的かつ日常的」な活用に加え、学びの選択肢の一つとして「主体的に」活用し、学びを自己調整する授業等を積極的に行うこと、について追記しております。

最後に、7ページ中段⑤各中学校区の実態に応じた小中一貫教育の推進では、小学校では加配等を活用した中・高学年における教科担任制を取り入れることや、さらにその先にある、いわゆる「チーム担任制」についても学校の実情に応じて研究するなど、指導体制を工夫することを記載しております。

以上、主な変更、追加箇所を中心に説明をさせていただきました。
よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

中野委員

内容について意見はないですが、「1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上」の(1)(2)の組織的な学校園の運営、教職員の資質の向上のところを強く伝えてほしいと思っています。

素晴らしいと思う学校というのは、校長先生、教頭先生、教員の皆さんが一枚岩になられてるような学校で、そのような学校はすごく熱量も感じるし温かさも感じますが、方向がバラバラだと組織は崩壊すると思います。

校長先生と教頭先生に関しては、ご自身が学校運営の中で自らが描く学校のあるべき姿、ビジョンをしっかりと持って、それを教職員の方々への動機付けに使っていただきたいということと、教職員の方々は寄り添いながら、校長先生が実現したいことに協力をするということをしかりと伝えていただけたら、一枚岩な学校ができていくのではないかと思います。ぜひそのあたりも強くお伝えしていただければと思います。

岡本教育長

他にご質問ご意見はございませんでしょうか。

澤田委員

全体については良いと思いました。

質問なんです、学習者を主体とした授業であるとか、自己調整というような言葉がありましたが、それらが具体的にどういう学びの姿なのかということについて、どのように学校に伝えられているのか、何か指標等があるのか。例えば研究授業を見る際に自己決定の場面がいくつあったか、単元を通してどのようにしていたかのような具体的な姿というのは、どの程度めざされていて、どのように学校に伝わっていますでしょうか。

川阪課長

1人1台端末を活用して自己調整や主体的な取組ということを授業で進めているところです。今は希望する先生の参加を募りまして、1年間、自己調整を主体においた授業づくりを研究していただいております。具体的には、単元でやっていくのが望ましいかとは思いますが、今年度については授業の中で調べる個の学びを行って、その後に

共有するだとか、他者参照を行うとか、そういった自分で考えてきた授業づくりをしていただいた公開授業がございました。

今年度はまだその研究授業で行っている段階ですので、その成果についてはＩＣＴ教育通信というペーパーで送ったり、ＴＳＰで情報共有をしたりしていますが、まだ具体的にどういう視点で評価するかについてはまだ学習会での研究段階で、先生の助言をいただきながら行っているところです。来年度についてはその成果を踏まえて発信していった上で、できるだけ多くの先生にその視点を持っていただくという取組をしていこうとしている段階でございます。

浅井所長

川阪課長からＩＣＴを活用した授業づくりについて丁寧にご説明があったところで、私の方からは学び合う授業づくりという観点の方からご説明をさせていただきます。

「だいとう教育ビジョン２０２５」の中にも大東市がめざす協同学習の授業構想でお示しをさせていただいています。一言で言いますと、子どもに委ねる時間を確保して、教師が発話量を抑え、子どもの姿、先ほど澤田委員の方からありましたけれども、この時間でどのような子どもの姿をめざすのかということを確認にし、それを見取することを大切にしたいと考えております。

澤田委員

ＩＣＴの側面からも、委ねるという側面からも考えておられて、現場に浸透していけばいいなと思いました。その際に、先生が思うようにその枠の中だけで収まってしまうともったいないかなと思うのと、学習者を主体と言ったときに先生の許容範囲を広げるということとセットになっていくものかなと思いますので、その辺りも併せてぜひ現場にお伝えいただけたらと思いました。

岡本教育長

他いかがでしょうか。
無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決いたしました。

岡本教育長

次に、日程第８ 教委議案第１６号 大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

村島総括次長

教委議案第１６号「大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則について」、ご提案申し上げます。

本議案は、語学指導等を行う外国青年招致事業（通称「JET プログラム」）の参加者に係る報酬の全国的な基準額が、令和７年度から改定されることに伴い、任用団体である本市におきましても所要の改正を行うため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１５条第１項の規定に基づき、大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部改正を行うものでございます。

具体的には、議案資料の５ページから６ページにかけて、新旧対照

表のとおり、任用期間に応じて月額報酬を３万円から５万５千円の間で引き上げるものでございます。

施行は、令和７年４月１日を予定しております。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

岡本教育長

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決いたしました。

岡本教育長

次に、日程第９ 教委議案第１７号「令和７年度中学生チャレンジテスト」への参加について、提案理由の説明をお願いいたします。

浅井所長

教委議案第１７号「令和７年度中学生チャレンジテストへの参加について」説明をさせていただきます。令和７年度 中学生チャレンジテストへの参加について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、「令和７年度中学生チャレンジテスト実施要領 １目的 （２）」に「市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて、学力向上のためのＰＤＣＡサイクルを確立する」とあります。本市においても本テストに参加することで、教育の成果と課題を検証する機会とするとともに、学力向上の取り組みの改善を図るために継続して参加することを事務局としては提案させていただきます。

今後、各中学校及び事務局が、学力向上の取り組みの検証と改善に生かすという趣旨のもと、令和７年度中学生チャレンジテストへ参加することについて何卒宜しくご審議の上、ご議決を賜りますよう、お願いいたします。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

岡本教育長

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決いたしました。

岡本教育長

以上で、本日の議事を終わります。

岡本教育長

次に、日程第１０ 一般業務報告について、でございます。

岡本教育長	1 番、大東市教育委員会委員の異動について、報告をお願いします。
北本部長	大東市教育委員会教育長の異動について、報告申し上げます。 一般業務報告の資料をご覧ください。 澤田委員が、本年3月31日付けで辞職されることになりました。 これを受けまして、本年2月25日に、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第4条第2項の規定に基づき、工藤真由美氏を後任の教育委員として、任命するための議案が「本年3月定例会」に提出され、同日、全員賛成で「同意」の可決がなされたところでございます。 工藤教育委員は、四條畷学園短期大学の副学長と、保育学科の学科長を務められている方です。また、平成15年4月から本市社会教育委員も務めていただいております。 なお、工藤教育委員の任期は、同法第5条第1項但し書きの規定に基づき、澤田委員の残任期間として令和7年4月1日から令和10年9月30日までとなります。 澤田委員におかれましては、本市教育委員会委員として2年間、大変お世話になりました。 ありがとうございました。今後とも本市教育行政の推進にお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。 以上、報告申し上げます。
岡本教育長	この件に関して、ご質問等はございませんか。
岡本教育長	2 番、令和6年度大東市教育大綱実施計画の取組状況について、報告をお願いします。
杉谷次長	大東市教育大綱実施計画に係る令和6年度の取組状況について、報告いたします。 資料をご覧ください。 令和3年3月に市長により本市の実情に応じた総合的な教育施策「大東市教育大綱」が策定され、本大綱の「あふれる笑顔 幸せのまち大東の 未来を拓く 人づくり」を基本目標の実現をめざし、重点項目達成のための主な取組において、4つの重点項目に基づきそれぞれ主に取り組むべき方向性が示されました。 令和6年4月17日の本定例会にて、教育委員会において本大綱の実現を図るための具体的施策となる令和6年度実施計画についてご議決いただき、この間、取り組んでまいりましたので、担当課よりご報告いたします。なお、時間の関係上、概要のみご紹介させていただきます。 それでは各課長より報告いたします。
浅井所長	重点1 学力の向上について、教育研究所所管分をご説明いたします。 1. 学力向上の推進と学習習慣の定着のために、全国学力・学習状況調査の無解答率の全国との差を小・中学校とともに、1以下とすること、すなわち課題に正対し学びのスタミナをつけることで、標準化得

点100以上につながるように取り組を行いました。一例をあげますと、大東教員スキルアップ講座では、学力向上担当者研修に加えて、国語や算数・数学担当者も集まり、全国学力・学習状況調査の分析をもとにした取り組みの各校好事例を横展開しました。

また、図書館を使ったしらべる学習コンクールでは、大阪府内で一番多い参加数となり、とりわけ中学校の参加を増加することができました。コンクール終了後もミニコンクールを学校単位で実施するなど、調べてまとめる、そして伝えるといった言語活動の充実にむけた取り組みが進んでいます。

今年度の成果としては、小・中学校ともに無解答率の差は1を下回っており、小学校では、昨年度より大幅に改善いたしました。また、中学校国語では、全国平均に並び、差がなくなりました。このように、昨年度に引き続き、児童生徒が最後まで課題に向き合う力の育成に繋げることができたと感じています。

次年度も取り組みを続けることで、標準化得点について達成できるように、学力の向上を図ってまいります。

続きまして、2. 魅力あふれる教職員による授業改善のための研究体制の構築のために、今年度も教育研究フォーラム、大東教員スキルアップ講座など研修の充実を図ってまいりました。

同じく一例を挙げますと、フォーラムについては、今年度、フォーラム全体会で多くの市民の方へだいとう教育ビジョン2022の活用について発信ができたこと、分科会でオンデマンド配信を取り入れたことで教員の利便性があがったことなどが挙げられます。

また、「教育専門監」学校派遣は、教育研究所の指導主事を中心として5名の指導主事が学校で直接授業支援を行うことができました。単元を通した教員の日常的な授業づくりに関わり、期を逸することなく、指導助言をすることができました。学校からは、年間をとおして何度も関わってほしい、とお声をいただくこともあり、伴走支援の強み・醍醐味を感じているところです。

以上、成果と課題を踏まえて、次年度も引き続き研究体制の構築を図ってまいります。

村島総括次長

続きまして、重点1－3. 体力・運動能力の向上です。

小学5年生と中学2年生を対象とした「全国体力・運動能力調査」では、中学校男子以外はスポーツに対する肯定的回答が大阪府の平均を下回る結果となりました。それもあり、各種目を総合した「体力合計点」について、小学5年男女、中学2年男女のすべてで前年度の数字を下回る結果となっております。次年度は、各校の実態把握と体力づくり推進計画の内容について、年度の早い時期に市教育委員会から指導・助言を行い、PDCAサイクルを確実に回していくことの意識向上を図ってまいります。

続いて、重点1－4. 英語教育の充実です。

小学3・4年で週1時間、小学5・6年生で週2時間の英語の授業が始まって5年目を迎えました。今年度からAET10名体制とし、外国語指導力向上研修「ディープラス」の開催、大東市版英検の受検システムをS-CBT方式に変更するなど、全体的な見直しを行いました。国は、令和9年度に60%以上の中学3年生が英検3級相当の英語力を有することを目標としており、本市における現状値44.

2%を向上させるため、各校配置AETの他校への派遣を制度化するなど、次年度も、英語教育の内容充実を引き続き図っていきたいと考えております。

重点2-1. いじめ見逃しゼロについてです。

いじめ防止対策推進法におけるいじめとは、相手が嫌な気持ちになったかどうかで判断されるため、1年間の学校生活において、一度も嫌な気持ちをする事が無い、そんな児童生徒はいないかもしれない。そのような捉えで学校にはいじめの早期発見・早期対応が求められております。そのため、いじめがない学校が理想ではありますが、認知件数が多いほど学校が意識を高めている証拠である、とも考えられます。今年度、警察OBである教育アドバイザーによる非行防止教室については、小学校からの依頼が多く、いじめのない学校環境の整備は次年度以降も多角的に検討していく必要があります。新たにスタートさせるスクールロイヤー相談事業については、個別の事案対応だけでなく、教職員の理解促進やいじめ予防の面からも、効果的に展開を図っていきたいと考えております。

重点2-2. 不登校の未然防止です。

教育支援センター「ボイス」については、来室者が10名を超える日も多くなってまいりました。「相談やクールダウンのための3つ目の部屋」を春に整備しました。夏休み明けからは、月曜日の支援としてオンラインや家庭訪問によるアウトリーチ、また学習に特化したプログラムをスタートさせ、「学びにアクセス」するための多層的な支援の枠を広げてまいりました。また、全小中学校において教育支援ルームが開室され、今後は、持続可能な運営を可能とする人員配置や「教室復帰【のみ】を目的としない」という方針の共有を図ってまいります。

重点2-5. インクルーシブ教育推進についてです。

令和5年度に大きく数を増やした通級指導教室については、令和6年度に全校での展開が始まりました。これまでは、他校の担当教員が放課後等に学校を訪問して指導をするという状況がありましたが、日頃から関りのある教員がより丁寧に自立活動等の指導に当たることができる体制が整ってきました。しかしながら、通級指導の経験が少ない教員が多い状況は続いており、横の連携を大切にして、よりニーズに合致した研修等を計画し、次年度以降も資質の向上に努めてまいります。また、介助員については、年度末の退職者も複数いることから、必要な学校に必要な人員を配置できるよう努めてまいります。

芦田総括次長

次に、学校管理課所管の項目についてご説明させていただきます。

「重点2 安全・安心な教育環境の推奨」の「3 学校施設・設備等の安全性の構築」について主な内容を説明します。

まず、令和6年度の「成果・課題」といたしましては、長寿命化改修の工事関係①でございますが、当初の予定通り、10月から諸福小の校舎工事、今年1月から南郷小の校舎工事に着手した状況です。

次に、同じく長寿命化改修の設計関係②でございますが、住道北小学校校舎工事、及び住道南小学校体育館工事の設計業務が年度内に完了しました。また、四条北小学校校舎及び体育館工事の設計業務についても、改めてプロポーザル方式により事業者選定を行い、業務着手できた状況です。

これら①②の課題といたしましては、建築費高騰の影響から、工事費用が大きく膨らんでおりますので、今後において財源確保や施設の適正規模等の検討が必要と考えております。

次に、校舎空調工事関係の③について、今年度は四条小学校他2校の校舎空調工事が完了し、また、令和7年度の工事に向けて、住道南小学校他2校の設計業務が完了した状況です。

次に、体育館空調工事関係④の成果として、今年度は四条小学校他3校へ、LPガス式の体育館空調設置工事が完了し、令和7年度の工事に向けて、深野小学校他4校の設計業務が完了した状況です。

体育館空調の課題としては、体育館老朽化のため、空調機の性能を最大限確保するためには、長寿命化改修の際に、断熱対策に取り組む必要があると考えております。これらの課題と成果をふまえ、次年度の改善につなげてまいりたいと考えております。

次に、④給食を柱とした食育の推進について説明します。

「成果・課題」の項目についてでございますが、食育指導関係①の成果について、「募集レシピの献立化や食育授業の実践を進め、食育指導の推進を図ることができた」とする一方で、課題としては、「小中学校間で連続性を意識した交流促進と、より実践的な食育の試みを増やしていく必要がある」と考えております。

次に、中学校給食関係②の成果といたしましては、生徒アンケートの前年度比較では、満足度の項目は、79%と横ばいになりましたが、楽しさ度を聞く項目では、91%と5%上昇した状況であり、今後においても同様の取組を継続していく予定です。

また、課題としては、中学校給食の在り方について、事業リスクがあることなどを踏まえ、継続検討していくことが重要と記載しております。

次に給食室の改修関係の③の成果についてでございますが、今年度諸福小学校の給食室改修に取り組んでおりますが、その中の代替給食にも取り組んでおりまして、アレルギー対応等の問題点を把握し、今後の課題として整理することができたという状況でございます。

一方、課題としては、2点ございます。1点目は、「想定外の問題が発生し、現在工事を行っておりますが、工期が延長をしているという状況となっております。『場所移転を伴う際の課題整理が必要』との認識に至ったこと、2点目は、「大規模改修まで持たないケースも含めて、給食提供の改善策を練っていく必要がある。」と考えております。これらの課題を踏まえまして、次年度に向けて改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

私からの説明は、以上でございます。

有東課長

続きまして7ページ、教育企画室所管、「重点3 開かれた魅力ある学校づくり」の「1 小中一貫教育の推進と発展」について、ご説明させていただきます。

取組目標といたしましては、教科担任制の推進や、収集したノウハウの各学校へのフィードバック等を掲げております。

取組といたしましては、「小学校高学年において教科担任制における教科指導を3教科以上実施する」ことや、「小中一貫教育の事例収集と各学校へフィードバックする」こと、また「各中学校区にて年3回以上の会議開催」等といたしました。

成果・課題といたしまして、教科担任制につきましては、全小学校において3教科以上、半数の学校は5教科以上、実施いたしました。また、教頭主任会で研修を実施し、各中学校区における児童生徒交流や教職員交流につきましても年間3回以上実施いたしました。

次年度につきましても、教科指導・教科担任制を推進いたしますとともに、各学校にフィードバックを行い、小中一貫教育を市域全体で推進してまいりたく存じます。

続く、「2 地域に開かれた信頼される学校づくり」につきまして、ご説明させていただきます。

こちらは地域教育協議会と学校運営協議会の運営支援であり、最初に①地域教育協議会についてご説明いたします。

取組内容といたしましては、年間1回以上、地域の子どもたちが活躍できる主催行事の開催を掲げておりました。コロナ禍の影響により、令和4年度は1中学校区だったフェスティバルの開催が、昨年度4中学校区、今年度は5中学校区での開催となっております。その他、見守り活動や、あいさつ運動等、地域の需要に応じた学校支援活動を行っていただいております。こちらにつきましては、次年度以降も継続的に活動していただけるよう、引き続き支援していく予定です。

次に、②学校運営協議会でございます。こちらは地域とともにある学校づくりの推進を目的に、年3回以上の開催を目標としており、全ての学校運営協議会にて3回以上開催いただくことができました。

他方で、例えば、「見守り活動」の担い手不足といった課題について、学校運営協議会内部で共有はできるものの、その対応方針の決定に至らないといった事もございます。学校運営協議会単独ではなく、地域教育協議会等との協力体制を図るといった目的を達成する後押しが必要だと認識しております。

最後に③の各協議会に対する働きかけでございます。学校運営協議会におきましては、昨年度に引き続き、情報交換会を開催し、課題や情報の共有を図っていただきました。また、新たに地域教育協議会に対しまして大阪府から担当職員の方を講師にお招きした研修会を開催し、他市事例についての周知を図ったところです。

次年度以降につきましても、こうした機会を設け、学校と地域、保護者の協力の下、様々な連携促進が図れるよう、活動を支援してまいりたいと考えております。

以上、教育企画室からのご説明となります。

泉谷課長

重点項目3の「3 教職員が教育の質を高める環境づくり」についてご説明させていただきます。

①「学校における業務改善リーフレット」を活用し、教職員の意識改革を行うことで教職員1人あたりの月平均時間外勤務時間を小学校で32時間以下、中学校で40時間以下をめざすということにつきまして、今年度の成果としましては12月段階ではありますが、小学校の方で30.2時間と目標を下回ることができました。しかし、中学校の方では42.7時間ということで目標を達成することができませんでした。このあたりにつきましては、中学校でなぜ勤務時間、時間外勤務時間が増えているのか分析し、次年度に生かしていきたいと考えております。

また、これまで使用しておりました出退勤システムでは教職員が自分の時間外勤務時間の状況についてはなかなかリアルタイムで把握することができなかったもので、次年度より新たな出退勤システムを導入し、自身の勤務状況であるとか、年休等の休暇の取得状況について把握するとともに、管理職につきましては自校に所属する教職員全ての勤務状況また年休等の取得状況を把握し、声かけの参考とするようにしていきたいと思っております。

また産業医による面接指導を活用し教職員の健康および福祉を確保していきたいと思っております。

②全校一斉閉庁日の期間を拡充し、各校において教職員が年休取得しやすい環境づくりを行い、教職員各自の年休取得、5日以上をめざすということにつきまして、学校閉庁日を拡充したことに伴い長期休業中の年休の取得は確実に進んでおります。

ただ、年間通じての年休取得状況については、教頭の負担軽減の観点から調査することができませんでした。

ただし、次年度より導入します出退勤システムでは、こちら側としても年休取得状況も把握できますので、こちらを確認しながら、年休取得促進に繋げていきたいと考えております。

川阪課長

「重点項目１ 学力向上」にお戻りください。「５ ICTを活用した教育の推進」につきましては、ICT活用の全市的な向上に取り組んでいるところですが、今年度は中でも、さらにポイントを絞り、子どもたちが主体的に活用することに重点を置きました。目標数値としては、主体的な活用に求められる意識であることから、全国学力学習調査による「ICT機器の活用は勉強の役に立つと思う割合」を第一に掲げました。

具体的な取組みとしては、「令和６年度取組み内容」及びその横の「成果・課題」欄の下段にありますとおり、自己調整しながら主体的にICTを活用した授業づくりを年間通して研究する希望者対象の学習会や、大阪府スマートスクール実現モデル校による授業研究への参画、全校オンラインヒアリング、全校訪問など各教員への支援を強化しました。実績としては、当初目標としていた全国学力学習状況調査の質問項目が変わってしまい、同じ項目で比較できなかったため、最も近い質問である「ICT機器の活用により学習内容がよく分かると思う割合、小学校８５．２％、中学校８６．３％」を記載しております。

次年度についても、教員への伴走型支援を継続し、その成果の横展開を図って参ります。また、校務DXについても、今年度AI活用の教員研修や情報担当者を中心とした各校での検証を行いました。次年度はこの取組みにより見えてきた課題を踏まえ、教職員用端末及び校務ネットワークの更新時に、ハード面からの改善も行い、一層の校務DXの推進を図っていきます。

続きまして、重点３にお進みください。

「４ 学校情報の発信」についてでございます。

当初の目標としては学校ホームページとYouTubeを中心とした情報発信を想定しておりましたが、情報媒体が多様化される中、教育委員会からのお知らせやイベントの案内など提供したい内容や対象者に応じて、さまざまなツールによる情報発信が広がりつつあります。

その中でもスマートフォン等により欠席の連絡ができるツールに附随している保護者向け電子連絡板については、ペーパーレス化の推進やタイムラグのない情報提供に寄与しており、今後も効果的な活用方法の検証を進め、活用率の向上に努めていきます。

長町課長

続きまして、重点4「徹底的家庭応援」についてで、ございます。9ページ目をご覧ください。

1. 学校・家庭・地域との連携協働の推進では、令和6年度の実施目標・取組内容として、①小学校全校に専任のスクールソーシャルワーカーを配置し、学校・家庭・地域との橋渡し役を担うことを掲げておりました。成果といたしましては、スクールソーシャルワーカーを新たに5名採用し、12名体制となり、各小学校に専任のSSWを配置することができました。課題といたしましては、経験年数が浅いスクールソーシャルワーカーが多く、複雑・多様化した相談に対応できる体制を構築することがあります。その課題に対しては、令和7年度よりSSWを束ねる中心的な役割を担うリーダー制を導入し、各学校に配置したSSWと連携した相談体制を構築し、課題解決に向けたプランニングの支援に繋げてまいります。

2. 家庭教育を応援する環境づくりでは、令和6年度の実施目標として小学校1年生の保護者に実施している③アウトリーチ型支援時に把握した悩みを抱える保護者のアプローチに対して、いくカフェなどの家庭教育支援に関する情報を直接保護者に提供するなど、各家庭教育支援事業と連携することを取組内容として掲げておりました。成果といたしましては、アウトリーチ支援時に判明した相談する相手が必要としている保護者に対して、いくカフェの案内を電話などで直接行うなどのアプローチを実施し、参加していただくことで、相談相手にSSWを中心とした家庭教育支援チームがまずはなるといった取組を実施してまいりました。課題としては、保護者へのアプローチが十分ではなく、いくカフェのチラシを郵送することだけで終わっていることや今回の取組の趣旨が伝わらずに、保護者の参加が一部にとどまっていることがありました。その課題に対しては、今回の取組での成功事例などを共有することで、取組に対する理解を深め、アプローチを積極的に行い、いくカフェなどの家庭教育支援事業に対して参加を促し、アウトリーチ型支援で把握した相談相手が必要と思っている保護者や困りごとがある保護者に寄り添うことで、保護者の孤立化を防いでまいりたいと考えております。

10ページをお願いします。

3. 「親子の育ちをまち全体で応援する機運の醸成」では、令和6年度の実施目標として、③家庭教育の重要性の浸透を図ることに対して、家庭教育支援事業に関する要綱の策定することを取組内容として掲げておりました。成果といたしましては、要綱策定に向けて、学校・家庭・地域における教育の担い分けについて、小学校4年生の保護者に実施している状況把握調査にて調査を実施いたしました。課題としては、学校・家庭・地域における教育の担い分けの保護者の意識に対する十分な分析ができず、要綱策定ができなかったことから、今年度を実施する小学1年生の保護者への状況把握調査において、担い分けの保護者の意識を確認し、分析を行ったうえで、家庭教育支援事業に関する要綱を策定してまいりたいと考えております。

4. 教育と福祉の連携強化では、令和6年度の取組目標として、②教育と福祉との更なる連携強化について、コミュニティソーシャルワーカーとの情報共有会議を定例化することを取組内容として掲げておりました。成果といたしましては、今年度以降、共有会議を定期的開催していくことを確認し、会議の回数を2回から3回へ増やすことができました。今後といたしましては、コミュニティソーシャルワーカーとの情報共有の会議だけでなく、いくカフェなどの取組を共に実施するなどにより、家庭教育支援に対する理解促進につなげていくとともに、情報共有の機会を拡大することで、教育と福祉との更なる連携強化に努めてまいります。

重点4項目は以上となります。

杉谷次長

以上が、令和6年度の教育大綱実施計画取組状況についての報告となります。

今回、成果と課題、また皆様からのご意見等を踏まえ、次年度、現教育大綱の最終年度としての実施計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

よろしくお願い申し上げます。

岡本教育長

この件に関して、ご質問ご意見等はございませんか。

中野委員

ご説明ありがとうございました「重点1 学力向上」の②③あたりを例として捉えますと、目標のところが「努める」「推進する」が非常に多く、特にこの③の調べる学習コンクールのところ、いよいよ提出をすることが目標になってきているのではないかと思います。

P D C Aでプランといったら、基本的には5W2Hで、いつどこで誰がなぜ、どのようにどれくらいやっていくかということになってくると思いますが、なぜこれをするのかというところがもう少し書かれてる方がいいのかなと思います。これだけ読むと、とにかく参加させましょと、どんどん促進しましたと、結果は「全国大会の出品は1.3倍になりました」「意欲が高まりました」ということですが、それは副産物であり当初の狙いではないと思います。そうであれば、当初の取組目標のところに、「こういったことを目的に」あるいは「こういったことを重点に、軸足を置きながら、この調べる学習コンクールへの参加を促進する」というのであれば何となくわかるのですが、とにかくこれは人数を増やすというところに終始されてくるなと思うと、もう少し計画のところ、プランのところの書き方を改良していただけるとありがたいです。

これは重点項目1の③だけに限ったことではなくて、他全てを見せていただくと「努める」「促進する」「推進する」のような言葉がありますが、全文を読んでもなぜしないといけないのか、何のためにしなければならないのかを読み取れない項目もあります。

ぜひ次の令和7年度の計画を立てられるときには、一旦「なぜ」もしくは「何のために」を少し書いてもらえるとより濃い計画になるかなと思いました。

岡本教育長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

澤田委員

重点2の1のいじめのところで質問です。

アンケートで積極的に認知を進めるということで、とても大事なことでと思います。

アンケートで具体的に見逃さずに発見できるように、どの程度どんな取り方をしているのかなということが気になりました。というのは他地域で、年間3回同じ児童生徒にアンケートを行い、1回目2回目にネガティブな回答、3回目に極端にポジティブな回答だったと。3回目だけを見て大丈夫と思ったすぐ直後に自死に至ったということが起こっています。なぜ最後をポジティブにしたかということ、学校への諦めだとか、「言ってもどうせ」とかいろいろなことがあるのだと思いますが、経年というか、年間の中でどのような推移があるか、そういう少しおかしな動きをしている児童生徒がいたときに、まず担任が見ると思うのですが、校内体制、あるいは担任がぱっと見たときにわかるようにデジタル化がされているのか。あるいは子どもたちがまずアンケートに答えるのが手書きだったりすると、それを集計するのも大変で発見が遅れるということもあるようですので、どのようにアンケートを取られているか伺いたいと思いました。

村島総括次長

市教育委員会主催といいますか、市教育委員会から学校へ依頼しているアンケートは2学期に無記名式で文字を紙に書くようなタイプのアンケートになっております。

こちらについては国の方も記名式以外の無記名式での、本人が書きやすい形でのアンケートの推奨が行われているためにそのような形をとっております。

また各校では、学校独自で記名式や無記名式で、年間複数回必ずアンケートを実施するようにと指導しております。

先ほど委員の方からおかしな動き、あるいは担任が最初に早期発見に繋がるような確認の方法というお話ありましたが、他にQ Uのアンケートを行い、懇談等も行っております。

令和6年度の取組目標にも書いておりますが、どうしてもアンケートだけに頼るという傾向が強いので、毎月の学校からの報告を市教育委員会に受けておりますが、アンケート以外で普段の関わりの中でもこれはいじめではないかというところの認知をさらに増やしていきたいというところを研修等で伝えているところです。

さらに③令和6年度取組目標で回収率がまだ100%ではありませんので、特に不登校の児童生徒、このアンケートに参加できなかった児童生徒はどのような思いであるかというところは、紙ではなくて家庭訪問等を行って実際に話を聞き取るということも大切にするようにという指導を続けております。

澤田委員

Q Uも有効だと思うのでぜひ続けていただきたいなと思います。

アンケートについては各学校に市で下ろしているもの以外にも取るようにというのが指示事項ということなのかなというふうに今聞かえたのですが、そうであれば、統一したシステムなり雛形なり、学校用に作った方が、先ほどお伝えしたような重大な事態になる前に防げる・発見できるという可能性は高まるかなと思います。子どもたちの尊厳・命に関わる可能性もあることなので、ぜひ優先度を高く検討していただければと思いました。

岡本教育長

ありがとうございます。

太田委員

先ほどいじめの話が出ましたが、望まないことですがいじめが発生してしまうとまず学校対応、担任が対応する、あるいは管理職が対応し、まとまりがつかなければ、教育委員会に話が来るというのが流れといえば流れなのですが、そのような中で、学校にしろ、教育委員会にしろ、どれだけ「いじめをした方が悪いんだ」というふうなことを考え、言い切れる立場にある者がいるのかというところがすごく大切なことだと思います。

なぜかという、学校あるいは教育委員会の指導主事の先生というのは、いじめをした子どもの教育も担っての対応になってしまおうのです。これでいいか悪いかというのはそれで収まればいいですが、なかなか対応して収まらないというのが私も教育委員会にいたときに何回も経験したことです。そうなったときに、教育委員会だけで果たして、はっきりと物が言える立場の者がいるのか、そういう体制があるのかというところがすごく気になります。

他市のことで言えば申し訳ないですが、寝屋川市では、市長部局にいじめ対策室みたいなものを作り、そこでことの顛末も含めて対応するということがありますが、大東市はその辺の考え方というのは何か動きも含めてあるのか教えていただきたいです。

村島総括次長

本市におきましては、いじめ監察課のような、市長部局でのいじめ担当の動きは特に現在ございません。昨年度より教育アドバイザー、警察OB2名体制にしまして学校教員、教育委員会を高所からアドバイスいただき、また警察との連携をスムーズにという形でのアドバイザー制度をスタートさせたところになります。

この教育アドバイザーの制度は北河内においても数はまだ少ない形になっておりますので、この辺りを充実させていきたいと考えております。

太田委員

教育アドバイザーというのはどういう立場の方ですか。

村島総括次長

指導・人権教育課で勤務いただいております会計年度任用職員になります。

岡本教育長

よろしいでしょうか。
他いかがでしょうか

齊藤委員

「重点4 徹底的家庭応援」の3の③の中で、家庭教育の重要性の浸透というのが取組目標にあり、取組内容を「家庭教育支援に関する要綱を策定する」としたが結局できなかった、そして次年度は「策定に努める」となっています。できなかった理由として、小学校4年生の保護者の状況把握調査をしたけども分析ができなかった。来年度は小学校1年生の保護者の状況把握調査をする。そうすると4年生と1年生の状況把握調査をして、要綱の策定を行うということですか。

今年度できなかったのに次の年度は「努める」となっているのは、少し言い方的に弱いかなと思います。

また、要綱の策定というのは大東市独自のものなのでしょうか。

長町課長

今回小学校４年生の保護者に対しまして状況把握調査を行いました
が、その中で学校・家庭・地域の役割分担について１２項目伺いました。
我々が想定していた回答内容と実際の保護者の回答に違いがありました。
例えば「地域の歴史伝統は地域の方で担うべきもの」と想定して
いましたが、僅差ではありますが「学校の方」が多く挙げられて
いました。また、命の大切さについても家庭の方が中心に担うべきで
はないかといった我々が想定していた部分と違うところがありまし
て、小学校１年生の保護者に対しても、実際この辺を含めて、我々の
想定が違うのか、それとも今考えられている保護者の方がこのように
考えられているのかというものを確認したいと思い、小学校１年生に
アンケート調査を実施させていただこうと思っております。

家庭教育支援に関する要綱につきましては、大東市独自の要綱とな
っております。こういった要綱を策定することで、大東市の家庭教育
に対する今行っている事業について周知を図っていきたいという思い
です。おそらく策定できると思っておりますが、「努める」という形
で記載させていただいております。

岡本教育長

他いかがでしょうか。

中野委員

長寿命化のところですが、大体どれぐらいの割合が完了していて、
いつぐらいに粗方終わるというめどが立ち、その後、どれぐらいの期
間を維持できるかについて教えていただけますか。

芦田総括次長

現在の学校の長寿命化改良工事の状況についてお答えをさせていた
だきます。

現在、工事そのものが完了しているのは２校ということですので、
それを進捗率に表しますと１０％ということになってしまいます。

また今年度から２校、新たに着手をしております、来年度にはさ
らに１校着手する予定でございますので、着手というところでいきま
すと、５校のめどがついたという状況でございます、設計業務を
今、１校発注しておりますので、６校については整備をするというこ
とが確定している状況でございます。

そうなりますと全体の３割という６校のめどがつかしました。

合わせて（仮称）ほうじょう学園についても今整備構想を進めてお
りますので、それを加えますと８校ということになろうかと思ってお
ります。

一方で長寿命化計画を令和元年度に策定いたしました、５年が経
ちまして、元々の計画といたしましては、令和１１年度までに集中的
に工事をするという計画でしたが、当初から無理がございました。

初年度から５校に着手するといったところ、２校にしか着手できな
いというようなところは、財政事情等の影響もあってということでは
ございますが、この間、コロナもございました。

また建築費の高騰ということもございますので、学校の整備状況そ
のものでいきますと今の進捗ペースで考えますと、令和２０年ぐら
いまでかかりそうなことになっている状況でございます。

一方で計画についてもかなり内容のずれが出てきておりますので、

令和7年度においては予算をつけていただきまして、計画の改定業務に取り組んでまいります。

5年前にも、劣化度調査、建物の健全度調査ともいいますが、こういったことで具体的なコンクリートの劣化度といったものを調べまして、建物の健全度というところについては、再整理をしたいなと思っております。

その整理に基づいて、また工事順や工事年次というものを決めていきたいというふうにも考えております。この中で、また全ての学校についてどのような順番を出していくのかというところについては、正直まだ財政部局等との協議を重ねながら、具体的なビジョンは変えていきたいなと思っておりますが、どれだけ計画を巻いたところでも、やはりあと10年以上はかかりそうな状況でございます。

この中にはまた小中一貫校ということの検討も視野に入ってくるとも考えております。

また一方で、この整備については、長寿命化改良工事というのは一度整備をいたしますと、今後30年以上活用するということを想定しそのような工事を組むということをしております。

既に工事のめどがついたところについては、今後30年以上については定期的な改修あるいは点検を怠らないということであれば、30年以上の活用が可能になるというふうに考えているところでございます。

中野委員

当初の計画が無理ということはいいいのですが、改修して30年持ち、最後が令和20年ぐらいなるということで、その次の改修が令和50年と、早いもので言うと令和30年から35年ぐらいから改修が始まっていくとなると、向こう30年後に12校の小学校と8校の中学校があるのかどうかと話になってくると思います。

これは教育委員会だけが考える問題ではなくて行政も含めて考えないといけない問題かなと思いますが、そのときの人口の状態がこのままいくとうどうなって、どの小学校に何人でどの中学校に何人でとなると30年後のイメージがつかますよね。迫ったときにバタバタと議論したところで、また地域の人々の意向などもあると思うので、この改修の中で次は30年後にまたこのサイクルが来るという前提条件のもと、行政の方、教育委員会の方を含めて、人口動態と校区の必要性であるとか、あるいは小中一貫校に変わっていくのであるとか、そういったところも含めて検討が必要かなと思います。教育委員会が全部担うことはないと思っていて、行政・議員の方々含めて30年後もイメージしながらこの仕事に携わるかどうかだと思います。30年後をイメージして今決断するかどうかを皆さんがお伝えする場面があれば、そういった考えも含めて伝えていってもらえたらなと思いました。

北本部長

中野委員がおっしゃったことにつきましては、最近逢坂市長が同様のご発言を我々に対して様々な場面でおっしゃられるようになりました。令和7年度のタイミングで大東市教育大綱の改定と、大東市総合戦略の改訂がございます。おそらくですが、教育大綱の改定の段階で総合教育会議において、今委員がおっしゃったような議論が出てくるのではないかと事務局では想定をしております。

ですので中長期的なビジョン、学校のあり方をご議論いただいて計

画の中にどう落とし込んでいくかというのが、来年度の教育委員会としての大きな仕事になるのではないかとというのが現状でございます。その節はよろしくお願いいたします。

岡本教育長

他いかがでしょうか。
ありがとうございました。

岡本教育長

3番、大東市学校給食費の徴収に関する要綱の一部を改正する要綱について、報告をお願いします。

芦田総括次長

「大東市学校給食費等の徴収に関する要綱の一部を改正する要綱」につきまして、ご報告いたします。

本市では、令和6年10月以降、大東市立小中学校に通う児童生徒の学校給食費を無償化としたことにより、現在、学校給食費相当分の徴収対象者は、教職員等及び学校給食費等負担者となっている状況でございます。

このような状況の中で、今回の改正は、教職員等の学校給食費に係る改正についての2点でございます。

まず1点目は、第5条に規定しております教職員等の学校給食費に相当する額の改定でございます。

精米価格高騰分を含めた食材費相当分を徴収するため、教職員等の学校給食費等の負担の見直しを行います。

小学校に勤務する者につきまして、1食あたり20円増額し、295円となり、中学校に勤務する者につきましては、1食あたり25円増額し、355円となります。

2点目は、第12条に規定しております教職員等の学校給食費等の納付方法の追加でございます。

現在の口座振替及び自動払込みに加え、給与からの天引きの方法による納付も可能といたします。

このことによりまして、事務の簡素化をはかるとともに、給食費の払い漏れなどが、より減少することを期待しているものでございます。

報告につきましては、以上となります。
よろしくお願いいたします。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

岡本教育長

4番、大東市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱について、報告をお願いします。

村島総括次長

一般業務報告「大東市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱について」、ご報告申し上げます。

小・中学校の支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減するために支給する「特別支援教育就学奨励費」につきまして、国の補助金交付要綱等が改正されたこと等に伴い、本市の支給要綱につきましても所要の改正を行ったものでございます。

主な改正点は3つございます。1つめは、学校給食費が無償化されたことに伴い、「特別支援教育就学奨励費の支給対象項目から学校給食費を除外したこと」でございます。2つめは、国の補助金交付要綱

等の改正に伴い、「特別支援教育就学奨励費の支給対象世帯の所得判定を行う際に使用する『収入額・需要額調書』の様式を改めたこと」でございます。そして3つめは、「軽微な文言の修正など、規定の整備を行ったこと」でございます。

資料として、改正内容の「見え消し」をお示ししておりますので、詳細につきましては資料をご確認ください。

施行は、令和7年4月1日でございます。

よろしくお願い申し上げます。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

岡本教育長

以上で本日の日程は全て終了となりました。

岡本教育長

それでは、次回の日程につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

北本部長

次回、4月の教育委員会は「4月18日（金）午前10時」からの開催でいかがでしょうか。

岡本教育長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、次回は4月18日午前10時から開催することといたします。

岡本教育長

以上をもちまして、3月定例会を終了といたします。
どうもありがとうございました。

以上

令和7年4月18日

岡本教育長

齊藤委員